

2012年度 東京都予算編成に対する要望書

日本共産党東京都議会議員団

2011年12月21日

東京都知事 石原慎太郎 殿

2011年12月21日

日本共産党東京都議会議員団

2012年度東京都予算編成に関する要望について

東日本大震災、原発事故から、9カ月がたちました。都政には、被災地の復旧・復興、被災者・避難者支援、放射能から子どもと都民の命と健康を守る取り組み、防災対策の抜本的強化など、緊急課題への取り組みが求められています。

さらに労働法制の改悪による雇用の破壊、社会保障、セーフティネットの機能喪失などに加え、世界経済危機と異常な円高は長期にわたって低迷が続く日本経済への深刻な打撃となり、生活保護受給者の増加、小中学生の就学援助の増大、中小企業の倒産など、都民のくらしと雇用、営業は深刻さをましています。

こうした下で、都政がなすべきことは、都民の苦難を打開するために、あらゆる手立てをつくすことです。

来年度は都税収入の大幅減収となることが見込まれていますが、なお都の一般会計予算は6兆円規模と見込まれ、オリンピック基金4千億円もふくめて、活用可能な基金残高も9千億円以上あります。五輪招致のための外郭環状道路をはじめ、巨大港湾施設など、不要不急の公共事業や無駄づかいにメスを入れ、大企業の法人事業税の超過課税の税率を引き上げるなど独自の財源確保策を行うなら、切実な都民要望にこたえ、福祉・防災都市への道を着実にすすむことは十分可能です。

来年度予算編成にあたっては、こうした立場から、放射能対策、防災対策、福祉、医療の拡充、中小企業対策、雇用対策などに、重点的に予算を配分することが求められています。

日本共産党は、知事が都民のくらしと営業の厳しい現実を直視し、切実な都民要求にこたえる立場にたって予算編成を行うよう、つよく要望するものです。

目 次

<1> 大震災・原発災害への対応、東京の防災対策を抜本的に強化する	1
1 放射能から子どもたちを守るために	1
2 震災対策の抜本的強化	3
3 消防・救急体制の充実	8
4 豪雨・水害対策の充実	9
5 被災地・都内避難者への支援の充実	9
6 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換の促進	11
<2> くらしと雇用への支援を強化する	12
7 雇用・就労支援、職業訓練の充実	12
8 生活支援の充実	15
9 クーラー設置支援など熱中症対策の推進	17
<3> 高齢者福祉にあらためて光をあてて拡充する	18
10 高齢者の医療の充実	18
11 介護への支援と負担軽減の推進	19
12 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備	19
13 高齢者の福祉の充実	20
<4> 少子化克服にむけた総合対策をすすめる	22
14 子どもの貧困打開など子育て支援の充実	22
15 待機児解消にむけた保育の充実	23
16 ひとり親家庭への支援と女性福祉の充実	25
17 社会的養護の充実	26
18 児童虐待防止対策の強化	27
<5> 障害者や難病患者の生活と権利をまもる	29
19 障害者の全面参加と平等の推進	29
20 難病患者などへの支援の充実	35
<6> 福祉をささえる基盤をかためる	37
21 福祉人材への支援と地域福祉の推進	37
22 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進	39
<7> 保健・医療の充実をすすめる	39
23 都立病院、公社病院の充実	39
24 医療・看護の充実	41
25 保健、公衆衛生の充実	45
<8> 中小企業、農林水産業への支援を拡充する	50
26 中小企業の振興にむけた総合対策の推進	50
27 資金繰りへの支援の強化	53
28 ものづくりへの支援の強化	53
29 商店街への支援の強化	54
30 中小建設業への支援の強化	56
31 業種別支援の充実	57
32 農林水産業への支援の強化	58

<9> 30人学級実現、どの子ども大切にしている教育のために	60
33 教育費の負担軽減の推進	60
34 30人学級実現、小中学校の教育条件の充実	61
35 都立高校の教育条件の充実	63
36 相談体制・日本語教育など、きめ細かい教育支援の充実	65
37 私学教育の振興にむけた支援の強化	66
<10> すべての障害児にゆきとどいた教育の保障を	67
38 特別支援学校の教育条件の充実	67
39 小中高等学校における特別支援教育の充実	69
40 放課後、卒業後の充実を	70
<11> 社会教育、大学、青少年への支援を強化する	71
41 社会教育の充実	71
42 首都大学東京などの教育・研究条件の充実	71
43 青少年施策の充実	72
<12> スポーツ・文化振興への支援を強化する	73
44 都民のスポーツ要望の実現	73
45 芸術文化の振興	74
<13> 男女平等、消費者行政、卸売市場を拡充する	75
46 男女平等と女性の地位向上・権利をまもる施策の推進	75
47 消費者行政の充実	76
48 築地市場の豊洲移転中止・現在地再整備、卸売市場の充実	78
<14> 生活基盤の整備をすすめる	79
49 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換	79
50 都市交通・公共交通の整備、交通バリアフリーの推進	82
51 防犯対策の推進	84
52 上水道・下水道の充実	85
<15> 地球温暖化などの環境対策を強化する	85
53 地球温暖化、ヒートアイランド対策の推進	85
54 緑の保全・拡大、自然との共生の推進	86
55 大気汚染などの公害対策、アスベスト対策の強化	88
56 省資源・リサイクル、廃棄物対策の強化	90
<16> 都民が主人公の都市づくり、行財政運営に転換する	91
57 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換	91
58 過大な港湾整備、臨海開発の見直し	92
59 都民施策優先の行財政運営への転換	93
<17> 多摩・島しょの振興をすすめる	95
60 多摩格差の解消	95
61 島しょ振興、三宅島復興支援の推進	101
<18> 非核・平和の東京を実現する	106
62 米軍基地のない非核・平和の東京の実現	106

大震災・原発災害への対応、東京の防災対策を抜本的に強化する

1 放射能から子どもたちを守るために

(1) 放射能から子ども、妊婦、都民を守りぬく姿勢と体制の確立

庁内に放射能汚染対策本部などの専管組織を立ち上げ、全庁横断的、長期的に取り組むこと。
地表土、野菜、牛乳、魚、海底土、大気浮遊じん、降下物等について、セシウムだけでなく、ストロンチウムなどすべての放射性核種の調査・分析を継続的に、よりきめ細かく行うこと。
放射線の調査・分析を行うための、検査機器および専門職員による検査体制を、抜本的に拡充すること。
内部被ばくの予防対策を抜本的に強化すること。子どもたちの疫学的な健康調査を、継続的に実施すること。
母乳や子どもの尿中のセシウム・ストロンチウム含有量の測定について、希望する都民の要望にこたえることができるよう、体制整備をはじめとした対策を実施すること。

(2) 空間線量の測定と除染の推進

放射能から子どもを守るため、学校・公園など全都有施設で詳細な放射線測定を行い、局所的に線量が高いミニホットスポットの必要な除染を行うこと。区市町村が独自の方針に基づき、都有施設の測定と除染を都に求めたら応じること。区市町村がつくった除染計画や除染基準を尊重すること。
都民や児童生徒の保護者が都有施設内の放射線測定を希望する場合は、受け入れること。その測定値が高かった場合は、都としても調査し、除染などの対策を実施すること。
保育園、幼稚園、小中学校、通学路、児童公園などのきめ細かい調査・測定を直ちに実施し、必要な除染を行えるよう、区市町村を支援すること。
道路脇の砂がたまりやすい部分、排水溝・側溝、落ち葉や雨水が溜まりやすい場所、草地などのホットスポットになりやすい場所について、公有地、民有地をふくめて除染をすすめるためのマニュアルを作成し、区市町村と協力して、必要な除染を行うこと。その場合の、技術的・財政的支援を行うこと。
都として除染チームを設置すること。区市町村等から要望があるばあい、測定および除染について技術的支援を行うこと。

(3) 食品、給食等の放射能検査と安全対策の強化

公立・私立の小中学校、幼稚園、保育園などの給食食材の放射能検査を支援するとともに、都立学校の給食食材を測定すること。
食肉、野菜、魚介類、牛乳など食品の放射能検査および安全確保対策を強化すること。牛肉の全頭検査を継続して実施すること。
放射能検査済みマークの食品への表示制度を実施すること。
コメや野菜など都内農作物、水産物の放射線量をすべて測定し、公表すること。
食品や水の暫定規制値を抜本的に見直して、よりきびしい規制値にするとともに、子どもについては成人

よりきびしい規制値を設定するよう、政府に要請すること。

(4) 上水道、下水道、ゴミ焼却施設の放射能汚染対策の強化

下水道焼却施設から出る排ガスの放射性物質を遮断するうえで、各施設のフィルターの性能が十分かどうか、都民が納得できるように説明すること。

下水道焼却施設ごとに少なくとも毎日、2回以上は測定し、公表すること。

一般ゴミを焼却するすべての施設について、排ガスの放射性物質の排出を防止するフィルターの機能について、都民に明らかにするよう求めること。

ゴミ焼却施設についても、施設ごとに毎日2回以上は測定し、公表するよう求めること。

上水道汚泥、下水道汚泥および焼却灰の各運搬車などの粉じん対策、放射性物質の飛散対策等の詳細を公表すること。

(5) 被災地のガレキの受け入れについて

被災地のガレキをふくむ災害廃棄物や混合廃棄物の処理については、徹底した測定と公表、近隣住民への説明をはじめ、厳重な監視を行う体制を整えること。

それぞれの廃棄物の運搬や受け入れに使用する車両等の、粉じん対策、放射性物質の飛散対策の仕様などの詳細を公表すること。

受け入れる各施設の場所、焼却処理能力、焼却機能、焼却後の焼却灰の各運搬車等の、粉じん対策、放射性物質の飛散対策の仕様などの詳細を公表すること。

受け入れる各民間施設の焼却排ガスの各種有害物質、放射性物質の排出を防止するフィルターの機能について、都民に公表すること。各施設からの焼却排ガスについて、下水道処理施設と同様の放射線量測定、各施設周辺の空間放射線量測定を義務づけること。

(6) 中央防波堤に埋め立てる放射性物質の環境への影響について、検証し公表すること。

(7) 土壌、落ち葉等の対策の強化

比較的低線量であっても、土壌中の放射性物質が生態系にどのような影響を与えているのかを検証、調査すること。

落ち葉、土のリサイクル事業における放射線量とその影響について、検証すること。

家畜の堆肥から高濃度の放射性物質が検出された問題について、堆肥にふくまれている動物のふん、おがくず、落ち葉、土壌など何が原因か調査すること。

西多摩など山間部の土壌・落ち葉、わさびなど林産物、奥多摩湖のワカサギ・ウグイ等、養殖魚、山小屋などで飲み水として利用される湧水、シカ・イノシシなどの野生動物の肉について、放射線検査を行うこと。

(8) 放射能測定および除染にかかる費用と、風評被害などの損害への補償は、東電と国に支払いを求めること。

2 震災対策の抜本的強化

- (1) 防災対策の「第一は自己責任原則」というこれまでの方針を改め、都が、都民の生命、財産を守るという自治体本来の責任を果たすために全力をつくすこと。
- (2) 東日本大震災の教訓に学び、歴史的、地球の見地から東京で起こりうる、あらゆるタイプの地震、最大の規模と震度の地震を想定し、震災対策を抜本的に強化すること。
- (3) 地震災害を未然に防ぐ予防対策を震災対策の最優先に位置づけ、住宅、都市施設、生活インフラの耐震化をはじめ予防対策の抜本的強化を図ること。
- (4) これまでの東京一極集中、東京の過密化の危険を直視し、一極集中路線を転換するとともに、大都市ならではの災害への備えを強化すること。
- (5) 木造住宅密集地域の安全化の促進
木造住宅密集地域の整備にあたっては、「倒れない、燃えない」まちづくりを中心にすえ、住み続けられること、および住民の合意を、大原則にすること。行政や民間デベロッパーなどによる上からの一方的な方針のおしつけ、住民の追い出しはしないこと。
一つ一つの住宅を耐震化し、燃えにくい外壁構造にしていくことや、消防車が入れるようスミ切りをするなど修復型のまちづくりを基本とし、そのための制度や助成を抜本的に拡充すること。
住宅の建て替え・共同化を通じて、不燃化・耐震化を推進するとともに、避難路や避難場所の確保をすすめること。そのためにも、建て替えや共同化への助成を行うとともに、借家人等に対するコミュニティー住宅建設、公共用地の確保を支援すること。
住民の不安や疑問にこたえ、合意を促進するため、大学などの研究機関やNPOなどの専門家による相談・支援対策を拡充すること。
- (6) 木造住宅の耐震化・不燃化の促進
住宅の耐震化は、所有者の自己責任という都の基本姿勢を改め、都民の生命・財産と、地域・まちを守るための行政の最大の課題と位置づけること。
木造住宅耐震化助成対象地域を都内全域に拡大し、対象額についても定額補助とし、助成額を抜本的に引き上げること。一部屋や一階のみなど部分的改修も対象にするなど、費用の心理的負担と実際の負担の両面での軽減を図ること。
区市町村と協力し、耐震改修事業を地域経済の振興策、福祉のまちづくりとの連携事業としても位置づけ、中小企業の振興、バリアフリー化やリフォームと結合させて推進すること。
- (7) マンションの耐震化の促進
都内マンションの全棟調査を、東日本大震災の影響と、来たるべき大震災への備えのそれぞれの角度から詳細に行い、ふさわしい体制を構築すること。
マンション管理組合への親身な相談体制を拡充し、合意形成を支援すること。

マンションの耐震診断・改修への助成率・上限率を抜本的に引き上げ、改修を行う管理組合の費用軽減を図ること。人命を守る立場から、共用部分やマンションの1階・2階部分の耐震化など、部分改修についても助成するなど、制度を拡充すること。

リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置などのエレベーター閉じ込め防止装置の設置について、既存マンションもふくめて義務付けを検討し、助成を行うなど、エレベーターの地震対策を強化すること。

家具、電気温水器、受水槽、高置水槽などの転倒防止について呼びかけ、必要な支援を行うこと。

備蓄倉庫の設置、震災や津波時に避難所となるマンションとの協定締結などをすすめるとともに、必要な支援を行うこと。

(8) 都営住宅の耐震化の促進

耐震化が必要と考えられる推計約10万戸の都営住宅について、2015年度までに100%耐震改修を行うこと。

建て替え対象としながら当面の建て替え計画がない建物は、耐震改修を行うこと。

(9) 学校など公共建築物の耐震化の促進

東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化を早期に完了させること。

公立・私立の小中学校、高校、幼稚園、保育園等の施設耐震化への支援を強め、早期に完了させること。

公立学校の耐震補強工事等に対する補助制度は、I s値0.3未満の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また、老朽校舎の改築、改修、増築への補助制度を創設すること。

(10) 液状化・地盤対策の強化

都として追加ボーリング調査や、区市町村及び民間機関との協力によって、より精度の高い地盤情報を集め、都民が容易に閲覧できるようにすること。

都民が、みずからの住居などの地盤の現状(地質柱状図など)や、過去の土地履歴(災害履歴、施工履歴、埋め立て履歴)などの情報を、十分にえることができるよう支援すること。

都民が、みずから宅地地盤の診断及び改良工事を行う場合に、必要な技術的援助と費用の助成を行うこと。宅地や住宅の販売会社に対し、購入予定者への地盤の品質説明、対策工法と費用などについての専門家による説明を義務づけること。

大地震時に滑動崩落等の恐れがある大規模盛土造成地の変動予想調査を行い、住民に情報提供すること。

改修への支援も、市町村との協力ですすめること。

今回の大震災で住宅の液状化被害をうけた都民への経済的支援を拡充すること。

(11) 長周期地震動対策の強化

都内の超高層建築物における東日本大震災の状況と影響について、全棟調査をただちに実施すること。

長周期地震動への対策について、構造物、外壁パネルなど非構造物、エレベーター対策、照明・オフィス器具・家具の転倒防止など室内の安全確保、水や食料備蓄などの避難対策など、それぞれの側面から調査し、必要な指導を行うこと。

長周期の揺れに短周期の揺れが重なることによる、超高層ビルの中層階での変形など、東日本大震災で新たにあらわれた問題について調査し、適切な対策を講じること。

(12) 上下水道、電気、ガスなどライフラインの耐震化の促進

電気事業者に施設・設備のいっそうの耐震化を求めること。病院や学校、避難場所・避難所、社会福祉施設はもとより、幼稚園、保育所等に対し、自家発電設備の設置を支援すること。

電柱の倒壊による停電や道路閉塞を防止するため、電力事業者と連携して、電線類の地中化を促進すること。

震災による停電時にも自立運転により電気使用が可能な太陽光発電、電気・水道停止時にも非常用水としてタンク内のお湯が使用できる太陽熱利用機器の設置を、促進すること。避難施設として貢献する事務所やマンションの自家発電装置の設置に対して、支援を行うこと。

東京ガスの経年管や、震災時にガス漏れを引き起こしやすい白ガス管の取り換えをはじめ、設備耐震化の実施状況を点検し、より規模や震度の大きな地震への対応を図るよう求めるとともに、復旧計画の再検証を求めること。

上水管の耐震継ぎ手など送配水管、配水池・ろ過池および浄水施設、下水処理場の耐震化、自家発電設備の設置、下水管やマンホールの耐震化および浮上防止など、上下水道施設の耐震化、液状化対策をすすめること。

断水時の飲料水・トイレ等の確保について、抜本的に強化すること。

水再生センターの津波対策を強化し、津波防護壁の設置、地盤のかさ上げ対策を行うこと。

(13) 鉄道の耐震化、水害対策の促進

都営地下鉄はもとより、都内で運行する鉄道の耐震化については、震度7を想定し、構造物の補強、土砂崩れ防止、液状化について徹底した調査を行い、対策を講じること。

都営地下鉄の入出庫線高架部の柱等、法定外の部分の耐震補強を実施すること。

発災時に安全確認を行い、万全を期したうえで早期に運行を再開するための人的・物的体制について、鉄道事業者と協力して点検し、必要な補強を行うこと。避難誘導や保線など安全にたずさわる現業職員のリストラ・外部委託の見直しを求めること。乗客の避難誘導や情報提供、施設の点検のためにも、被災時の連絡・通信網の確保を図ること。

都営地下鉄をはじめとする鉄道各社において、地震とともに津波による水害を想定し、必要な対策・訓練を行うよう求めること。都営地下鉄・本所吾妻橋駅の防水扉を電動式に改善すること。

地震および津波情報が、列車乗務員、駅職員にすみやかに伝わるよう対策を講じること。

(14) 道路・橋りょうの耐震化の促進

緊急輸送道路等に架かる橋りょうの耐震化を早急に完了させるとともに、緊急輸送道路等以外の都道の橋りょうの耐震化も、「橋梁の管理に関する中長期計画」を前倒しして完了させること。

(15) 海拔ゼロメートル地帯など東部低地帯の浸水を防ぐ河川の堤防・護岸の耐震化の促進

都が管理する東部地域の河川の堤防・護岸などについて、地震および津波の新たな想定にもとづき総点検すること。「レベル1」地震対応で2015年度までに耐震化を完了させるという都自身の目標を、緊急にやりとげること。

すでに「レベル1」地震動対応の耐震化を完了しているところについては、「レベル2」対応に目標を引き上げて、耐震補強を計画的にすすめること。

(16) 津波対策の強化

東京湾における津波の新たな想定にもとづいて、防潮堤、護岸、水門、防潮扉（陸こう）など海岸保全施設を総点検し、必要な整備・耐震化を緊急にすすめること。

津波による浸水危険地域にある福祉施設や事業所など多数の人が出入りする施設にたいしては、津波対策の指針（ガイドライン）を都として策定し、周知すること。

平時より、津波からの緊急の避難路、避難方法を明確にしておき、住民や事業者に周知徹底すること。避難場所・避難施設として、一定以上の高さの建物を確保し、利用できるようにするため、建物所有者・管理者との協定を推進し、ひろげること。

(17) 東京湾石油コンビナート等の防災対策の強化

東京湾岸に林立する石油タンク等危険物施設の安全対策を、抜本的に強化すること。国まかせにせず、都みずから湾岸の関係自治体と協力し、企業にも協力を求めて、岸壁の地盤情報を入手し、地域ごとの対策を検討すること。

(18) 防災まちづくり・防災コミュニティへの支援、防災拠点の確保の推進

地域の特性に応じた防災空地・防災活動拠点の確保など、防災地区づくりを区市町村と協力してすすめること。

住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修への助成・援助を行うこと。

一時集合場所や避難所を地域にきめ細かく確保すること。

災害の予防、延焼遮断帯の形成、災害時の救出・救助活動の拠点、避難場所、復旧対策などに活用できるオープンスペースとして、十分な面積をもつ都立や区市町村立などの都市公園を増やすとともに、防災用トイレ、発電機の整備などをすすめること。ヘリコプター活動拠点の整備をすすめること。

各地で生まれている防災コミュニティづくりの事例を積極的に紹介・普及するとともに、財政的援助をふくめ、都として支援策を具体化すること。

災害時支援ボランティアの育成を促進すること。災害ボランティア・ネットワークなど、市民活動団体と連携し、地域レベルで災害ボランティア・コーディネーターの養成をすすめること。また、危険地域でのボランティア活動に給付される保険への補助を行うこと。

学校教育や地域で、防災教育の取り組みを充実させること。

(19) 飲料水・食糧・生活必需品などの備蓄の充実

都民および帰宅困難者のための飲料水、食糧、生活必需品などの備蓄は、全体としては少なくとも一週間分以上は確保できるよう、都として各方面に働きかけと支援を行うこと。都としては、とりわけ被害のひどい地域への対応を長期間できるよう、備蓄を大幅に増やすこと。

備蓄は、非常食や水、毛布、担架、医療・衛生用品、ラジオ、非常用電灯、携帯トイレ、着替え、おむつ、アレルギー対応食、燃料、電池など幅広い物資を対象とすること。

都や区市町村の物資が、各地域、各家庭にもれなく供給できるよう、備蓄所を確保すること。

給水車を抜本的に増やし、きめ細かく配置すること。

(20) 災害時の医療体制の強化

災害拠点病院をさらに増やし、医療品・医療用品・資器材の備蓄等についても拡充すること。また、地域の中小病院への支援を強化し、「災害支援病院」として整備すること。

都内の病院の耐震化率100%を早期に達成するよう、支援すること。また、病院の自家発電設備や非常用電力確保への支援を拡充するとともに、診療所も対象にすること。

災害用医療チーム「東京DMAT」のチーム数をさらに増やすこと。「東京DMAT」を配置した病院の医師、看護師等を増やし、出動しても医療体制の水準が維持できるようにすること。

精神科医や臨床心理士等による「心のケア派遣チーム」設置支援事業を実施すること。

発災時に区市町村が設置する「医療救護所」の整備、医療品・医療用品資機材の備蓄等への支援を実施すること。

保健師の増員をはじめ、保健所の体制を拡充・強化すること。

都立病院、公社病院への救急災害用ヘリコプターの緊急離発着場整備をすすめること。また、地域の救急医療指定病院等の近隣に、公園などを利用して緊急離発着場を整備すること。

大規模災害時の医療計画や医療対応マニュアル、医療情報伝達システムを都の責任でつくり、全医療機関、区市町村等に徹底すること。

二次医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」を設置し、災害時の医療救護体制について検討を行うこと。

(21) 障害者、高齢者、乳幼児など要援護者への支援の充実

聴覚・視力・盲ろう・肢体不自由・知的・精神・発達をはじめとした障害者、人工透析患者、内部障害者、人工呼吸器利用の重症心身障害者や難病患者など認知症要介護の高齢者、乳幼児などに対するきめ細かい災害時支援体制を、当事者・家族の実態・要望を十分にふまえて確立すること。

災害時要援護者のため必要な機能・備蓄等を備えた「福祉避難所」を身近な地域ごとに整備すること。

区市町村、地域の町会・自治体、福祉サービス事業者等と協力し、要援護者1人1人に対する災害時の個別支援計画づくりをすすめること。

(22) 帰宅困難者対策の強化

大地震が発生した時に「むやみに移動を開始しない」ことが安全確保の原則であることを都民に周知するとともに、都民が安心してこの原則を実行できるよう、企業・学校・幼稚園・保育所などとその家族などとの安否確認・通信手段の確保、食糧など必要な物資の備蓄などを支援すること。

安否確認などの連絡が確実にできる通信手段、通信システムを、通信事業者と協力して確立すること。これを学校、福祉施設、中小企業などが導入できるよう財政支援を行うこと。

公共施設はもとより、民間の事業所などの施設を、帰宅困難者の一時受け入れ施設として活用できるよう、必要な備蓄を行い、電源も確保するよう、協定を結び、支援すること。区市町村や民間事業者等との連携のもと、誘導や帰宅支援の体制や拠点を整備すること。

外国人旅行者など、言語や地理の知識に困難をかかえる人々への特別の援助体制を確立すること。

(23) 事業所防災対策の整備と中小企業BCP策定への支援の強化

すべての事業所がみずからの事業所防災計画を作成し、実践できるよう、指導・援助を強めること。事業所が、近隣事業者や地域住民等で組織された自主防災組織との間で災害時応援協定を締結し、役割を發揮できるよう支援すること。

すべての事業所がBCP（事業継続計画）を策定し、それを実行する体制を確立できるよう指導すること。そのための中小企業への支援を具体化し、ひろげること。

(24) 原子力災害対策の強化

「東京都地域防災計画」の見直し、修正にあたり、「震災編」だけでなく「原子力災害編」の見直し・修正を行うこと。その際、東日本大震災と福島第1原発事故から全面的に教訓を引き出し、原発に批判的な学者もふくめて広く有識者・専門家の英知を結集し、都民に開かれた検討のもとにすすめること。浜岡原発での原子力緊急事態の発生を想定し、その重大な影響から都民の生命および財産を守るための計画または指針として策定すること。浜岡原発を廃止するために力をつくすことを明確に打ち出すこと。

3 消防・救急体制の充実

(1) 消防・救急体制の強化

消防車や重機などを、それらを担う人員とともに、緊急に拡充すること。消防力配備の基準を、東京の都市の実態に見合うよう改善し、不足する消防車などの種類・台数をただちに増強すること。

ハイパーレスキュー隊を増やすとともに、装備の充実を図ること。

大地震に備えて、家屋の倒壊や火災に対応するための資器材、救助用資器材等を、各消防署に整備し、充実を図ること。

多摩地域の消防署未設置市に消防署の設置を急ぐこと。その建設用地は都費により取得すること。山間部町村にヘリポートを増設すること。

耐震防火水槽の設置を促進すること。多摩地域の防火水槽不足地域の解消を図るために市町村への補助を行うこと。災害井戸を復活し、活用を図ること。

救急体制の拡充のために、救急隊員を増員すること。その際、女性隊員もふさわしく増員すること。救急車を大幅に増強し、救急車の更新、高規格救急車の増車を図ること。

(2) 地域防災力の強化

消防署と防災設備（防火水槽なども）を地域にきめ細かく配置すること。消防設備は、住民の初期消火活動に役立つよう、使いやすいものを使いやすい場所に配置すること。井戸の役割と活用も重視すること。

消防団への支援を拡充すること。23区の消防団分団本部施設の改築・改修、拡充を急ぐこと。団員の報酬や、費用弁償を大幅に引き上げ、団員の処遇を改善すること。防災服の更新を行うこと。電光標示器を整備すること。多摩地域の消防団の施設、機材の整備、待遇改善のため、市町村に対して新たな補助制度を創設すること。

(3) 住宅火災防止対策の強化

難燃性の畳や、防火性能がすぐれている発砲断熱材等についての情報を、広く都民に周知・普及すること。家屋の天井に取りつける自動火災消火装置の普及を促進するため、区市町村と共同して購入・設置費用への財政支援を行うこと。

4 豪雨・水害対策の充実

(1) 総合治水対策の推進

異常気象にともなう集中豪雨に対応するための対策を急ぐこと。局所的豪雨に対応する地下貯留管を増設すること。

雨水浸透策や地下室・地下街対策など都市型水害の抜本策を講じること。また、国、区市町村、民間とも連携し、総合治水対策を本格的に推進すること。

総合治水の見地から大型開発を抑制するとともに、開発にあたっては雨水の浸透、貯留・利用を基本とした都市計画や、開発者負担などを制度化すること。

河川流域での公共雨水ますの浸透対策の促進、個人住宅への雨水浸透ます等の設置にたいする助成の拡充、調節池、雨水浸透型舗装など雨水流出抑制対策を抜本的に強化すること。区市町村の雨水流出抑制対策事業への補助対象を、都内全流域に拡大すること。

都市河川、内部河川の改修、治水対策を重点的に行うこと。激甚災害指定された妙正寺、善福寺川の河川改修を促進すること。また、護岸、橋桁などの補強・改善を実施すること。

(2) 浸水防止対策の強化

地下鉄、地下街への浸水の防止、都心での窪地への雨水集中を防止する対策など、都市型水害対策を緊急に講じること。

地下室、半地下施設の適格性について再検討すること。水害予想地域の地下室、半地下施設の建設を抑制するとともに、既存建築物の対策を強化すること。

道路や鉄道との立体交差部分での冠水被害を解消するため、現場調査を実施し、冠水時の排水設備や警報装置の設置など安全対策を強化すること。

下水道事業の「経営計画2010」で指定された、くぼ地や坂下など浸水の危険性が高い対策促進地区20地区について、早期に1時間50ミリの降雨に対応できる幹線などを整備すること。

(3) 水害被害者への支援の強化

水害被害者に対する融資、営業補償見舞金を改善・充実すること。その際、水害被害者救済の施設改善資金融資は、新規施設だけでなく機械などの修理も対象とし、特別な利子補給を行うこと。

水害地域での高床式建て替えについて助成を行うこと。

5 被災地・都内避難者への支援の充実

(1) 被災地住民の生活と自治体への支援の強化

被災者が、衣食住の生活基盤、保健・医療・福祉・介護などで、健康で文化的な生活を確保できるよう、引き続き専門職を含む都職員の派遣、ボランティアへの支援をすすめること。

被災地自治体の行政機能を支援するため、都内区市町村と協力し、行政事務に長けた職員の派遣を行うこ

と。そのために必要となる職員の採用も行うこと。

子どもたちへの手厚いケアと十分な学校教育を保障するため、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を、都が採用することもふくめ、派遣すること。

(2) 水産業や農業、商工業、観光などの産業基盤回復への支援の強化

被災地の産業を支援し、水産物・農産物などの都内での消費拡大を促進するために、被災3県の物産販売促進と観光案内、復旧ボランティア活動の紹介などを恒常的に行える施設を提供するなど、総合的支援を行うこと。

被災県への観光ツアー支援を継続・拡充し、観光客の増加と消費拡大につながるよう支援を強化すること。被災地復興展示会や、被災県における中小企業の復旧・復興、ビジネス革新などに対する支援を実施すること。

(3) 都内避難者への支援の強化

都内への避難者が、都民と同様の行政サービスを受けることができるよう、支援を強化すること。福島第一原発事故の影響による被災者・避難者については、避難指示地域の内外を区別せず、支援を実施、継続、拡充すること。

被災者・避難者にきめ細かい情報提供を行うとともに、福祉相談窓口をはじめとした相談窓口を充実させること。親戚宅などに自主的な避難をしている人たちについても、区市町村と協力して実情を把握し、必要な情報と支援が行き渡るようにすること。震災前に住んでいた地元自治体からの情報も行き渡るよう支援すること。

避難者のコミュニティづくりを支援し、孤立化防止対策を強化すること。そのため、全戸訪問を継続するとともに、区市町村の施策への支援、相談窓口の常時設置、保健師や民生委員の訪問による対応などができるよう、職員の配置と財政支援を行うこと。

被災者・避難者の都営住宅等への入居を保障するとともに、期限を区切らず、被災地に帰れる条件が整うまで保障すること。民間住宅借り上げも、被災地に帰れる条件が整うまで継続し、東京の民間家賃水準に見合う基準に拡充すること。

上下水道料金の減免の期限を延長し、被災地に帰れる条件が整うまで継続すること。都営住宅・民間住宅など避難施設の形態を問わず、すべての避難者について減免の対象にすること。

乳幼児および子ども医療費助成は、窓口での一時支払いを要しないようにすること。原発事故によって避難しているすべての人たちの医療費の一部負担金を免除すること。

高齢者や障害者の交通パス等、交通費の負担軽減を継続し、さらに拡充すること。パスの適用を、東京にいる間は実施・継続すること。

都営住宅等への避難者に、米、食材、暖房器具等を支援すること。民間住宅等の借り上げ時にも、冷蔵庫などの必需品の提供をはじめ都営住宅と同様の条件にすること。

就業を希望する避難者については、都自身はもちろんのこと区市町村とも協力し、適切な雇用を創出すること。都立職業能力開発センターや民間教育訓練機関での職業訓練の被災者支援枠を拡大すること。

三宅島の火山災害の際の避難者支援の経験に学び、被災者が利用できる貸し出し農地を設置すること。

都内に避難している子どもたちの学校教育の機会を確実に保障すること。都内国公私立高校に通う被災・避難生徒に給付型の奨学金を支給できるようにすること。私立学校に通う被災・避難児童・生徒に対し、施設費や修学旅行費、交通費、学用品などの支援を実施・拡充すること。被災・避難児童・生徒を受け入れている私立学校に対し、特別補助を行うこと。

私立幼稚園に通う被災・避難園児保護者に対し、入園料、保育料等の負担が生じないようにすること。また園児受け入れ幼稚園に対し特別補助を行うこと。

乳幼児をはじめ、すべての都内避難者について、内部被ばくをふくめた健康診断を定期的を実施し、行動の記録もできるようにすること。

6 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換の促進

(1) 「原発ゼロの日本」への転換

原子力発電は未完成で危険な技術であることを認め、「安全神話」から脱却して、都として「原発ゼロの日本」の実現にむけた行動を起こすこと。

浜岡原発は休止ではなく、廃炉にするよう求めること。

(2) 再生可能エネルギー重視への転換

「東京都再生可能エネルギー戦略」で定めた、東京のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年度までに20%にするという目標にむけ、導入を急速かつ強力に推進すること。目標についても大幅に引き上げること。

環境NPOや研究機関、民間企業と協力し、都内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルと技術開発について全面的な調査・研究を行うこと。

太陽光発電の設置費用について、基金活用やリース方式などにより初期投資ゼロにむけた対策を実施することをはじめ、太陽光発電の大量普及促進対策を抜本的に拡充すること。

太陽エネルギー利用拡大プロジェクトおよび住宅用創エネルギー機器等導入促進事業は、期間を切らず継続し、拡充すること。集合住宅等太陽熱導入事業については、新規住宅だけでなく、既設住宅も対象にすること。

東京都の広大な海域を利用した洋上風力発電、波力発電の導入を促進し、実証実験を行うこと。島しょの経済・漁業振興と一体ですすめること。

安定した出力がえられる中・小水力発電の導入を促進すること。河川、区市管理の用水路、多摩地域の農業用水路のほか、上下水道、工業用水、火力発電所の冷却水などの利用をすすめること。

地中熱を利用した冷暖房空調システムの普及を支援すること。

間伐材、花粉症対策で伐採したスギ、ヒノキなどを利用した木質チップ・ペレットの生産と普及を支援すること。木質ペレットのストーブ、ボイラーなどの購入費助成を実施すること。

「電気のグリーン購入」について、大口需要者の購入義務化など、明確なルール化をすすめること。

都の施設・学校などへの太陽光発電、小水力発電をはじめとした再生可能エネルギー機器設置を強力に推進すること。保育園、特別養護老人ホームなどの福祉施設、幼稚園、小中学校、私立学校、マンション・集合住宅・団地などへの設置促進対策を実施・拡充すること。

区市町村が実施する再生可能エネルギー導入対策を支援すること。

再生可能エネルギーを新しい産業の柱として位置づけて、企業の技術開発や製品化・市場化などへの強力な支援を行うこと。

(3) 電力・エネルギーの効率的利用の促進

大規模集中型発電から、多様な再生可能エネルギーによる小規模分散型発電への転換を促進すること。
小規模分散型で発電した電力を、身近な地域をはじめ、工場、ビル、学校、家庭等で効果的に利用できる
ようにするエネルギーマネジメントを推進すること。双方向の次世代送電網「スマートグリッド」の実証
実験を、都心だけでなく市街地等で実施すること。

家庭や事業所の消費電力量が測定できる電力計の普及を促進し、電力消費の「見える化」をすすめること。
蓄電システムの普及を促進するとともに、企業による研究開発への支援を行うこと。燃料電池の利用、バ
イオマスエネルギー、植物性廃油の燃料化技術の開発などをすすめること。

電力の大口需要者に対して、消費電力総量の抑制を求めること。あわせて、太陽光や風力、マイクロ水力
など自然エネルギーをふくめた自家発電装置の設置推進を求めること。

電力制御装置をはじめ、中小企業設備リース事業や省エネ促進税制など、省エネや温暖化対策をすすめる
中小企業を支援する制度を拡充すること。

病院や診療所、学校、保育園、幼稚園がすすめる自家発電設備・非常用電力の確保や、省エネルギー化（電
球・蛍光灯のLED化、ガラスへの遮熱フィルム装着、カーテンの設置、冷温水ポンプのインバーター化
など）に対し、助成などの支援を行うこと。

希望する家庭および中小企業に対する省エネ診断員派遣制度を拡充し、診断員を増やすこと。

24時間営業・深夜営業の自粛、自動販売機の抑制など、照明電力削減の促進対策を都として講じること。

くらしと雇用への支援を強化する

7 雇用・就労支援、職業訓練の充実

(1) 「雇用対策本部」の設置

全庁横断的な「雇用対策本部」を設置し、雇用・就労対策を抜本的に強化すること。

(2) 最低賃金の抜本的引き上げ、雇用保険の拡充

最低賃金を時給1000円以上に改善するよう、国に求めること。

都独自に、最低賃金を時給1000円以上にする「東京ルール」や、公契約条例をつくるなど、実効性あ
る対策を実施すること。中小企業への支援策をあわせて実施すること。

雇用保険の給付期間を拡大するよう国に求めること。

(3) 若者の就労支援の強化、不安定雇用の解消対策の推進

都として、低賃金の非正規労働者を増やす政策から、正規労働者を雇用の中心にすえる政策への転換を図
ること。大企業に対し、非正規労働者の正規社員化の実施、新卒者の採用を増やすよう働きかけること。

「雇用は正社員が当たり前」の社会の実現にむけ、派遣労働法をはじめ労働法制の抜本的強化を、国に求

めること。

若者の正規雇用化を支援する事業を推進・強化すること。正規雇用の拡大に取り組む中小企業に対する助成を継続・拡充すること。

若者の現場実習・インターンシップを受け入れる中小企業への財政支援や、受入企業の開拓などを推進すること。

就職活動中の大学・高校生のための合同就職相談会、企業への採用枠拡大の要請、中小企業団体が開催する就職相談会に助成するなど、就職対策を抜本的に強化すること。

学校の求人開拓や就職面接会などに助成すること。都としても、就職面接会を各地で開催するなど、就活支援を拡充すること。

就職できなかった新卒者等に対し、仕事が見つかるまで無償で公共職業訓練を実施するなど、未就職者の就職支援事業を抜本的に拡充すること。

空き店舗等を利用した若者の開業・創業を支援するため、家賃補助や経営相談など、資金力と経験に乏しい若者を応援する仕組みをつくること。

労働法規や社会保険の基礎知識を、学校教育で学習できるようにすること。

大企業での労働環境が適正であるかどうか、現地調査、書類確認などで点検する労務監査を行うこと。

(4) 福祉と雇用を結合した事業の推進

認可保育所、特別養護老人ホームの整備などによって雇用を創出し、利用者に役立つとともに、雇用者、建設業者、商店街も同時にうるおう、一石三鳥・四鳥の「福祉充実・雇用拡大セット事業」を立ち上げて、推進すること。

(5) 緊急雇用対策の継続・拡充

「緊急雇用対策事業」を都として継続すること。国の基金事業の継続を要請すること。

緊急雇用事業を、正規雇用につながるようにすること。雇用期間の基本を少なくとも一年に延長すること。業者委託一本槍でなく、都の直接雇用をすすめること。各局がバラバラに雇うのではなく、統一的に対応するセンターをつくるなどの仕組みにすること。

雇用目標の到達状況が随時、都民にわかるようにすること。

「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」を復活すること。

(6) 公共職業訓練の充実

職業能力開発センターを拡充・増設し、施設内訓練の定員を大幅に増やすこと。訓練科目を増やすとともに、校内の機器などを拡充すること。

武蔵野校を再開し、城南職業能力開発センター（旧亀戸校）の廃止計画は中止すること。

職業能力開発センターの普通課程の授業料を無料に戻すこと。

住まいのない受講者のために、寮や住宅を確保すること。

希望者への職業訓練中の保育を継続・拡充すること。

民間委託訓練の受講環境の改善、就職支援活動を充実すること。

(7) 都職員の採用拡大、非常勤職員および臨時職員の待遇改善

教員や消防隊員、看護師などの都の正規職員の採用を増やすこと。

非常勤職員の雇用と待遇の実態調査を行うこと。正規・非正規の均等待遇にむけ、時給1000円以上、

社会保険加入など改善をすすめること。一方的な雇い止めは行わないこと。

臨時職員の時給を1000円以上にするとともに、交通費を別途支給すること。任用期間を2カ月以内から6カ月以内に改善すること。希望する臨時職員は社会保険に加入できるようにすること。

(8) 障害者の就業対策の強化

中小企業など都独自の助成や、施設整備の改造費等への上のせ助成を行うこと。

障害者の就業と生活の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの増設を促進すること。職場定着のための援助者であるジョブコーチの養成を、さらに拡充すること。

東京障害者職業能力開発校の実務作業コースを充実させるとともに、知的障害者、発達障害者、精神障害者の訓練ができるよう、拡充・増設すること。

新宿にある心身障害者職能開発センターにおける職業訓練機能を、継続・充実させること。

東京都、都教委、都の公営企業、監理団体等は、法定雇用率を守ることはもとより、障害者の雇用を拡大すること。パーキンソン病など障害者手帳をもたない障害者の雇用を拡充すること。

不況のもとで、ますます深刻になっている障害者の雇用の実態を都として調査し、障害者の職場開拓、定着等、現在の困難な就職状況にあった体制をとれるよう、職員体制を拡充すること。

(9) 高齢者の就業対策の強化

雇用・就労の相談窓口を充実させ、職業紹介事業をひろげること。

区市町村が実施する高齢者の雇用就業促進事業に対し、財政支援を行うこと。仕事の発注を増やすこと。

高齢者就労支援に取り組むNPO法人などを育成するとともに、仕事の発注を増やすこと。案内パンフレットを都の窓口にも置くなど、活動支援をすること。

高齢者が安心して働けるよう、公的就労事業を確立すること。

アクティブシニア就業支援センター事業に対する助成を拡充し、実施自治体を増やすこと。

高齢者の就労要求、就労実態など、実態調査を行うこと。

(10) 労働相談、労働環境確保対策の拡充

東京都しごとセンターを直営にし、飯田橋、国分寺以外にも、南部、東部、北部そして多摩地域に複数設置するなど、身近な所で就労支援等が受けられるようにすること。区市町村がこのような就労支援が行えるよう、都として支援を行うこと。

労働相談情報センターを、労政事務所に戻すこと。相談員を増員するとともに、第一線機能としての「労働110番」を常設するなど、労働相談、調査などの機能を拡充・強化すること。

事業者に対し、労働関係法令の遵守、およびセクハラやパワハラは人権侵害であることを周知、徹底すること。労働者、とくに若年者むけに、労働法などを解説した冊子を発行・増刷して、身近な所で入手できるようにし、普及・啓発をすすめること。ITをふくむ多様なメディアを使い、雇用ルールの普及キャンペーンを行うこと。

国際労働機関（ILO）が採択した8時間労働制、解雇規制、パートタイム、家内労働条約などを批准するよう政府に強く働きかけるとともに、都としても、国際条約の水準にたつて労働条件の改善などの対策をとること。

中高年齢者の就業を支援するために、就業相談、情報収集と提供、技能研修などを総合的に行うセンターを開設すること。同様の区市町村のセンター設置を支援すること。および、正規従業員化への支援をすること。

民間職場でのワーキングプア（働いても生活保護水準以下）の実態、および違法・脱法の雇用実態等について調査を行うこと。

女性、若年者、パート、フリーター、派遣労働者、ニート、無業者等の総合実態調査をし、就職希望にそって支援を行うこと。

「労働者共同保証協会」に対する出せん金、労働金庫へ原資を増額すること。

「勤労者互助共済制度」は、実施しているすべての区市町村を支援し、運営費助成を拡充するとともに、全区市町村への設置をすすめ、都のセンターを整備すること。

勤労者の生活支援のため、中小企業従業員融資を拡充すること。

(11)外国人労働者への支援の強化

国民健康保険および協会けんぽ等の適用を国に求めるとともに、健康診断を行うよう雇用主に啓発し、保健所等での検診のPRをすること。

外国人労働者を雇用している中小企業主に対し、従業員住宅への援助などの支援を行うこと。

8 生活支援の充実

(1) 国民健康保険の充実

国に対し、「税と社会保障の一体改革」をやめるよう求めること。また、国民健康保険事業の広域化をやめ、国庫負担を抜本的に増やすよう求めること。

国民健康保険料（税）の値上げをおさえ、引き下げができるよう、区市町村や国保組合への補助を拡充すること。特定健診への補助を継続・拡充すること。

区市町村への補助金について、都独自に実施している医療費助成による医療費波及の減額分を全額交付すること。

医療費窓口負担および保険料の任意減免がひろがるよう、区市町村に対する財政支援を行うこと。

短期保険証、資格証明書発行の義務規定の削除を国に求めるとともに、被保険者を全世帯に発行し、保留・留め置きをなくすよう、区市町村に働きかけること。

建設国保組合に対する都費補助金は、東京都国民健康保険委員会の答申をふまえ、医療費、経費の増高分をふくむ現行水準を確保すること。

建設国保組合が実施する、生活習慣病予防対策事業や、アスベスト疾患対策事業への財政支援を拡充すること。

国民健康保険組合を育成・強化すること。

(2) 住まい・雇用・生活の一体的支援の推進

「第2のセーフティネット」は貸付ではなく、返済不要の給付を基本にして拡充するよう国に求めること。

都として、低所得者、離職者等に対する生活資金助成や、「緊急生活応援手当」を実施すること。

仕事、住まい、福祉の総合的ワンストップ相談窓口「東京チャレンジネット」を拡充し、新宿だけでなく、渋谷、池袋、上野などに増設すること。

住まい・雇用・生活の相談体制をそなえた「年越し支援施設」を年末年始に設置すること。

総合支援金を利用する低所得者、離職者等に対し、安定就労、生活のアフターフォローを行うこと。
低所得者に対する「生活安定化総合対策事業」を復活し、拡充すること。低所得者に対する塾代・大学受験料の支援は、貸付でなく給付にすること。

低所得者、離職者等のために、民間住宅の借り上げや、都営住宅、公社一般賃貸住宅の活用等により、低家賃の住宅を確保・提供するとともに、生活援助員の配置や訪問による支援を実施すること。

低所得者、離職者等に対し、家賃助成または都独自の住宅手当を実施すること。

民間アパートや都営住宅を活用した介護職への就労支援を継続・拡充するとともに、介護職だけでなく他の分野にもひろげること。

生活福祉資金、および女性福祉資金を拡充し、都独自の利子補給をひろげること。

無料低額診療事業を実施する医療機関および老人保健施設を増やすこと。

(3) 生活保護の改善と充実

老齢加算をすみやかに再開するよう、国に求めること。

都加算援護を拡充し、健全育成事業の対象を高校生までひろげるとともに、夏冬の見舞金を再開すること。

被保護者自立促進事業を着実に実施すること。

福祉事務所のケースワーカーを増やすこと。社会福祉主事の有資格者を増やすとともに、ケースワーカーの専門性を高める研修体制を確立すること。

技能習得費や就職支度費などのための生業扶助の利用を拡大すること。

医療扶助は医療券方式ではなく、医療証に改善すること。

生活保護の捕捉（ほそく）率調査を実施すること。被保護者への効果的な支援に関する調査研究を実施すること。

(4) 生活保護施設（更生施設、宿所提供施設、救護施設）の充実

宿所提供施設などの生活保護施設を増設すること。

更生施設および宿所提供施設の職員配置基準を改善・拡充するとともに、利用者の地域生活移行を促進できるよう機能強化を図ること。救護施設に精神保健福祉士を加配すること。

更生施設や救護施設を退所してアパート等に転出後の支援を行う保護施設通所事業の定員枠を増やすとともに、現行では2年の利用期間の延長を可能にすること。宿所提供施設についても保護施設通所事業を認めること。

更生施設についても救護施設と同様に、近隣住宅の借り上げなどによるサテライト事業を認めること。

(5) 無料低額宿泊所の改善

無料低額宿泊所の設置・運営基準および指導検査を強化すること。公設の宿泊所を増やすこと。

障害者やアルコール依存症の人の受け入れ・支援、通院介助、就労支援、地域生活移行などの先進的な取り組みを行っている一定基準以上の無料低額宿泊所を支援し、専門職員の配置等をすすめることにより、優良な宿泊所を育成すること。

要介護者など火災時に自力で避難できない人が入所している無料低額宿泊所が実施する、スプリンクラー設置など防火体制強化に対する助成を継続すること。

(6) 路上生活者への支援の充実

緊急一時保護センターの縮小はしないこと。緊急一時保護センターおよび自立支援センターの定員を大幅

に増やすとともに、地域で自立生活ができ路上生活に戻ることにならないよう支援体制を強化すること。
路上生活者に対する巡回相談事業を拡充し、実施か所を増やすこと。
ホームレスまたはホームレスになるおそれのある人に対し、住まい・就労・生活への支援を行う緊急一時
宿泊事業を、都独自に拡充すること。
山谷労働者に対し、常用雇用にむけた就労訓練を実施すること。
多摩地域の路上生活者支援事業を確立すること。

9 クーラー設置支援など熱中症対策の推進

(1) 生活保護世帯、低所得者への支援の強化

冷房機器購入設置経費を一時扶助として支給できるようにすることを、国に対し、あらためて要請すること。

生活保護世帯に対する熱中症対策としての都の冷房機器設置支援事業を継続し、拡充すること。

生活保護世帯に対し、冷房機器利用にともなう電気代相当額を夏季加算として支給できるようにすることを、国に要請すること。国に先駆けて、都として実施すること。

生活保護を受けていない低所得世帯に対する冷房機器設置支援、および夏季電気代相当額の助成を実施するよう、国に要請すること。国に先駆けて、都として実施すること。

(2) 区市町村への支援など総合対策の推進

今年度補正予算で実施した、区市町村に対する熱中症対策補助を継続し、拡充すること。

高齢者を熱中症から守るため、見守りおよび、猛暑時の避難場所確保策事業を継続するとともに、区市町村の負担をなくすこと。都の施設を「熱中症防止シェルター」として開放すること。

熱中症の危険度を表示できる「携帯用熱中症計」やクールスカーフ、スポーツ飲料などを、ひとり暮らし高齢者等に配布するとともに、熱中症予防についての知識の普及・啓発を強化すること。

都内全小中学校へのクーラー設置をいそぐこと。とりわけ23区にくらべ設置が遅れている多摩地域への財政支援を拡充・強化すること。都立高校の特別教室、準備室等へのクーラー設置を促進すること。

熱中症による死亡者数について、23区だけでなく市町村についても把握するなど、熱中症被害の実態に関する情報収集・調査の体制を拡充・強化すること。

都内の地域ごとの熱中症予測情報を、区市町村や都民に通知し注意をよびかける「熱中症警戒システム」を都として実施し、危険度が高い地域に注意報や警報を発令すること。また、危険度に応じた行政、学校、施設、関係団体等の対応指針をつくり周知すること。

職場における熱中症予防対策を強化し緊急対策を実施するよう、都として経営者団体、業界団体等に要請すること。

10 高齢者の医療の充実

(1) 高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するとともに、高齢者差別を温存した「新制度」を見直すよう、国に求めること。また、70～74歳の医療費を2割負担に上げないように求めること。

後期高齢者医療広域連合への財政支援を拡充するとともに、財政安定化基金も活用し、保険料の値上げをおさえ、負担を軽減できるようにすること。広域連合に対し、保険料軽減のための独自支援を行うとともに、広報費、システム経費をはじめ財政支援を拡充すること。

区市町村に対し、後期高齢者医療の葬祭費への財政支援を行うこと。

高齢者に資格証明書を発行しないよう、区市町村に働きかけること。また、短期証の窓口留め置きや、強引な差し押さえをしないよう求めること。

(2) 高齢者医療費の無料化、負担軽減の推進

都として、75歳以上の医療費を無料化すること。また、65～74歳についても医療費助成を実施し、負担軽減を図ること。

高齢者の入院費用への助成を実施すること。

(3) 療養病床の整備促進

2012年度末までに医療療養病床を28,077床に増やす計画を実現できるよう、実効性のある施策を講じること。

地域に必要な療養病床を維持継続し増やすことができるよう、医療療養病床をもつ医療機関への運営費補助などの支援を実施すること。

療養病床の増設を促進するため、都有地を無償または低額で貸与すること。

(4) 健康長寿医療センター等の拡充

健康長寿医療センターと老人総合研究所は、地方独立行政法人による運営をやめ、直営に戻して拡充すること。運営交付金を増額すること。

健康長寿医療センター、老人総合研究所、ナーシングホームは、医療・研究・福祉の「三位一体」の連携体制をあらためて確立し、強化すること。

ナーシングホームは、民営化による改築計画を中止し、直営を堅持して改築すること。

江東高齢者医療センターへの財政支援を継続し、拡充すること。

1.1 介護への支援と負担軽減の推進

(1) 介護保険料・利用料の負担軽減

介護保険料軽減のため、都として財政支援を行うこと。財政安定化基金の活用などにより、保険料の値上げをおさえること。

都として介護保険料、利用料の減免制度をつくとともに、保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

都の生計困難者に対する利用者負担軽減制度は、所得制限の緩和、老人保健施設・療養型施設にも適用するなど拡充し、対象者を大幅に増やすこと。

区分支給限度額をこえても訪問看護などの必要なサービスが利用できるよう、区分支給限度額をこえた人への負担軽減をはじめとした支援を実施すること。

(2) 在宅介護の充実

在宅等の重度の要介護への介護手当を創設すること。老人福祉手当を復活すること。

介護保険によるサービス給付が低下した要支援、軽度要介護者の生活・介護への支援策を拡充すること。

生活支援ヘルパー派遣、緊急ショートステイなど区市町村独自事業への財政支援を行うこと。

ショートステイの基盤整備に対する支援を強化し、整備促進を図ること。

訪問看護のサービス量を確保するため、訪問看護ステーションのサテライト設置を推進すること。

訪問リハビリテーションの人材育成など、高齢者の在宅療養をささえる人材育成支援を実施すること。

高齢者の在宅生活をささえるインフォーマルサービスの整備への支援を行うこと。

おむつ支給は、要介護4、5以外の在宅高齢者も対象にするなど拡充すること。

(3) 介護サービスの質の確保と利用者保護

デイサービス事業所で実施している宿泊事業の実態把握を強化するとともに、利用者のプライバシーや安全の確保などの改善をすすめること。

客観性・公平性のある要介護認定が行われるよう、区市町村への支援を行うこと。苦情解決の体制整備を行う区市町村を支援し、サービス利用者を保護するしくみを強化すること

1.2 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備

(1) 介護施設整備と運営の充実

特別養護老人ホームの増設を促進し、待機者解消をすすめること。用地費助成の復活をはじめ、用地確保と施設整備への補助を拡充すること。都有地貸与制度は、無償またはさらに低額にするなど拡充し、保証金は廃止すること。

区市町村有地を活用して介護保険施設を整備する区市町村への財政支援を拡充すること。

個室利用料助成の実施など、低所得者が特別養護老人ホームに入ることができる支援策を実施すること。

多床室など従来型特養への整備費補助を継続するとともに、地域密着型サービスの小規模特別養護老人ホームについても、多床室など従来型を補助対象にすること。

特別養護老人ホームによる「地域サテライト」や「逆デイサービス」を推進すること。そのために家賃、人件費、改築費等への補助を行うこと。

特別養護老人ホーム経営支援事業を拡充し、医療的ケア、認知症ケアなどの専門機能強化を支援すること。老人保健施設の緊急整備を実施し、施設整備費補助を引き上げること。老人保健施設のリハビリテーション、医療的ケアなどの機能強化を支援すること。

介護付有料老人ホームや無届け施設への指導検査を強化し、改善を促進すること。スプリンクラーの設置が義務づけられた施設等の防火設備費用への補助を継続、拡充すること。

(2) 養護老人ホームの整備と運営の充実

東京都における養護老人ホームのこれからのあり方を検討する委員会を設置し、施設関係者等との協議を行うこと。

養護老人ホームの増設・改築、個室化をすすめること。利用者の高齢化、重度化に対応するバリアフリーなどの施設・設備整備への財政支援を実施すること。

住所不定者の養護老人ホーム入所経費に対する補助を創設すること。

(3) グループホーム、小規模多機能型施設の整備と運営の充実

認知症高齢者グループホーム整備への補助を拡充し、整備を促進すること。都有地の活用や用地費支援を拡充するとともに、賃借物件を活用する事業者に対し「借り上げ費補助」を行うこと。

認知症高齢者グループホームへの家賃助成を実施し、低所得者が利用できるよう対策を講じること。

利用者の重度化等に対応できるよう、認知症高齢者グループホームの職員配置を都独自に加算すること。看護職員配置への支援を行うこと。

小規模多機能型施設の整備促進にむけ、整備費や運営費への財政支援を行うこと。

(4) 多様な住まいの整備

医療・介護・見守りなどのサービスを併設した低家賃の高齢者賃貸住宅、シルバーピアなどの整備を促進すること。

大都市型軽費老人ホームは、都市型誘導居住面積水準を満たしたものにすること。

所得に応じた利用料で入居できる生活支援ハウスの整備をすすめるため支援を行うこと。

軽費老人ホーム、およびケアハウスの整備促進にむけ整備費補助および運営費補助を拡充するとともに、用地費等補助を創設すること。

13 高齢者の福祉の充実

(1) 孤独死防止、ひとり暮らし高齢者などへの見守り支援の充実

地域における見守り支援の拠点整備をすすめること。シルバー交番事業を拡充すること。

シルバーピアなど高齢者住宅のほか、高齢者が多く住む地域や集合住宅にL S A（生活援助員）の配置を

すすめること。LSAに対する研修などの支援を強化すること。

虚弱・ひとり暮らし高齢者等の実態調査を実施するとともに、区市町村が実施する見守りネットワーク整備への支援を拡充すること。見守り支援のための多様な機器、システムの設置・購入費等への支援を強化すること。

高齢者の見守り体制充実にむけ、孤立化の要因を明らかにし、地域で見守る有効な取り組みを検討する関係者会議を設置すること。

地域住民が中心となって実施する、見守りなどのサポート組織の立ち上げを支援すること。

孤独死ゼロにむけ実態把握を行うとともに、総合的な孤独死防止推進事業を実施すること。

緊急通報システムへの補助を拡充するとともに、利用条件を緩和すること。高齢者安心電話事業、高齢者電話訪問補助を復活すること。

地域包括支援センターの機能強化を図るため、ひとり暮らし高齢者支援担当職員の配置などに対し、財政支援を行うこと。

(2) 高齢者の孤立防止・社会参加の推進、生活支援の充実

シルバーパスを無料制度に戻すこと。当面、住民税課税者に対し所得に応じて3000円・5000円などのパスの発行や、分割払い制度を導入するなど、費用負担の軽減を図ること。税制改定により住民税課税となった人の負担は1000円ですえおく経過措置を、新規申請の人もふくめ継続すること。

多摩都市モノレール、ゆりかもめ、隣接県バス路線、東京メトロに、シルバーパスを適用すること。

シルバーパス提示による割引サービス等を、都内の商店街、スーパー・コンビニ、都営地下鉄の売店等と提携して実施すること。「シルバーパスを使って外出しよう」のキャンペーンを行うなど、シルバーパス利用による高齢者の社会参加促進を図ること。

老人クラブへの助成を拡充すること。

団塊世代や元気な高齢者の社会参加をひろげるため、地域活動、サークル活動などへの支援を行うこと。

自転車、火災などによる、高齢者の事故防止対策を推進すること。

都立の博物館、美術館、公園など的高齢者入場料を無料に戻すこと。

高齢者世帯に対する家賃助成を実施すること。

都内の無年金者の実態調査を行い、支援策を検討すること。

(3) 認知症に対する支援の充実

認知症疾患医療センターを二次医療圏ごとに設置し、さらに複数設置をすすめること。都独自に事業内容を拡充し、専門医による早期診断、専門医療相談、標準的な治療の普及、身体合併症への対応、認知症にかかわる人材育成、困難事例検討などを行うこと。

都レベルの認知症疾患医療センターを、区部2カ所、多摩1カ所をめざし設置すること。

認知症対応力向上研修を修了した、かかりつけ医のフォローアップ研修を実施し、認知症の地域医療連携体制を強化すること。

認知症デイサービスにおける延長サービス実施への財政支援を行うこと。

認知症高齢者を支援するサポーターの養成、および地域における認知症高齢者支援のネットワークづくりを促進すること。

認知症高齢者の家族に対する相談支援事業を拡充すること。

老人性認知症疾患専門病棟の確保病床を増やすこと。認知症高齢者が入院できる施設の看護、介護職員の都独自の加配を行うとともに、精神科医師を配置すること。

認知症の緊急・夜間の短期入院に対応できる医療機関確保のための補助を実施すること。

認知症の治療、予防法の確立・実用化をめざす研究事業をすすめること。

若年性認知症の本人および家族のためのワンストップ相談などを行う、若年性認知症総合支援センターを設置すること。

(4) 介護予防の充実

元気な高齢者の健康を維持し、生きがい活動を推進することや、地域における健康づくり活動を支援するなど、総合的な介護予防・寝たきりゼロ対策を推進すること。

介護予防の指導者・人材育成を進めるとともに、区市町村の介護予防サポートセンターへの支援を強化すること。介護予防の用具を設置した公園の整備をすすめること。

(5) 高齢者虐待防止対策の充実

都として総合的な高齢者虐待防止推進体制および研修体制等を拡充するとともに、高齢者虐待の実態調査を行うこと。

広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時保護所）や、高齢者虐待相談通報センターを整備すること。特別養護老人ホーム等に緊急対応ベッドを確保すること。

少子化克服にむけた総合対策をすすめる

14 子どもの貧困打開など子育て支援の充実

(1) 総合対策の推進

保育、医療、教育、雇用、住宅など、重層的・総合的な少子化克服対策を実施すること。全庁的体制をつくり、子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化すること。

(2) 経済的支援の充実

義務教育就学児医療費助成は、外来200円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ所得制限を撤廃または少なくとも緩和すること。

子どもの医療費助成を18歳まで拡大すること。

出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診への補助を継続・拡充し、自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化をすすめること。

不妊治療費助成を拡充すること。妊産婦医療費無料化を実施すること。

出産祝い金の支給、育児用品購入費への支援、出産・育児支援の都営交通無料パス交付を実施すること。

3人目以降の子どもの子育て費用の負担軽減を総合的に推進すること。

(3) 地域における子育て環境の整備

親子が気軽に利用できて安心して遊べる居場所・交流の場であるとともに、劇場（文化ホール）を併設し子どもの情操をはぐくむ良質な文化発信の拠点である、東京都児童会館の機能を存続・拡充すること。

子ども家庭支援センターの整備目標を引き上げ、増設・拡充すること。先駆型子ども家庭支援センターを全区市町村に整備すること。

病児・病後児保育を大幅に増やすため、小児科の診療所・病院への支援を強化するなど、増設促進対策と財政支援を拡充・強化すること。

産後の宿泊ケアやデイケアなどを実施する区市町村を支援する子育てスタート支援事業を拡充すること。

区市町村の育児ヘルパー派遣事業にたいし、財政支援を行うこと。

理由を問わずに利用できる一時保育事業を拡充すること。ショートステイ、トワイライトステイなどを拡充すること。

子育てひろば事業を拡充すること。子育てサロンなどにとりくむ団体に補助を行う子育てひろばC型への支援を拡充し、社会福祉法人、NPO法人以外も補助対象にすること。子育てサークルの育成・支援を行うこと。

区市町村に対し、子育て相談や子育てサークル活動等を行う子育て支援拠点施設の整備に要する費用を補助すること。

区市町村における子どもの事故防止センター整備への支援を行うとともに、医療機関における子どもの事故の事例検討など、子どもの事故防止対策を推進すること。

(4) 仕事と子育ての両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進

中小企業が取り組む仕事と育児の両立支援に対する助成を拡充し、父親の育休取得支援を助成対象にすること。また、融資・公契約における優遇を実施すること。

父親の育児休業割当（パパ・クォータ）制度の導入、育児休業や育児期の短時間勤務制度の充実・普及、残業の抑制、正規・非正規社員の均等処遇をはじめ、仕事と家庭の両立支援の「東京ルール」の確立・合意形成をすすめること。

働き方の改革「東京モデル」事業、いきいき職場推進事業、次世代育成企業支援事業などを、さらに実効性あるものへ拡充すること。

(5) 住宅確保への支援

都民住宅や公社住宅、公団住宅などを活用し、子ども部屋を確保できる広さがあって、家賃が安く、住みつけられる公的住宅を確保すること。

子育て向け優良賃貸住宅の整備を促進すること。

子育て世帯や、新婚世帯に対する家賃助成を実施すること。

15 待機児解消にむけた保育の充実

(1) 認可保育所最低基準、公的保育制度の維持・拡充

認可保育所の面積基準緩和はしないこと。都が定める認可保育所の最低基準は、「子育て推進交付金」の算定根拠となっている基準を反映させるとともに、さらに拡充すること。

国に対し、公的保育制度の根幹を崩壊させる「子ども・子育て新システム」は撤回し、現行制度の下で、保育予算を拡充し、認可保育所の量・質の拡充をすすめるよう求めること。

東京都は、認可保育所の量・質の拡充を中心にすえた保育施策をすすめること。

(2) 認可保育所の増設と拡充

待機児解消にむけ認可保育所の大幅な増設をすすめること。施設整備費への補助を拡充するとともに、認可保育園増設の年度別数値目標を設定すること。

認可保育所整備への用地費助成を創設すること。所有地の半額貸与制度を無料またはさらに低額に拡充し、活用を促進すること。保証金は廃止すること。また、区市町村有地を活用した保育所整備への財政支援を実施すること。賃貸物件により認可保育所を整備する場合の家賃補助を継続・拡充すること。

改築・改修の際に必要な仮設施設の土地の賃借料を補助すること。

公立保育園の新設や増改築を行う区市町村に対し、都独自に整備費補助を実施すること。また、公立保育園の運営費への補助を実施すること。

急増している待機児受け入れのため、公的施設の活用、認可外施設の認可施設への移行支援、閉園している保育所の再開、認可保育所の分園の増設などの「緊急対策」を、都と区市町村が協力してすすめること。私立保育園等のサービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善と拡充・増額を図ること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。

保育人材確保と待遇改善を推進する事業を実施すること。区市町村が行う保育士の研修事業に対し補助を行うこと。

2人目以降の保育料を無料化するため、区市町村に対し財政支援を行うこと。

産休明け・0歳児保育、延長保育にたいする支援を拡充し、実施園を大幅に増やすこと。障害児保育への支援を拡充すること。

アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患の子どもに対する給食食材費への補助を行うこと。「食育」への支援を行うこと。

(3) 認証保育所制度の改善・見直し

営利企業の参入は中止し、非営利原則を明確にすること。

補助金と保育料による運営費の使途基準を、認可保育所と同じ基準で明確に定め、株式配当などに使うことや融資の担保にすることは禁止すること。

営利企業による認証保育所の全面的な実態調査を実施すること。

虚偽申請などの不正が明らかになった場合、介護保険制度と同様、その事業者が運営する系列園に同じ処分を適用する「連座制」を、認証保育所にも導入すること。

認証審査や指導検査を抜本的に改善・強化すること。

職員配置や面積などの設置・運営基準を改善すること。6割以上となっている有資格者（保育士）の割合を引き上げ、10割を原則にすること。

(4) 保育室制度の存続、認証保育所B型の充実

保育室制度を廃止せず、存続すること。

保育室から認証保育所へ移行する場合の施設改修費補助を継続すること。

保育室から移行した認証保育所への運営費補助は、定員定額制にすること。また、家賃や施設整備費を補助すること。

個人立の認証保育所B型の園が、NPO法人の取得を希望する場合、A型への移行を前提とせずB型のまま認めること。

個人立の施設で設置者・園長が交代する場合は、新規扱いとするのではなく、施設の継続として認めること。障害児加算補助、子どもの安全対策設備に対する補助、家賃補助や施設整備費補助を実施すること。認可保育所への移行を希望する保育室や認証保育所への支援を行うこと。

(5) 家庭福祉員制度等の充実

家庭福祉員への補助を拡充し、代替保育確保、補助員の雇用、自宅以外で実施する場合の賃借料、自宅等の改修費、複数の家庭福祉員による共同実施などへの補助を継続・拡充すること。
ファミリー・サポートセンター事業を全区市町村にひろげるよう支援を行うこと。
家庭福祉員制度、およびファミリー・サポートセンター事業における事故防止対策を強化し、保育の質の確保・向上を図ること。

(6) 認定こども園制度の見直し

認定こども園の施設整備及び職員配置、職員の資格等については、認可幼稚園と認可保育所の双方の現行水準を堅持し、それぞれ高い方の基準を守るようにすること。

(7) 学童保育の充実

学童保育関係者と協議して、児童1人あたりの面積、指導員1人あたりの児童数などについて、都として「学童保育の設置・運営基準」を策定すること。都の学童保育のガイドラインを、国が定めた「放課後児童クラブのガイドライン」の水準まで引き上げること。
待機児を解消し、大規模化を是正するため、都として学童保育所の整備計画をつくり、増設をすすめること。建物改修など施設整備費、および運営費への財政支援を拡充すること。
大規模学童保育所の分離・分割が名実ともにすすむよう、財政支援を行うこと。
学童保育指導員の確保・待遇改善への支援、専門性向上のための研修を実施すること。
保育時間の延長、対象学年の拡大、土曜保育、障害児の受け入れ等を促進するため、区市町村への財政支援を強化すること。障害児加算を拡充するとともに、障害児保育についての職員研修を実施すること。
「すべての児童を対象とする」全児童対策事業との統合は認めないこと。学童保育と全児童対策事業は、それぞれ独自に拡充すること。
都型学童クラブ事業は、公設公営も対象にすること。

16 ひとり親家庭への支援と女性福祉の充実

(1) ひとり親家庭への支援の充実

高等技能訓練促進費を継続・拡充すること。課税世帯にも全額支給すること。支給期間を拡大し、専門学校修学の全期間の授業料を支援するとともに、入学金も対象にすること。
在宅就業支援事業を改善・拡充するとともに、母子家庭等就業・支援センターを増設すること。
ひとり親家庭ホームヘルプ事業は、派遣時間の延長、派遣条件の緩和、職業訓練中の利用日数の拡大など、拡充すること。利用料を無料または低額にすること。
NPOなどが取り組むひとり親家庭の相談・支援事業に対し財政支援を行うこと。

高卒資格のない母子家庭の母の高卒資格取得への支援、若年母子世帯への支援を実施すること。
都営住宅のひとり親家庭むけ募集枠を拡大し、母子住宅の住戸改善など居住水準を向上させること。ひとり親家庭への家賃助成を創設すること。
児童育成手当を増額するとともに、支給対象年齢を引き上げ、所得制限は撤廃すること。
ひとり親家庭医療費助成の所得制限を元に戻し、拡充すること。
母子福祉資金貸付は、保証人不要を徹底すること。
父子家庭への支援を拡充すること。

(2) 母子生活支援施設、婦人保護施設の充実

母子生活支援施設の広域利用を促進するとともに、施設の増設・改築への支援を促進すること。暴力被害、外国籍、精神的課題等をかかえる母子への多様な支援を充実させること。
婦人保護施設で実施されている地域生活移行支援「ステップハウス」の運営費、家賃への補助を実施すること。また、地域生活移行支援の専門要員を配置できるよう支援すること。
婦人保護施設における保育室、学童の学習室、プレイルームなどの施設整備、および同伴児の健康診断費用を補助すること。
性被害者回復支援センターを設立すること。
女性相談センターを拡充し、機能強化すること。市町での婦人相談員の配置ができるよう支援すること。

17 社会的養護の充実

(1) 児童養護施設等の充実

児童養護施設の最低基準の条例化にあたっては、直接処遇職員、調理員等について、現在のサービス推進費補助算定上の職員配置と同じ水準以上にし、さらに拡充すること。看護師を配置するとともに、心理的ケアの充実を図ること。面積基準を改善し1室4名以下にするとともに、入所児童の処遇改善に資する施設整備への補助を行うこと。
児童養護施設の大増設計画を早急につくり、緊急整備をすすめること。施設整備費補助を拡充するとともに、都有地を無償または低額で貸与すること。
街中に設置できる小規模児童養護施設の制度を都独自に創設すること。
多様な特色あるグループホームの設置を促進し、運営への支援を実施・拡充すること。
治療的・専門的ケアが実施できる専門機能強化型児童養護施設を増やすとともに、保育士、指導員の加配など制度の拡充をはかること。都立施設を、専門機能強化の対象にすること。
虐待などにより重い情緒・行動上の問題をもつ児童の治療的養育・ケアを行う「新たな治療的ケア施設」の整備をすすめること。情緒障害児短期治療施設を整備すること。
多様化するケアニーズへの対応力を強化する人材育成、および人材の確保・定着への支援を強化すること。
18歳以降の社会的養護を都独自に確立し、20歳～22歳頃まで社会的養護の継続ができるようにし、住居費や健康保険料、生活費、学費などへの支援を行うこと。就労支援など児童養護施設退所後の支援を強化すること。
自立援助ホームの機能を拡充するとともに、整備促進を図ること。

児童養護施設等に職員を増配置し、施設退所後も相談にのれるようにするなど、アフターケアを手厚くできる体制を整備すること。

医療・福祉が連携した病虚弱児の施設整備を行うこと。また、病虚弱児の実態調査を行い、福祉、医療、教育の総合的な支援対策を構築すること。

都立児童養護施設を拡充し、民間移譲をやめること。

(2) 乳児院の充実

職員配置基準を改善・拡充し、通院付き添い加算の新設等により直接処遇職員を増やすこと。里親支援、フレンドホーム支援および地域支援担当の専門職員を配置すること。

被虐待児などの小規模グループケアを促進するため、個別ケア職員の配置を支援すること。

乳児院に看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な乳児の受け入れ体制を整備すること。

病虚弱児に対する十分な医療的ケア体制、および一時保護機能をもつ乳児院を、都立小児総合医療センターに併設すること。

予防接種における施設の経費負担を軽減すること。

(3) 養育家庭への支援の充実

里親が孤立することのないよう、里親会への支援を強化し、里親同士が経験交流し、悩みを相談できる環境を、都が責任をもって構築すること。

里親・児童相談所・学校関係者等が顔をあわせて意見交換し、子育て方針の検討作業ができる「ケース会議」を、半年に1回程度は開くことができるようにすること。

児童相談所の里親担当職員（養育家庭専門員）を常勤・複数配置するとともに、「里親支援機関事業」を拡充し、都内全児童相談所で実施すること。

里親支援の機能をもつ児童家庭支援センターの設置をすすめること。また、児童養護施設および乳児院の里親支援体制を強化し、里親支援担当職員を配置すること。

里親が、児童養護に対する専門的知識や技能を十分身につけることができるよう、実習もふくめ、研修を拡充・強化すること。また、短期で委託をうけて経験をつむなど、里親を育てる仕組みをつくること。

里親の当事者が参加する「里親のあり方検討会（仮称）」を都として設置し、短期および中長期の総合的対策を具体化すること。

多様な体験をし、視野をひろげることができるよう、高校生の経費を増額すること。

高卒後22歳頃まで、住居費や健康保険料、生活費、学費などの支給や、相談支援を受けることができるようにすること。同居を継続したり保証人になるなど、措置解除後もかわりをもつ里親への支援を行うこと。

18 児童虐待防止対策の強化

(1) 児童相談所の充実

児童福祉司、児童心理司を大幅に増やし、夜間・休日をふくめ365日24時間対応できる体制を整備すること。

児童福祉司、児童心理司を安定的・継続的に確保・育成する中長期的計画をつくり、ただちに具体化に着手すること。児童相談所の任期付や非常勤の職員で実績・経験のある人、福祉の有資格者からの採用・登用をひろげること。

児童相談所を増設すること。

情緒障害児等の治療指導事業を拡充すること。

(2) 一時保護所の充実

一時保護所を増設し、定員枠を大幅に増やすこと。休止している墨田一時保護所を再開すること。

子どもたちが少人数のおちついた環境で生活できるよう、一時保護所の施設設備と職員配置の基準を都独自に定め、拡充すること。

一時保護所に教員の配置、分校や分教室を設置し、小中学生、高校生への教育保障を充実させること。

(3) 子育て家庭の孤立の打開、相談支援体制の充実

先駆型子ども家庭支援センターへの虐待対策ワーカーの増配置、虐待対策コーディネーターの配置をすすめるため財政支援を行い、区市町村の虐待対応力を強化すること。虐待対策ワーカー、コーディネーターの児童相談所での長期研修を実施すること。

院内虐待対策委員会の設置、事例検討など、医療機関における虐待対応強化事業を推進・拡充すること。児童死亡原因の全件検証を実施すること。

全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」と「新生児訪問事業」の連携を促進し、全区市町村で実施できるよう支援すること。助産師、保健師による新生児や妊産婦の訪問相談・指導事業を拡充し、要支援家庭の早期発見・支援活動を強化すること。

産後うつ対策事業を実施すること。育児不安等への保護者の心のケア対策を強化すること。

区市町村による要支援家庭に対する見守りや訪問、家事・育児・保育所への送迎などに対するヘルパー派遣、子どもの学習支援など、利用料が無料または低額で使いやすい支援を拡充すること。

10代の出産・育児に対する相談支援事業を実施すること。

学校へのスクール・ソーシャルワーカーの配置を促進すること。子どもへの暴力防止を推進するCAPプログラムなどの学校、児童福祉施設等への導入をすすめること。

オレンジリボンキャンペーンをはじめ、児童虐待防止の普及啓発を強化すること。

「東京都虐待防止白書（仮称）」を定期的に発行すること。

(4) 「子どもの権利条約」にもとづく施策の推進

「東京都子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利擁護システムを構築すること。

子どもの権利擁護専門相談事業を拡充するとともに、子どもの権利擁護委員会の機能強化をすすめ、第三者機関として確立すること。

19 障害者の全面参加と平等の推進

(1) 利用者負担減免、経済的支援の充実

都独自の利用者負担軽減制度を継続・拡充するとともに、住民税非課税など所得の少ない障害者については、自立支援法の利用者負担を都独自に無料化すること。重度心身障害者手当、障害者扶養年金などを所得認定にしないこと。

自立支援法の利用者負担減免を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、重度心身障害者手当を増額すること。また、心身障害者（児）医療費助成もふくめ所得制限を緩和するとともに、65歳以上の新規申請を再開するなど、経済給付的事業の改悪を元に戻し、拡充すること。

無年金障害者をふくめ障害者の総合的な所得保障、経済的支援策を都として確立すること。

義足などの補装具の給付が、一時的であれ高額な自己負担を強いられる現状の改善を図るため、貸付または委任払い等の対策を実施すること。

(2) サービス基盤整備、住まいの確保への支援の充実

障害者（児）施設整備助成、用地取得費貸付事業を拡充すること。

グループホーム、ケアホームの整備費補助、運営費補助を拡充し、増設を促進すること。入居者の高齢化に対応できるよう職員加配等への支援を行うこと。防災設備整備への助成を実施すること。

グループホーム、ケアホームの入居者の家賃負担を軽減すること。

入所施設の役割を重視し、計画的に施設整備をすすめること。

障害者が単身または家族・介助者と入居できる都営住宅、車いす用都営住宅、低家賃の公的住宅整備を促進すること。民間賃貸住宅に入居している障害者に、家賃助成を行うこと。

(3) 施設・事業所のサービス水準維持、人材の待遇改善への支援の充実

障害者施設に対するサービス推進費補助を拡充・増額すること。

障害者施設・事業所の人材不足を打開するため、人材確保、定着促進、賃金引き上げ、待遇改善のための都独自補助（人件費補助）を実施すること。

自立支援法による施設運営費の減収保障、新体系に移行する事業者への支援等を、都として継続すること。

都立指定管理施設における職員の処遇改善をはかるため、事業者への助成を行うこと。

社会福祉法人等の運営する障害者施設・事業所が、新体系に移行する際に必要となる改修や備品購入などへの補助を実施すること。

小規模作業所が担ってきた柔軟な機能が今後も維持できるよう、支援を行うこと。また小規模作業所が新体系に移行後も安定した運営ができるよう、期限をつけない移行加算、移行時の貸付制度、事務職員確保の都加算補助などを継続、拡充すること。

グループホーム、ケアホームの現行の運営費補助および家賃補助を拡充すること。また

(4) 都独自事業の継続・拡充、区市町村への支援の強化

新体系に移行していない地域デイグループ事業、通所訓練事業に対する運営費補助を今後も継続すること。新規のグループも補助対象にすること。法内化をすすめる小規模作業所等への支援を継続実施すること。障害者・障害者団体の各区市町村の範囲をこえた広域的・専門的活動、各区市町村では人数の少ない障害者、障害者団体などに対する都の支援を拡充・強化すること。

移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付などの区市町村地域生活支援事業を拡充するため区市町村への財政支援を行い、自治体間格差が生じないようにすること。

区市町村が実施するタクシー券給付事業およびガソリン代助成事業などに財政支援を行うこと。日常生活用具給付の給付対象を、都独自に拡充すること。

障害程度区分については、障害ごとの特性と、障害者の生活実態が反映されるようにすること。

介護保険利用の障害者が、サービス供給量の低下、費用負担の増大にならないよう、都と区市町村が連携した対策をすすめること。

保護者または家族の疾病等により、家族による介護が困難となった障害者（児）を緊急に一時保護する区市町村に対し補助を行うこと。

(5) 障害者の就労支援の充実

知的障害、視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害、精神障害など、障害別のきめ細かい就労支援・雇用確保計画を策定し推進すること。都および監理団体への雇用を拡大すること。

チャレンジ雇用を拡大すること。都庁でのチャレンジ雇用は、すべての障害に対象範囲をひろげ、対象者を大幅にふやすとともに、試用期間の延長、正規雇用につなげるなど拡充すること。

都の公契約において、障害者雇用をすすめている事業者への優先発注などのしくみを導入すること。障害者授産施設・作業所との随意契約を増やすこと。

障害者の職業訓練、およびジョブコーチをはじめとした職場定着支援事業を拡充・強化すること。内部障害者にもジョブコーチ制度を導入すること。

職域開拓や特例子会社設立への支援を継続・拡充するとともに、障害者の創業支援、在宅ワーク支援、地域障害者就労支援の事業を実施すること。

障害者雇用の啓発事業を実施するとともに、区市町村就労支援センターの活用促進をはかること。また福祉施設を利用している障害者の職場実習体験への支援を行うこと。

授産施設や小規模作業所等の新たな仕事の開拓、製品の開発、販路拡大、共同受注などを支援し、工賃アップを推進すること。自主製品の展示即売会、発注・受注のマッチングを促進する相談会などを実施すること。

(6) 社会参加の促進

国連障害者権利条約の早期批准にむけ、都として障害者の権利保障を拡充するとともに、障害者・都民参加のもとに「障害者差別禁止条例（仮称）」を制定すること。

障害者の虐待防止対策を推進すること。

東京都障害者福祉会館を、障害者の社会参加の拠点と位置づけ、施設・設備、サービスを改善、拡充すること。東京都障害者社会参加推進センターの充実を図ること。

ITに関する利用支援・情報提供など、総合的なIT支援体制整備をすすめること。

休養ホーム事業は、対象施設、宿泊回数を拡大し、利用者負担の軽減すること。精神障害者、難病患者も対象にすること。

(7) 知的障害者への支援の充実

グループホームの家賃助成について、低所得の障害者に対する助成額を増額すること。

地域におけるケアホームの整備促進にむけ、施設整備費補助の限度額を引き上げること。

小規模作業所から移行した事業所のサービス推進費補助は、「選択事業」の要件を緩和するなど改善・拡充すること。

都外施設が果たしてきた役割を大事にし、利用者・家族への支援を強化すること。都外施設入所者の高齢化に対応するため、施設改修等への補助を行うこと。都外のグループホームでも、都内のグループホームと同じ水準の支援が受けられるようにすること。

知的障害者の本人活動に対する支援を行うこと。

(8) 聴覚障害者、中途失聴・難聴者への支援の充実

障害者権利条約の理念にもとづいて、手話と文字情報による情報保障を推進すること。また国に対し、すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の制定を求めること。

東京都レベルの広域的・専門的な手話通訳者派遣事業の再開、または「コミュニケーション支援広域派遣事業」を新設すること。

広域の利用、および個人のみでなく集まりの場の主催者が利用できる、都独自の要約筆記者派遣事業を再開、または新設すること。

区市に対し、派遣コーディネーターの配置、またはコーディネーターの手話通訳派遣センターへの委託を働きかけること。

手話通訳等派遣センターに常勤の手話通訳者を設置すること。

全国手話通訳者統一試験を、「人材養成促進事業」として実施すること。

手話通訳者、要約筆記者を大幅に増やすため養成事業を拡充すること。要約筆記者養成事業のクラス数を、現行の1クラスから2クラスに増やすこと。

聴覚障害者、および中途失聴・難聴者対象の相談員事業を実施すること。

聴覚障害者に対する震災時の支援体制を強化すること。各地域に「福祉避難所」を整備し、聴覚障害者避難所用キットなどの情報通信機器を整備するとともに、災害時の視覚情報発信の具体的方法を定めること。

日本聴覚障害者建築協会が作成した「SOSカード」など、聴覚障害者とのコミュニケーションツールを、救急車や救急病院等に整備すること。

聴覚障害者用火災警報器の購入・設置費への助成を実施し、普及を促進すること。

耳がとおくなって困っている高齢者と家族等のための「聞こえの相談室」を設置すること。

聞こえやすい補聴器の普及・利用促進にむけた「補聴器相談支援業」を実施すること。医療機関における補聴器外来の実施を支援するとともに、「認定補聴器専門店」に関する知識の普及を図ること。補聴器購入助成を都として実施すること。

磁気ループなど集団補聴設備の都府施設、公共施設への整備を促進するとともに、設置費補助を実施すること。設置済みマークを普及するとともに、都内の「設置施設マップ」を作成すること。都民団体や個人への貸し出し事業を実施すること。

家庭における磁気ループなど補聴システム設置への支援を行うこと。

(9) 視力障害者への支援の充実

特別養護老人ホームで働く視力障害者のあんまマッサージ指圧師に対する補助制度を存続し、視力障害を有するすべてのあんまマッサージ指圧師に対する補助制度に拡充すること。

都職員採用試験 類および別枠採用制度で点字試験を実施し、都職員として視力障害者の雇用をすすめること。

点字ブロックの整備、および横断歩道へのエスコートゾーンや音響式信号機等の設置を促進すること。

盲導犬をはじめ補助犬給付事業を拡充し利用を促進するとともに、所得の少ない人への飼育費補助を再開すること。補助犬育成への補助を行うこと。

(10) 盲ろう者への支援の充実

通訳・介助者に支払う手当の単価を、盲ろう者の「通訳・介助」という専門性にふさわしい水準になるよう引き上げること。

盲ろう者への通訳・介助者の派遣時間を増やすこと。

通訳・介助者派遣事業を安定的に運営できる人員配置が可能になるよう、事務費を増額すること。

質の高い通訳・介助者を養成できるよう、通訳・介助者養成研修事業を拡充すること。

多摩地域に盲ろう者支援の拠点を設置すること。多摩地域の盲ろう者支援事業をすすめるための予算を新設すること。

都として、盲ろう者の人数、生活実態などを把握する調査を実施すること。

盲ろう者支援センター事業の職員体制を充実できるよう財政支援を行うこと。米国の「ヘレンケラー・ナショナルセンター」での職員研修が実施できるよう支援すること。

盲ろう者が孤立することなく地域で生活できるよう、盲ろう者むけのグループホーム整備事業を創設すること。

(11) 肢体不自由児者への支援の充実

高齢化や二次障害などにより常時医療ケアが必要になった時も重度身体障害者グループホームが利用できるよう、看護師派遣などの対策を実施すること。また都営住宅を、重度身体障害者グループホームとして活用できるようにすること。

重度ではないが、生活介護を受けながら生活できる身体障害者のケアホーム制度を実施すること。

重度訪問介護事業者に対する重度障害者の受け入れ促進にむけた支援を継続すること。

(12) 重症心身障害児(者)への支援の充実

重症心身障害者通所事業が、自立支援法内事業となっても、現行どおりの職員配置、通園バスによる送迎などが維持できるようにすること。都の超重症児受入促進費を継続すること。

重症心身障害児(者)の人数や、家族・介護者のニーズ等を把握する調査を実施すること。

重症心身障害児(者)が、在宅での生活を安定して送れるよう、24時間365日対応できる訪問診療所、訪問看護ステーションを整備すること。都の訪問看護事業を拡充すること。

入所施設、およびショートステイ、通所事業の増設をすすめること。とりわけショートステイについて利用実態調査を行い、大幅増床を急ぐこと。

重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業を拡充し、院内研修、復職研修などを実施すること。

重症心身障害児施設の看護師の待遇改善、職場勤務環境改善をすすめること。

都立府中療育センターの改築を、家族会や職員の意見を尊重しつつ促進すること。PFI導入の検討はや

め、都立直営を堅持すること。

都立北療育医療センター城北分園は改築にともない入所病床を整備すること。城南分園の指定管理者導入はしないこと。

全介助の重症心身障害者が地域で生活できるケアホーム、グループホームを整備すること。

(13) オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有している人）への支援の充実

オストメイト社会適応訓練事業に対する補助を増額・拡充すること。

オストメイト・トイレの整備・普及を促進するとともに、自家用オストメイト・トイレ設置への補助を行うこと。

オストメイトへの災害時支援対策を強化し、避難所への補装具、避難所へのオストメイト対応ポータブルトイレの備蓄をすすめること。

介護者への「ストマケア講習会」を実施すること。

(14) 喉頭摘出者、吃音症の人への支援の充実

喉頭摘出者の発声訓練等に対する補助を、増額・拡充すること。

吃音者発声訓練事業に対する補助を再開すること。また吃音治療の専門家の養成をはじめとした治療体制、吃音症の人に対する相談支援体制を整備すること。

(15) 精神障害者への支援の充実

精神疾患が、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病とならぶ「五大疾患」のひとつに位置づけられたことにふさわしく、当事者と家族の願いにこたえることを基本にすえて、精神保健・医療・福祉施策を抜本的に拡充すること。精神疾患の予防、早期発見・早期支援を、とくに重視すること。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう国に求めるとともに、都として「こころの健康推進計画（仮称）」をつくること。

学校教育で、精神保健、心の健康に関する学習を行うなど、正しい知識・情報の普及を図ること。

医師、精神保健福祉士など多職種による早期支援、危機介入などの「訪問支援（アウトリーチ）チーム」を、身近な地域に設置すること。保健所や医療機関等への設置をすすめること。

中部、多摩総合精神保健福祉センターの地域生活移行支援の宿泊施設ホステルを再開すること。当面、短期宿泊やショートステイだけでなく、地域生活移行支援としても活用すること。身近な地域にホステル（地域生活移行支援の宿泊施設）を整備すること。

地域で生活する精神障害者の状態が悪化した際に、気軽に利用できる一時宿泊施設やショートステイ、医療ケアをともなう短期宿泊施設の整備をすすめること。

退院促進、地域移行体制整備に対する支援を行うこと。

精神科救急医療を拡充すること。精神科医療における地域医療連携体制を整備すること。

都立松沢病院で実施している青年期外来・ユースサポートセンターを拡充するとともに、地域の内科等の医師に精神疾患に関する研修を行うこと。

精神障害者の就労支援、職場定着への支援を拡充すること。精神科医療機関の従事者に対する就労支援研修を実施すること。

心身障害者福祉手当を「障害者福祉手当」とし、精神障害者を対象にすること。心身障害者（児）医療費助成についても、精神障害者を対象にすること。身体、知的障害者との福祉サービスの格差是正をすすめること。

自立支援医療費を無料化するとともに、申請における診断書料への助成を行うこと。

精神障害者の相談員制度を実施すること。

精神障害者の相互支援活動（ピアサポート、ピアカウンセリング等）を制度化すること。地域活動支援センターの機能強化を推進し、ピアスタッフ、ピアカウンセラーの配置を支援すること。ピアカウンセラー養成事業を実施すること。

当事者団体の活動への助成を行うこと。

区市町村や医療機関が実施する精神障害者デイケアの拡充にむけ、支援を行うこと。

グループホーム、ケアホームを増設するとともに、グループホームの退去者に対するアフターケアを支援すること。

公的保証人制度の整備をはじめ、精神障害者の賃貸住宅への入居支援を拡充すること。

精神障害者授産施設に対する運営補助を拡充すること。障害者日中活動系のサービス推進費補助は、精神障害者の特性に応じた加算が算定されるよう改善・拡充すること。

アルコール性疾患の専門病床を増やすこと。アルコール性疾患への支援を行う作業所等への支援を強化すること。

(16) てんかんのある人への支援の充実

都立多摩総合医療センター、小児総合医療センター、および神経病院に、「てんかんセンター」としての機能を設置すること。

てんかんのある人に対する医療・福祉施策、相談支援体制を整備、拡充すること。てんかんのある人の相談事業を「てんかん生活支援センター」の委託事業として実施すること。

てんかんに対する正しい知識と理解を定着させるための啓発・研修事業を実施すること。

てんかんのある人のために、抗てんかん薬等の災害時用医薬品を確保すること。

(17) 発達障害者への支援の充実

専門的人材の育成など発達障害者支援体制整備を推進すること。

発達障害児の早期発見・早期支援、児童デイサービスや通園施設を活用した巡回指導など療育支援体制を整備すること。学齢期における余暇支援、ショートステイ機能の整備、児童相談所での相談機能強化をすすめること。

都の発達障害者支援センターを、区東部地域や多摩地域にも整備するとともに、身近な地域における相談支援体制整備をすすめるため区市町村への支援を行うこと。

発達障害者（児）の生活実態調査を実施すること。

(18) 高次脳機能障害者への支援の充実

高次脳機能障害者の相談支援体制を整備、拡充すること。すべての区市町村に支援拠点を設置するとともに、高次脳機能障害者支援員を配置し、身近な地域での支援の充実を図ること。

高次脳機能障害者のリハビリテーション施設をふやすなど、専門的リハビリテーション体制の充実をはかること。相談支援員の養成、医療従事者研修の推進、福祉サービス利用をはじめとした社会復帰支援を拡充すること。

(19) 性同一性障害への支援の推進

性同一性障害に対する正しい知識の普及、および差別や人権侵害が起こらないようにする施策を推進する

こと。

性同一性障害医療を実施できる医療機関の整備を進めること。

20 難病患者などへの支援の充実

(1) 難病対策の充実

難病対策事業を拡充し、難病対策の予算を大幅に増額すること。医療、福祉、就労、生活などの難病患者の実態調査を行い、調査結果をふまえた支援策を実施すること。

難病相談・支援センターの事業を拡充し、予算を増額すること。センターにAEDを設置するとともに、多摩地域にも同等の施設を設置すること。

難病医療費助成の対象疾病を存続・拡充すること。骨髄異形成症候群（低リスク不応性貧血のRAとRAR Sのみ）、投薬が開始されたパーキンソン病患者（特定疾患治療研究事業に指定されている以外の患者）等を加えること。

区市町村障害者就労支援事業の対象に難病患者も加えるなど、障害者手帳をもっていない難病患者に対する雇用・就労支援を強化すること。

清瀬園を再開することをはじめ、難病患者、内部障害者、長期慢性疾患患者等への就労支援機関を設置すること。

難病患者にも福祉手当を支給すること。都営交通の無料パスを交付するとともに、民営バスの運賃割引制度を実施すること。タクシーの割引制度をつくること。

線維筋痛症、脳脊髄液減少症などについて、診断・治療できる医療機関の整備、医療費負担軽減などの支援策を講じること。

各都立病院に難病専門医を適正に配置し、患者増に見合う専門医療窓口および施設を拡充すること。

国に対し、20歳以降（キャリアオーバー）の小児慢性疾患患者への医療費助成を実施するよう求めること。国が実施するまでの間、都独自に実施すること。

「譲り合いマーク」（統一マーク）を、都として実施すること。

(2) 難病患者への災害時支援の強化

難病患者の実態にあった災害支援マニュアルを作成すること。

在宅人工呼吸器使用者等に対し、個別支援ができるよう避難プランを策定する区市町村への支援事業を行うこと。

在宅人工呼吸器使用者等の停電時の安全確保のため、医療機関が患者に無償貸与する予備電源等の物品購入に要する費用への補助を行うこと。

災害時は、患者会を通じた情報発信を活用すること。

医薬品等の備蓄を強化すること。

(3) ALSなど神経難病患者への支援の充実

在宅難病患者緊急一時入院事業を拡充し、指定病院、および病床数を増やすこと。家族が付き添わなくてよいよう医療関係者への教育研修を行うとともに、常時、見守りが必要な患者に対しては入院中も重度訪問介護のヘルパーの付き添いを認めること。

神経難病ネットワーク事業を拡充し、拠点病院、協力病院、および病床数をふやすこと。人工呼吸器使用重症患者等が安心して長期療養できるよう、拠点病院、協力病院への支援を強化すること。

在宅難病患者医療機器貸与・整備事業、人工呼吸器使用難病患者訪問看護を拡充し、安心して在宅療養ができる環境整備を推進すること。

呼吸不安を抱えて日常生活をおくる筋ジストロフィー患者が、日常生活用具給付事業においてパルスオキシメーターの給付を受けることができるようにすること。

都立神経病院の在宅療養支援をはじめとした医療看護体制を拡充すること。

(4) 肝炎患者への支援の充実

ウイルス肝炎の医療費助成を拡充し、肝炎治療の一部に限定せず、慢性肝炎、肝硬変、肝がんを医療費助成の対象にすること。

肝疾患診療連携拠点病院を指定し、患者支援および肝疾患診療体制の強化、治療水準の向上を図ること。

肝炎患者およびウイルス保持者が、療養や日常生活等について相談できる肝臓病専門医による相談窓口を設置すること。肝疾患診療連携拠点病院に相談センターを設置すること。

かかりつけ医と肝臓専門医が連携する診療ネットワークを、都内全域に整備すること。

肝炎ウイルス検診の受診率向上にむけ、肝炎ウイルス検診普及啓発をすすめること。

一次検診で発見されたウイルス肝炎患者が、確実に精密検診、早期治療を受けることができるようにする対策を強化すること。

(5) 腎臓病患者への支援の充実

腎臓病の研究、予防、治療から社会復帰までふくめた腎疾患総合対策を確立すること。

「腎臓病を考える都民の集い」を都の委託事業とすることをはじめ、財政支援を行うこと
災害時の透析患者の長期滞在施設の確保について、他県と協定を結ぶなど検討すること。

人工透析患者が災害時に備えて携帯する「ヘルプカード」等のカードを作成するとともに、関係機関に対し人工透析患者の災害時対応の研修を実施すること。

慢性腎臓病（CKD）患者の早期発見・早期治療のための対策を推進・強化すること。

高齢化がすすむ透析患者が入院できる療養病床確保をすすめること。

献腎移植の普及をはじめ腎移植体制を強化すること。

都立病院に腎臓病の早期治療から腎移植手術まで可能な腎総合センターを設置するとともに、腎外来設置を推進し、外来透析および夜間、休日透析を実施すること。

大久保病院は、腎センターの機能を拡充し、合併症への対応を強化すること。

要介護透析者の通院移送サービスを実施すること。島しょの高齢透析患者の送迎への補助を行うこと。

腎臓病の早期発見のため、特定健診でクレアチン検査を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

(6) リウマチ・膠原病患者への支援の充実

身近な病院で「リウマチ教室」を開催し、正しい知識を学習できるようにすること。

都立病院の膠原病科、リウマチ科を存続・拡充すること。

(7) パーキンソン病患者への支援の充実

投薬が開始されたパーキンソン病患者（特定疾患治療研究事業に指定されている以外の患者）を難病医療費助成の対象にすること。国が実施するまでの間、都独自に対象疾患に指定すること。

パーキンソン病などの難病患者は、投薬前の状態で身体障害者手帳の交付要件を判定するよう、国に求めること。

(8) 呼吸器患者への支援の充実

COPD（慢性閉塞性肺疾患）の知識の普及、区市町村の研修を行うCOPD対策事業を実施すること。
在宅酸素濃縮装置の電気代助成を行うとともに、在宅酸素療養患者の医療費負担を軽減すること。パルスオキシメーター購入費への助成を行うこと。

呼吸器リハビリテーション（呼吸理学療法）の普及・研修をすすめるとともに、在宅酸素療養患者の医療・福祉が連携した地域ケア支援体制を整備すること。

都立清瀬喜望園、および酸素対応可能な老人保健施設等で、呼吸機能障害者のショートステイ、デイサービスを実施すること。

酸素対応可能な特別養護老人ホーム、老人保健施設等を整備するため支援を行うこと。

在宅酸素療養患者の災害・停電時の支援対策を強化すること。

(9) ハンセン病元患者への支援の充実

ハンセン病元患者の人権回復、社会復帰に対する支援を強化すること。

ハンセン病への偏見をなくすよう、人権啓発活動を強化すること。

ハンセン病の歴史を風化させないため、国に対し、国立療養所多磨全生園を「人権の森」として保存するよう求めること。

福祉をささえる基盤をかためる

2 1 福祉人材への支援と地域福祉の推進

(1) 福祉・介護人材の確保・定着対策の拡充

介護職員処遇改善事業、および障害者福祉サービス等従事職員処遇改善事業の継続を国に求めること。また、都独自に継続実施し、職員の賃金の改善を図ること。

都として民間福祉職員の賃金・労働時間などの労働条件を把握する調査を行うこと。

福祉・介護人材の賃金の引き上げをはじめとした抜本的な待遇改善、定着促進、増配置をすすめるため、専門性や経験に応じた人件費補助を都独自に実施すること。

民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善・拡充・増額すること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。

国が示す福祉職俸給表や、公務員の給与水準とくらべ、多くの民間福祉職員の給与が大きな差があることについて、その格差を是正すること。

介護福祉士等修学資金の貸与事業を拡充すること。低所得者の償還免除要件緩和を継続すること。

(2) 地域福祉の推進、利用者支援の充実

住民の地域福祉活動を支援する「地域福祉コーディネーター」の養成・配置促進事業を実施すること。
介護保険などの制度のすき間をうめ、地域に密着した有償家事援助、配食、移送などのきめ細かい在宅サービスを提供している住民参加型団体を支援する地域福祉推進事業を拡充し、実施区市町村、対象団体を大幅に増やすこと。

小規模な障害者団体などの地域福祉活動を支援する「地域福祉振興事業」を拡充すること。

福祉活動を行うNPO法人や住民参加型団体、ボランティア団体の運営強化のための支援を行うこと。活動の拠点として公共施設等が使えるよう支援すること。

高齢、障害、路上生活などのタテ割りではなく、住宅、就労、生活援助、居場所づくりなどの総合的支援に取り組むNPO法人等による地域活動にたいする支援を行うこと。

成年後見制度の活用を促進する「成年後見活用あんしん生活創造事業」を拡充し、低所得者も利用できるようにするなど、使いやすい制度へ改善すること。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービス利用を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を拡充し、利用者増に見合うよう事業費・事務費を増額するとともに、専門員の複数設置をすすめること。

刑務所出所予定者のうち障害等をもつ人に対する社会復帰支援を拡充すること。

営利企業による福祉事業に対する指導検査体制を、抜本的に強化すること。

(3) 防災対策、環境対策の推進

障害者、難病患者、高齢者などに対する大規模災害時の緊急支援体制の整備を強化すること。関係者・関係団体の要望、意見を十分にきいて、それぞれの障害、疾患などの特性に応じた対策を確立すること。
都内すべての医療施設、福祉施設を対象に、耐震診断、耐震化を目的とした新築建て替え・耐震補強工事等に財政支援を行い、耐震化を促進すること。

福祉施設を災害時の福祉避難所として整備し、通信機器をはじめ、必要な機能強化を支援すること。利用者、職員、避難者用の備蓄を強化するため、財政支援を行うこと。備蓄倉庫整備など備蓄スペース確保への財政支援を行うこと。

災害時の要援護者に対し、区市町村社会福祉協議会や、地域包括支援センターなど、関係機関の連携による支援体制を構築すること。

医療施設および社会福祉施設の自家発電機設備整備への財政支援を行うこと。

太陽光発電など再生可能エネルギーや省エネ設備等を導入する保育所、特別養護老人ホームなど福祉施設、および病院・診療所に対し、財政支援を行うこと。

(4) 区市町村包括補助の拡充と改善

5つの「福祉保健区市町村包括補助事業」（高齢社会対策、子ども家庭支援、障害者施策推進、医療保健政策、地域福祉推進）を、増額・拡充すること。また、区市町村が使いやすいように改善すること。
包括補助に再構築された補助事業が、従来の個別補助の水準・内容から後退しないようにすること。
補助の活用状況と補助事業による成果が都民にわかるよう、「まとめ」を毎年度つくり公表すること。

2.2 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進

(1) 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進

ソフト、ハード両面でユニバーサルデザインを推進する全庁的体制を確立するとともに、「東京都ユニバーサルデザイン推進計画」をつくること。

ユニバーサルデザイン推進の人材育成、すぐれた取り組みの普及をすすめること。都と事業者等による「ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置すること。

多目的トイレの整備を促進するとともに、多目的トイレに大人用ベッドを設置すること。

高齢者、障害者の住宅改造助成は、対象範囲や限度額などを拡充し、利用しやすい制度に改善すること。

(2) 福祉機器の利用促進

福祉機器総合センターを拡充すること。身近な地域に福祉機器センターを整備すること。

福祉機器開発普及センター（テクノエイドセンター）を設置し、福祉機器や補装具の研究、開発、普及、利用者の相談支援などを実施すること。

介護ロボットの研究開発および普及を促進すること。

保健・医療の充実をすすめる

2.3 都立病院、公社病院の充実

(1) 都立病院の新たな中長期計画にむけて

「都立病院改革マスタープラン」の抜本的総括を行い、新たな中長期計画を都民参加でつくること。経営形態のあり方検討や独立行政法人化の検討を中止し、都立病院は直営で拡充すること。

都立病院の役割として、地域医療と高度専門医療の両方を位置づけて、拡充をすすめること。

八王子市内に都立・公立の小児病院を整備することをはじめ、多摩地域、および23区の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。

旧梅ヶ丘病院跡地に、児童精神科の病院、または少なくとも外来診療センターを整備すること。小児総合医療センター、および大塚病院の児童精神科医療を拡充するとともに、他の都立病院、公社病院で児童精神科医療を実施すること。

小児総合医療センター、多摩総合医療センターの医療・看護体制を強化すること。駐車場への屋根の設置をはじめ、患者・家族が利用しやすい施設・設備への改善・改修を行うこと。

PFI方式による病院運営は、直営に戻す方向で再検討すること。

(2) 都立病院の充実

一般会計補助金・負担金を、増額・拡充すること。

入院期間の短縮目標の設定および強化、入院預かり金の導入はしないこと。差額ベッド料などの負担を軽減すること。

医師、看護師、薬剤師など医療従事者を増やすとともに、給与の引き上げ、手当の拡充、労働時間短縮など待遇改善・労働環境の改善をすすめること。駒込病院の外来化学療法における薬剤師の不足を、早急に解決すること。

医療クラーク導入を促進するとともに、救命救急や周産期センターなどの医師から段階的に、夜間当直制度をやめて交代制勤務を導入すること。

小児科、産科、麻酔科など、不足している医師確保を強化すること。女性医師の勤務環境の改善を促進すること。

開業医など地域医療機関の医師と共同診療や、検査機器の共同利用を行う、「オープンシステム」の導入をすすめること。

都立病院の産科・産婦人科で、院内助産所・助産師外来を実施するとともに、地域の病院・診療所、助産所との連携を促進すること。

看護師の確保・離職防止を強化すること。すべての看護職員の夜勤回数を月8回以内(3人体制)とし、宿日直手当を増額するとともに、オンコール手当を新設すること。夜勤時のタクシー代は全額支給すること。また、実態にみあった看護定数を確保すること。

認定看護師、専門看護師の養成、助産師資格取得を促進すること。資格取得や研修受講のための人員を加配すること。また、新卒看護師の臨床研修体制、サポート体制を拡充・強化すること。

院内保育室の24時間化など充実をすすめること。地域に開放し病児・病後時保育や一時保育を実施すること。

専任感染管理看護師の配置をすすめるとともに、リスクマネージャーの複数配置、薬剤リスクマネージャーや病棟薬剤師を配置するなど、院内感染防止をはじめとした医療の安全確保対策を強化すること。

救急医療、障害者・難病医療を充実すること。緊急入院やショートステイの病床を常時確保するとともに、医師・看護師による「在宅医療支援チーム」を設置し、開業医と連携した退院後の支援を行うこと。神経難病などの長期療養患者の療養機能を拡充すること。

専門性の高い医療技術者の養成をすすめる「東京医療技術者アカデミー」を開設すること。

入院している子どもの心理的サポート、遊びの支援、療養環境の改善などに取り組む専門職である「チャイルドライフスペシャリスト」「ホスピタルプレイスペシャリスト」「医療保育士」を、小児総合医療センターなどに配置すること。院内保育士を増やすこと。

都立病院でのアスベスト専門外来の拡充、脳脊髄液減少症に対応できる外来を新設すること。女性専用外来、セカンド・オピニオン外来など専門外来を拡充すること。

松沢病院を認知症疾患医療センターとして整備すること。

患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談センター」の設置をすすめること。

薬価が安く、効能が変わらない後発医薬品の利用促進を図ること。

都立病院に手話通訳者を配置すること。

自家発電設備の強化、非常用電力の確保、発災時の新たな通信手段の確保、BCP作成など、ハード、ソフト両面で、災害対策を強化すること。

(3) 公社病院の充実

公益法人化しても、都立病院に準じた位置づけで、都民が必要としている医療を提供できるよう、医療体制の拡充を図ること。

不足している医師、看護師を早急に確保するとともに、労働条件・待遇等の改善をすすめること。看護師の育成・確保にむけ公社独自の奨学金制度を創設すること。

小児救急医療の拡充、重症障害児や神経難病患者の受け入れ、NICU、産婦人科の設置、透析室の拡充、脳卒中専門病床（SCUおよびSU）整備などを行うこと。

多摩南部地域病院は、緩和ケア病棟を開設するとともに、小児科医療体制を強化すること。周産期医療を実施すること。

荏原病院、多摩南部地域病院の休止している病棟を早急に再開すること。

公社移管された大久保病院、多摩北部医療センター、荏原病院、豊島病院は都立に戻すこと。豊島病院はすみやかに全面開設するとともに、NICUを再開すること。

健康プラザの土地信託は、満期以降の契約延長をせず、大久保病院をはじめ医療の充実のために使うこと。患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談室」の設置をすすめること。

2.4 医療・看護の充実

(1) 産科、周産期医療の危機打開にむけた取り組みの強化

周産期母子医療センターの運営費補助を大幅に増額し、赤字構造を解消すること。

NICUの整備目標320床（2014年度末）の早期達成にむけ、増設を促進すること。とくに不足が著しい多摩地域の整備目標を明確にし、二次医療圏ごとに整備すること。

周産期母子医療センターに、医師や助産師による搬送調整コーディネーターを配置するとともに、ドクターカーの配備をすすめること。

多摩地域の新生児受け入れ体制強化にむけ、多摩新生児連携病院を増やすこと。

周産期医療ネットワークグループの構築を促進すること。周産期医療の病院と診療所が連携した、「オープンシステム」への支援を実施・拡充すること。

NICUやGCUに長期入院している小児等の在宅生活への移行を促進する中間病床として、在宅移行支援病床の設置を促進すること。

NICU長期入院児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理や保護者のレスパイトケアを行う在宅療養児一時受け入れ事業を実施すること。

周産期母子医療センターに、NICU入院児支援コーディネーターを配置し、早期からの在宅支援を行うこと。医師、看護師、保健師、NSW等への在宅移行支援にむけた研修の充実を図ること。

周産期連携病院等において新生児医療担当医の研修を行うとともに、代替医師確保経費を補助すること。

産科の診療所や助産所の整備を促進するため、開設促進補助を実施すること。

院内助産所・助産師外来の実施をひろげるための支援を継続・拡充すること。

入院助産制度を拡充・普及するとともに、周産期医療専門ソーシャルワーカーの配置をすすめること。

助産師の養成人数を増やすこと。また、助産師の研修を拡充・強化し、子育て支援への助産師の活用をひろげること。

助産師教育指導講習会の委託費を増額すること。また、東京都助産師会が取り組んでいる産後ケア等の女性健康支援センター事業に対し、財政支援を行うこと。

(2) 小児医療、小児救急医療の充実

小児休日・全夜間診療事業を拡充し、60か所の整備目標を早期に実現すること。救急患者の受け入れ数に応じた加算の実施をはじめ、初期救急から入院まで対応できる「子ども救急医療センター」として制度を拡充すること。

区市町村が実施する小児初期救急医療に対する補助を拡充し、全区市町村で実施するとともに、診療時間延長や病院での実施を支援すること。1自治体で複数か所に対しても補助を行うこと。

小児集中治療の専門的な研修を実施し、小児救命救急および集中治療に従事する医師を養成すること。

こども救命センターに、退院支援コーディネーターを配置すること。

小児医療機関の連携を強化するため、二次医療圏ごとに小児医療協議会を設置するとともに、地域における小児医療ネットワークの構築を図ること。

児童精神科の専門医療機関を二次医療圏ごとに整備すること。専門医の養成をすすめるとともに、医療従事者への小児精神保健研修事業を継続・拡充すること。児童精神科医療についての協議会を設置すること。

(3) 医師確保対策の充実

医師養成奨学金制度を拡充し、対象人数を大幅に増やすこと。

都職員として採用した医師を公立病院等に派遣する東京都地域医療支援ドクター事業を拡充すること。採用人数を増やすとともに、民間病院も派遣の対象にすること。

医師働き方環境改善事業を拡充し、対象医療機関を大幅に増やすこと。

女性医師など離職医師の復職を支援するドクターバンクを創設するとともに、復職支援の研修システムを確立すること。

小児医療、新生児科だけでなく、児童精神科、産科、救急医療、地域医療などについても、大学医学部に寄付講座を開設し、専門医師の育成を行うこと。

都内で勤務している病院・診療所医師の労働条件の実態調査を行うこと。

(4) 看護師等の確保・養成・定着対策の充実

看護師確保の目標を、大幅に引き上げること。

都立看護専門学校は直営を堅持し、廃止した看護専門学校を再開または新設するなど定員を増やすこと。

板橋および荏原看護専門学校の改築にともない、定員を増やすこと。

都立看護専門学校の入学金、授業料の負担を軽減すること。すべての都立看護専門学校に個室の寮を設置すること。

看護師等就学資金貸与事業を拡充し、就学資金を増額するとともに、支給枠を拡大すること。返還免除の対象要件を緩和すること。

都内中小病院の看護師確保への支援を強化すること。都立看護専門学校むけの、都内病院の就職説明会を実施すること。ナースプラザの事業を拡充すること。

東京都看護教員養成研修事業を拡充・強化すること。都立看護専門学校の教員の待遇改善を図ること。

看護職員の短時間正職員制度導入促進事業、および新人看護師の研修体制整備事業を拡充すること。

都内の全医療機関で月8回以内・複数の夜勤体制を確保すること。労働条件の大幅な改善を図るため、夜間看護手当増額、夜勤にともなう交通費の全額支給ができるよう助成すること。

院内保育所の施設整備費および運営費への補助を大幅に拡充し、増設を促進すること。24時間保育、病児・病後児保育の実施への支援を強化すること。

看護師宿舎の助成の拡充、民間医療機関が看護師の確保のためアパートなどを借り上げる場合の家賃補助を行うこと。

産休および育休の代替職員の確保に対する経費への補助を実施すること。

看護職員の福利厚生費用に対する助成を行うこと。看護職員のグループによる研修活動に対する助成制度を拡充する等の支援を強化すること。

厚生労働省が出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知を、都内医療機関に徹底するとともに、都として具体化を図ること。

看護師等の免許登録の迅速化を図ること。

(5) 医療機関の整備・増設の推進

都内民間病院の運営維持のため、都独自に診療報酬への加算を大畑鶏「東京都入院基本料加算」を創設すること。

病床過剰地域の二次医療圏においても、区市町村の実状にあわせて病床が増やせるようにすること。また、病床不足地域への都立病院をはじめとした病院整備をすすめること。

民間病院の建て替え、改築等を促進するため、希望があれば都有地を提供すること。

23区の区立病院、および区が補助金を出して整備・運営する区立に準じる病院に対し、多摩地域の公立病院と同様の運営費補助、施設整備費補助を実施すること。

医療ケアが必要な要介護高齢者や障害者・児、難病患者等が長期に入院、療養できる医療施設、ショートステイ病床を増やすこと。そのための施設整備、運営に対する支援を拡充すること。

医療施設近代化施設整備事業について、対象規模、および補助率の拡大をはじめ、病院の施設整備に対する助成を拡充すること。

診療所のバリアフリー化に対し、補助や融資、利子補給などの支援を行うこと。

民間医療機関・医療施設等のアスベスト除去に必要な費用への助成を行うこと。

院内患者図書室、医療情報相談室の設置に対する補助を行うこと。

(6) 多摩・島しょの公立病院、診療所に対する支援の充実

公立病院運営費補助は、病床基礎額の増額をはじめ拡充し、病床利用率などの経営評価によって減額する算定方法は見直すこと。公立病院の産科・周産期医療、小児救急等への支援を行うこと。

公立病院施設整備費補助は、補助率、基準面積、および耐震、免震をはじめとした震災対策措置など拡充すること。

へき地医療運営費等補助、へき地産科医療機関運営費補助、へき地診療所等整備費補助を拡充すること。

三宅村の診療所での人工透析医療実施への支援を行うこと。

自治医大卒業医師の計画的派遣をはじめ、へき地における医師・看護師確保、医療体制整備への支援を拡充すること。へき地勤務医師等確保事業を拡充すること。

(7) 医療の安全対策等の強化

都内各病院が実施する院内感染対策への支援を拡充・強化すること。

医療事故防止・再発防止のための人材養成、情報提供など、医療の安全確保対策を拡充・強化すること。

医療事故の対応や客観的評価に関する「第三者機関」を設置すること。医療事故調査・防止機関、医療

関連被害者救済センター（仮称）の設置にむけた調査・研究をすすめること。
患者側と医療側の橋渡しをする医療メディエーター（医療対話仲介者）の養成に関する検討会を設置すること。
都の医療監視員を増員し、研修を強化すること。病院医療監視経験者の配置をすすめること。
医療従事者のエイズやウイルス性肝炎等予防対策への助成を行うこと。
多摩・島しょの監察医業務に対する支援を強化すること。

(8) 救急医療の充実

救急車の台数を増やすとともに、増車に見合う救急隊員・救命救急士の増員を行うこと。ドクターカー、ドクターヘリの活用をひろげること。
救急医療の「東京ルール」を現場の意見を聞いて改善するとともに、地域救急医療センターの医療人材確保等への補助を拡充すること。休日・全夜間診療事業を拡充し、実施医療機関を増やすこと。
救急医療機関のうち、救急患者の受け入れが多く地域医療に貢献している医療機関に対し人件費等の財政支援を行うこと。
救急車来院患者における未払いに対する損失補てんを拡充すること。
民間病院による病院救急車の活用を促進し、配備・運行に対し財政支援を行うこと。
民間病院が急性期の救急患者を受け入れるベッドを確保するため、急性期を脱した患者を受け入れる後方ベッドを確保するための補助制度を創設すること。
救命救急センターを増やし、練馬区をはじめ不足地域をなくすこと。救命救急センター運営費補助を拡充すること。
救急車優先信号システムの整備を促進すること。

(9) 在宅医療・看護の充実

在宅療養患者に対する365日24時間対応の訪問診療、訪問看護・介護の連携、医師・看護師等の研修をはじめとした、在宅療養支援体制の整備をすすめること。在宅医と訪問看護ステーションの連携を促進する等、地域におけるチーム医療体制を構築すること。
在宅医療の急変対応の病床を確保するため、民間病院、有床診療所による緊急一時入院病床確保事業への助成を行うこと。
看護師に対する訪問看護に関する研修を強化すること。

(10) リハビリテーション医療の充実

回復期リハビリテーション病棟を増やすため、施設設備整備費補助を継続・拡充すること。
地域リハビリテーション支援センターを拡充し、新人専門職員や介護職員への研修事業を実施すること。
二次医療圏ごとに地域リハビリテーション協議会を設置すること。
ベッドサイドからの早期リハビリを実施する医療機関を増やすため、支援を行うこと。
身近な地域のリハビリテーション施設の整備・拡充を推進するため支援を行うとともに、訪問リハビリを拡充し、維持期に継続したリハビリを受けられる条件整備を行うこと。また、リハビリテーション自主グループへの助成を行うこと。
訪問リハビリテーションを抜本的に拡充すること。訪問リハビリ・ステーションを創設するとともに、訪問リハビリに取り組む療法士の研修を実施すること。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士の養成を推進するとともに、研修等を強化し質の高い人材確保

をはかること。摂食・嚥下リハビリの普及を促進すること。

疾病等により途中で言語障害となった人に対し、言語聴覚士などの専門職による継続的な訓練を行うための補助制度および、訪問言語聴覚士派遣事業を創設すること。

都立総合リハビリテーションセンターの整備を検討すること。多摩地域に、回復期リハビリテーション病棟を併設したりリハビリテーション病院を整備すること。

東京都リハビリテーション病院への支援を拡充・強化し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士を増員するとともに、診療機器・設備の改善を図ること。

都立病院、公社病院のリハビリテーション医療を拡充し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、およびリハビリ専門医師の配置を増やすこと。また、保健所の機能訓練事業を拡充すること。

(11) 医療社会事業の充実

地域巡回医療相談事業の委託費を増額・拡充し、常設の相談事業を実施できるようにすること。

医療ソーシャルワーカーの育成および医療機関や保健所への配置を促進すること。そのために、都独自の配置基準（指針）をつくること。

無料低額診療事業を実施する病院、老人保健施設の医療ソーシャルワーカー配置に対し、財政支援を行うこと。

老人保健施設への医療ソーシャルワーカーの配置を充実するため支援を行うこと。

医療ソーシャルワーカーの養成を推進するとともに、研修に対する支援を強化すること。

2 5 保健、公衆衛生の充実

(1) 保健所、市町村の地域保健事業への支援の充実

保健所の公衆衛生機能の抜本的拡充を図ること。対象人口が多い地域や、面積が広い保健所は、増設等の対策を講じること。老朽化した施設設備の改善をすすめること。

健康危機管理担当の医師、および感染症係の医師の欠員を、すみやかに補充すること。

地域保健係の保健師の欠員を補充し、増員すること。感染症対策係の保健師をはじめ、保健師を増員すること。

歯科衛生士、診療放射線技師を新規採用し、各保健所に複数配置すること。栄養士を新規採用すること。

広域化への対応や緊急時の迅速な対応のため、正規職員の運転手の確保や、老朽自動車の更新等をすすめること。

保健所で、女性医師による女性のための健康相談事業を実施すること。

市町村の地域保健サービスに対する支援を拡充すること。助産師、歯科衛生士、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の配置をはじめ、保健センターの機能強化のため財政支援を行うこと。

(2) 生涯にわたる健康維持、生活習慣病予防対策の充実

発達障害の早期診断・早期支援等のため、3歳児健診と就学前健診のあいだに5歳児健康検査事業を実施する区市町村を支援すること。また、5歳児健診に携わる医師への研修を行うこと。

被用者保険の被扶養者の健診受診率が低下している問題への対策を実施し、地元の自治体国保の健診を項目によって受けることができるようにすること。

特定健診の内容を充実させるとともに、自己負担なしで受けられるよう、都の補助を行うこと。メタボリック症候群に特化した健診ではなく、従来の基本健診の健診項目を維持・拡充できるようにすること。
緑内障を早期発見するため、眼底検査をふくめた眼科検診を実施すること。
骨粗しょう症検診が、全区市町村で実施されるよう補助を拡充すること。
乳幼児、学校、職域、成人、高齢者の各保健事業の連携を促進する協議会を設置すること。また、生涯を通じた健康習慣確立にむけ、幼児期からの健康習慣調査を実施すること。
健康づくり推進センターを再開し、都民の健康づくりに対する支援事業を実施すること。区市町村が行う健康づくり事業への支援を推進すること。
住民が気軽に利用できる「まちかど保健室」の整備を支援すること。
脳疾患や認知症の早期発見に効果がある、脳ドックの受診料助成を実施すること。

(3) 不育症に対する支援の充実

都民、および患者に対し、不育症に関する正確な知識の普及、啓発を図ること。
不育症の患者に対する相談体制を確立・強化すること。保健所等に不育症相談窓口を設置すること。
不育症の治療費に対する医療費助成の実施および保険適用を、国に求めること。また、都独自に不育症の医療費助成を実施すること。
母子保健、子育て支援、医療従事者等に対し、不育症に関する専門的研修を継続して実施すること。
不育症の専門医の育成を図るとともに、不育症の治療ができる医療機関が増えるよう対策を講じること。
都立病院、公社病院で不育症治療および相談を行うこと。

(4) がん対策の充実

「東京都がん対策推進基本条例」（仮称）をつくり、予防、医療、患者支援などの総合的がん対策を推進すること。
がんの医療費無料化助成を実施すること。
化学療法や放射線治療の専門医、放射線治療装置の精度管理を行う医学物理士など、がんの専門医、看護師、薬剤師や技師の養成を推進すること。また都立病院への配置をすすめること。
地域がん診療連携拠点病院、東京都認定がん診療病院を増設、拡充すること。
緩和ケアの体制整備を推進すること。ホスピス・緩和ケア病床の整備を促進すること。地域がん診療連携拠点病院を中心に、二次医療圏内における緩和ケアの連携体制・支援体制を構築すること。
在宅緩和ケア支援センターを増設、拡充するとともに、在宅緩和ケアを推進する医師、看護師等の人材育成を推進・拡充すること。
がんの患者数や発症実態を正確に把握する「地域がん登録」事業を本格実施すること。
がん検診の無料化と、検診体制を強化するため、区市町村への財政支援を拡充すること。前立腺がんのPSA検査を実施する区市町村への支援を行うこと。
マンモグラフィ検診の普及をすすめるとともに、超音波による乳がん検診を実施する区市町村への支援を行うこと。乳がん検診機器の整備費補助、マンモグラフィ読影医師等の養成事業を継続すること。
肺がんの予防にむけ禁煙対策を強化すること。とりわけ、妊婦の喫煙、受動喫煙を防止すること。
口腔がんの知識を都民に啓発するとともに、歯科医療従事者等に対し、早期発見にむけ診断力を高めるための研修を実施すること。
東京都がん検診センターを拡充すること。がんの早期診断法などの研究を推進すること。都立病院とがん検診センターなどが連携し、効果的な予防、検診、治療法などの研究を行うこと。

がん患者専用の居住型施設に対する運営支援を行うこと。在宅療養患者のデイケアや、がん患者のためのグループホーム整備をすすめること。

(5) 骨髄移植の充実

ドナー登録への支援を強化すること。

都立病院の骨髄移植医療スタッフを増配置すること。同時に民間医療機関の無菌室整備に補助を行うこと。骨髄移植や薬剤療法による治療で障害を受けた患者への福祉サービスを拡充すること。

(6) 脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の充実

脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業を継続・拡充すること。心臓循環器疾患についても、かかりつけ医・地域医療機関と専門医療機関の連携体制等を構築する医療連携推進事業を実施すること。365日24時間対応の脳卒中センター、および脳卒中専門病床（SCUまたはSU）を身近な地域ごとに整備すること。脳卒中のチーム医療、および血栓溶解薬（tPA）治療を迅速かつ安全に実施できる体制整備をすすめること。

心疾患の東京都CCU救急医療ネットワークを拡充するとともに、心疾患リハビリテーションの普及を推進すること。

脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の専門的医療人材を確保・養成する研修事業を実施すること。

(7) 感染症対策の充実

子宮頸がん、ヒブ（細菌性髄膜炎）、小児用肺炎球菌等のワクチン接種を、無料で受けられるようにするとともに、安全なワクチン接種体制整備をすすめること。

不活性化ポリオワクチンの早期導入を図ること。

ワクチン定期接種、任意接種の自己負担に対する都独自の軽減・無料化を実施すること。高齢者のインフルエンザ予防接種を無料化すること。

住民が隣接自治体でも接種できるよう相互乗り入れを推進する対策を講じること。

感染症の全都的な全発生状況把握（サーベイランス）システムを構築すること。

「麻しんゼロ」をめざし、麻しんワクチン未接種者や1回しか接種していない人への無料接種を推進すること。

日本脳炎ワクチン接種の再開を都民に対し、周知徹底し、接種促進を支援すること。

保育所や高齢者福祉施設におけるノロウイルスなどの感染症対策を強化すること。

入院、外来、在宅におけるDOTS（直接服薬確認療法）の実施、予防・治療・退院後のアフターケアなど、地域における結核医療ネットワーク化を推進し、一貫した治療・支援体制を整備すること。

結核病床および、結核医療に対する補助制度を創設すること。また、耐性菌に対する研究・治療の対策を強化すること。

「結核・結核疑い」患者の救急受け入れ等を促進するため、結核患者緊急一時入院施設整備をすすめるとともに、空床確保の運営費補助を実施すること。

エイズ患者の医療費の一部負担金を助成すること。エイズ患者受け入れ医療機関を増やすこと。

保健所保健師による相談の充実、夜間検診の実施等強化すること。HIV検査については一般医療機関においても無料で受けられるようにすること。

若年者の性感染症予防事業を実施し、正しい知識の普及啓発事業や相談支援を行うこと。

(8) 新型インフルエンザ対策の充実

重症化しやすい子ども、妊婦、慢性疾患の患者等の医療体制、予防体制を拡充・強化すること。
感染症指定病床、感染症緊急対応病床の増設を推進し、空白地域の区西部、区西南部、区東北部医療圏に緊急整備すること。陰圧化など機能強化のための施設整備費補助を継続・拡充するとともに、感染症の専門医、認定看護師などの人材育成をすすめること。
新型インフルエンザ治療薬、予防のワクチン、防護服、人工呼吸器などの医療資器材の確保を推進すること。
都内の医療機関、および区市町村等が実施する新型インフルエンザ対策への財政支援を継続・拡充すること。医療従事者が新型インフルエンザにより休業した場合の休業補償を実施すること。
正確な情報が都民や医療機関等に、すみやかに伝わるシステムを確立・強化すること。
ウイルス検査体制を拡充・強化するとともに、基礎研究をすすめること。
インフルエンザ様疾患の全数把握システムを構築すること。
より致死率が高い鳥インフルエンザの流行に備えた抜本的対策をすすめること。

(9) 歯科保健医療対策の充実、8020運動の推進

訪問歯科診療の負担軽減のため、補助制度を創設すること。
かかりつけ歯科医に関する普及啓発事業を実施すること。
区市町村が実施している成人歯科検診の検診項目、検診対象、自己負担などの格差解消を図るため、区市町村への財政支援を行うこと。
妊産婦歯科健診、および4・5歳児歯科健診を実施する区市町村を支援すること。
摂食嚥下機能障害に対するリハビリ等を実施する専門的な歯科医師や歯科衛生士等の育成支援事業を拡充すること。
介護保険で利用料が払えず歯科治療が行えない利用者については、居宅療養管理指導に関する利用料を助成すること。
障害者の歯科保健医療対策を拡充すること。心身障害者口腔保健センターを多摩地域にも整備すること。
都立病院、公社病院の口腔外科を拡充すること。
かかりつけ歯科医の定着を図り、保健所、保健センターと歯科医師との連携・協力体制を充実させること。
島しょ保健所に常勤の歯科衛生士を配置することをはじめ、島しょ地域の歯科保健事業への支援を拡充すること。
歯科衛生士養成所に対する運営費補助を実施するとともに、歯科衛生士専門学校生徒への修学資金貸与事業を実施すること。歯科衛生士の再教育への支援、および再就職支援を実施すること。
歯科衛生士の再教育支援システムを確立し、都として再教育計画を作成するとともに、大学、養成所が実施する再教育事業に対し財政支援を行うこと。
歯科技工士の就業支援、待遇改善のための支援策を実施すること。

(10) 自殺予防対策、心のケア対策の充実

自殺防止の普及啓発、ゲートキーパー養成、相談・支援ネットワークの構築、遺族支援など、総合的対策を継続・拡充すること。うつ診療充実強化研修事業の実施地区を拡大すること。
自殺総合相談電話を実施し、相談者の支援をすすめること。
自殺に関する統計の調査・分析を行うこと。
区市町村や民間団体による自殺予防対策を支援する緊急強化基金事業を実施すること。

都精神保健福祉センターの機能を生かして、自殺予防対策の専門人材を育成すること。
救急医療機関や精神科医療機関などが連携し、自殺未遂者への支援体制を構築すること。
ひきこもりや家庭内暴力などの思春期の心のケア対策を継続・拡充すること。
中高年期以前の年代を対象にした、こころの健康のための環境づくりへの支援を行うこと。
いのちの電話を拡充するため、財政支援を強化すること。
地域の開業医等に対し、メンタルヘルスに関する研修事業を実施すること。

(11) 薬物乱用防止、医薬品の安全対策の充実

青少年をはじめ都民に対し、薬物乱用・依存に関する正確な知識の普及・啓発を推進し、薬物乱用・依存を予防対策を強化すること。
薬物依存者の回復にむけた医療体制、および社会復帰のための支援を拡充すること。
薬物依存者と家族の相談支援体制を拡充すること。薬物依存者と家族を支援活する民間団体、自助グループや家族会への支援を推進し、連携を強化すること。
後発医薬品の質の向上を推進する事業を実施すること。
在宅医療をささえる薬局を育成する事業を実施すること。
薬局機能情報提供システム事業の委託費を増額・拡充すること。
薬害防止対策の強化を図ること。チェーンドラッグ等に薬剤師が常駐するよう指導を強化すること。
市販の風邪薬等により重い後遺障害が残るSJS症候群の予防対策強化のため、医師、看護師、薬剤師、薬局、医薬品販売業者等の研修、および都民への情報提供を行うこと。
健康食品、サプリメントによる健康被害を未然に防止するため、業者指導や都民への正しい知識の普及啓発を強化すること。
災害時における医薬品等の供給や薬局機能を維持するための体制強化を図ること。

(12) アレルギー対策等の充実

子どものアレルギー疾患状況などの調査を継続・拡充すること。花粉、ダスト、室内化学物質など、アレルギーの多様化に対応した調査・研究機能を強化すること。
訪問指導や相談支援など、保健師・栄養士等と連携した事業を実施すること。
保育所など児童福祉施設におけるアレルギー対応への支援を行うこと。
アレルギー物質をふくむ食品の適正表示を徹底するため、表示の監視指導、および収去検査を充実すること。
地域におけるアトピー、アレルギー疾患対策に取り組むアレルギー事業推進員の養成・配置をすすめるとともに、アレルギー教室事業を拡充すること。
妊婦健診、乳児健診時にアレルギー検診を制度化するとともに、アレルギーと診断された親子の継続的な相談体制を確立すること。
成人のアレルギー疾患の医療、相談支援の体制を整備すること。
化学物質過敏症の防止対策、花粉症対策、食物アレルギー対策を拡充・強化すること。

(13) 研究体制の充実

健康安全研究センターの改築を推進し、機能を拡充すること。新たな人材を確保して試験検査・研究のための技術継承ができる体制をつくること。「健康危機管理センター」構想は再検討すること。
医学総合研究所は、都立病院との連携を強化し拡充すること。

輸入食品をはじめとする食品の安全を図るため遺伝子組み換え食品や残留農薬などの研究・検査・検疫を強化すること。

アトピー・アレルギー疾患、内分泌かく乱物質、微小化学物質過敏症、シックハウス症候群などの原因、乳幼児をはじめ人に対する影響、発症のメカニズムと治療法などの総合的な調査・研究を強化すること。

(14) 動物愛護の充実

医療保健政策区市町村包括補助による、猫の不妊・去勢手術助成をはじめとした飼い主のいない猫対策を全区市町村が実施するよう、支援を拡充、強化すること。

動物愛護推進員に対する支援を充実すること。

動物愛護相談センターの相談体制や譲渡事業を拡充し、多摩地域に支所を増やすこと。市町村の動物愛護相談事業に対する支援を強化すること。

中小企業、農林水産業への支援を拡充する

2 6 中小企業の振興にむけた総合対策の推進

(1) 円高など経済悪化への緊急対策の推進

急激な円高、ヨーロッパ発経済危機などによる、中小企業への影響調査を実施すること。相談支援体制を拡充すること。

急激な円高など経済悪化に対応するための資金需要に対する、実効性ある融資を拡充すること。長期、無利子・超低利、売上減少率の要件緩和など、中小企業が利用しやすい融資を創設するとともに、保証料補助枠を拡充すること。

区や市の融資制度に、保証料補助、利子補給を行うこと。資金繰りがとくに困難な企業には、経営状況に応じて上乗せすること。

都内に本社や生産拠点を維持しつつ海外展開を行う中小企業に対し、国際業務に関する知識、資金、人材などの支援を強化すること。国際支援室の機能の拡充すること。

円高の影響を一時的な下請け単価の切り下げで切り抜けようとする大企業への監視体制を強化し、下請け企業への支援を強化すること。

円高対応、空洞化対策に取り組む区市町村に対する財政支援を実施すること。

中小企業の仕事確保のため、都の体制を強化し、大企業への訪問など発注要請を行うこと。中小企業振興公社にも、同様の取り組みを行うよう求めること。

(2) 直接助成・直接支援の実施

借り工場家賃、リース代など固定費の負担に対する直接支援を実施すること。

大企業の抛出を求め、中小製造業者の休業補償を実施すること。

収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子、長期貸し付けの生活つなぎ資金を創設すること。
中小零細企業が行う省エネ化、減量・リサイクル、再資源化、CO₂削減対策、自家発電設備導入への支援、
環境関連業種による技術開発などに助成を拡充すること。

(3) 官公需の中小企業への発注の拡大

都発注の官公需の中小企業への発注率を引き上げること。
機械的な競争入札などによる行き過ぎた単価の切り下げ、低価格入札を是正し、中小企業が適切な金額で
受注機会を確保できるようにすること。

(4) 人材確保・育成に対する支援の強化

中小企業緊急雇用安定助成金の円滑活用をすすめるとともに、都として上乘せ助成を行うこと。
中小企業または中小企業団体・グループが行う人材確保のための労働時間の短縮、職場環境の改善、福利
厚生充実の充実、人材育成の充実等に対する助成制度を拡充すること。
中小企業団体が行う就職説明会などへの支援、助成を拡充すること。
中小企業に働く労働者の育児・介護休業など取得を促進するため、中小企業に対して休業期間中の賃金助
成や代替職員配置のための支援を行うこと。育児・介護休業取得促進事業などを拡充すること。

(5) 新しい産業分野の振興支援の強化

再生可能エネルギーを新しい産業振興の柱として位置づけ、企業のさらなる技術開発や製品化・市場化へ
の支援を強化すること。
町工場の技術と、都内の病院、大学、研究所などが連携して、新しい医療機器・医療技術の開発をすすめ
る医工連携事業を実施すること。
福祉・介護機器、介護ロボットの開発をすすめる中小企業、福祉施設、大学、研究所などの産学工連携事
業を推進すること。
特定分野で強みをもつ企業のさらなる技術力の高度化・強化、販路拡大をするニッチトップ企業への支援
を強化すること。

(6) 製品開発、販路拡大への支援の強化

製品開発、売り上げの向上などを計画している中小企業に対し、資金の助成、専門家の派遣、低利融資な
どの支援を実施すること。
中小企業の販路開拓、市場調査などを、都として支援すること。海外共同事業所の整備、国内外の見本市
を拡充すること。

(7) 創業支援の強化

起業者への都の無料施設の提供拡大と家賃補助、機械設備などへの補助を実施すること。
創業支援融資は、都の起業塾・商人塾などの受講を条件に金利を優遇することをはじめ、改善・拡充する
こと。
女性起業家、青年起業家への起業家支援融資を創設するなど、支援を強化すること。

(8) 事業継承支援の強化

事業継承を促進するため、相談窓口を開設するとともに、長期貸付・超低金利の全額保証の融資を創設すること。

閉鎖となる工場と、新たに操業を考える人や、事業の拡張を検討している企業を結びつける場をつくり、都として支援すること。

存続・継承すべき技能・技術を指定し、都として特別の手立てを講じること。

(9) 知的財産権に対する支援の強化

国内および海外の特許取得、特許維持費用、特許侵害の調査費用、訴訟費用への助成を行い、知的財産権保護への支援を強化すること。

知的財産総合センターによるアドバイザー派遣などの支援を拡充すること。各国の知的財産の制度に熟知した専門家を配置すること。

(10) 試験研究機関の拡充

産業技術研究センターは、運営費、研究費を増額するとともに、基盤研究ができる人員配置を増やすなど、製造業への支援体制を拡充すること。西ヶ丘、駒沢をランチとして存続させることをはじめ、地域における支援の拠点整備をすすめること。独立行政法人化を見直すこと。

多摩テクノプラザを拡充し、多摩地域に複数のランチをつくること。同施設においても工業製品の放射能測定を行うこと。

(11) 中小企業総合政策の確立と推進

東京における中小企業の抜本的・総合的な振興のために、都として「中小企業振興基本条例」を制定すること。

見直しを予定している「産業振興基本戦略」は、中小企業対策審議会を開催し、円高、不況打開、ものづくり再生のための長期戦略をボトムアップ方式で策定すること。

製造業、建設業、ファッション産業など分野別・業種別の「振興プラン」を策定し、それぞれの振興対策を拡充すること。各分野・業種の中小企業、自営業者、家族従業者の悉皆調査を実施し、営業・生活・健康などの実態を把握すること。

都と中小企業・自営業者などで常設の「中小企業振興会議」をつくり、官民共同で中小企業振興を推進すること。

区市町村の産業振興計画づくりを支援すること。区市町村が実施する産業振興事業に対する財政支援を行うこと。

中小企業予算を抜本的に拡充すること。

27 資金繰りへの支援の強化

(1) 制度融資の拡充

預託金を増やし、返済期間10年、3年据置、超低利の融資を拡充すること。

区市町村の制度融資に対して、利子補給、保証料補助を行うこと。無利子や長期据置の融資に対して財政支援を行うこと。

中小業者に過重な負担をもたらす保証の責任共有制（部分保証制度）をやめ、全額保証に戻すこと。また長期返済への改善を図ること。当面、部分保証20%を都として支援すること。

保証料補助のメニューを拡大すること。資金繰りが困難な企業には、保証料を上乗せして負担を軽減すること。

借り換え融資については、その既存融資の対象を広げるとともに、融資限度額を引き上げること。

「無担保無保証人融資」の限度額を倍額まで引き上げること。

物的担保だけでなく、知的財産、熟練技術・技能なども適正に評価し、資金繰りを支援すること。

中小企業の経営者団体、金融機関、保証協会の代表が入った「中小企業資金繰り検討委員会」を設置し、融資制度の改善をすすめること。

金融機関の貸出対応、保証協会の保証姿勢等について、中小企業へのアンケート調査を継続して行うこと。

(2) 債権回収等の改善

保証協会債権回収株式会社による強引な回収、競売、任意売却の強要などが起きないようにすること。悪質貸金業に対する監視・指導を強めること。

(3) 新銀行東京の清算・処理

中小企業に役立つ新銀行東京は、清算・処理に踏み出すこと。

28 ものづくりへの支援の強化

(1) 工業集積地域への支援の強化

既存の集積地域に加えて、集積が期待される地域や、地域横断的な産業クラスターなども視野に入れた、新たな工業集積地域支援事業を立ち上げること。

創造的都市型事業を拡充すること。

工業集積拠点ごとに、業者を支援できる専門家、アドバイザーを配置すること。

(2) 技術支援、販路拡大への支援の強化

試験研究機関、インキュベーション施設、展示場、販路拡大、各種サポート・相談体制などを一カ所に集約した、ワンストップ・サービスの「ものづくり支援センター」を設置すること。

中小企業による新製品、新技術開発への助成を強化するとともに、業種間、異業種間の共同技術、製品開

発への助成を実施すること。

すぐれた技術・技能を存続させるため、都として委託研究を行う制度を創設すること。また、研究により開発した新技術・新製品の販路拡大を支援すること。

国内外に発信する「ものづくり東京ブランド」を創設し、新技術・新製品の開発、販路拡大などを支援すること。

東京のものづくりの技術継承の施策(マイスター制度やインターンシップ事業等)を強化すること。「東京マイスター」のいる企業や環境、雇用などすぐれた企業を認定し育成すること。

国の開発助成金について、手続きを簡素化するよう求めること。都として上乗せ補助を実施すること。

(3) 下請け支援の強化

下請取引監視員を、大幅に増やすこと。

財界団体や大企業に、一方的な単価切り下げなど下請いじめをやめるよう、都が直接、働きかけること。

下請け企業がちゅうちょせず告発・調停に持ち込める、下請け支援の仕組みをつくること。

中小企業取引適正化に対する支援を強化すること。

(4) 工場アパートの整備促進

区市町村直営の工場アパートへの補助、建て替え用工場アパートの支援を実施すること。

工場跡地等の積極的な用地取得や、所有地など公共用地の活用で、工場団地・工場アパートの建設を促進すること。

(5) メッキ加工業への支援の強化

ものづくりに欠かせないメッキ加工業への支援を継続・強化すること。

29 商店街への支援の強化

(1) 買い物弱者支援事業の実施

「買い物弱者支援事業」を都として創設し、商店街、区市町村、NPOなどが実施する買い物弱者支援の取り組みへの助成を行うこと。

(2) 大型店対策の強化

市町村の手足をしばる、大店立地法13条の廃止を国に求めること。

大型ショッピングセンターや駅ナカ商業施設の調査を実施するとともに、地域商業振興のためのプランを改めて作成すること。

大型量販店の閉鎖・撤退に対し、事前説明会の実施、影響調査の実施、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などの「商店街振興協定」を、商店街と大型量販店のあいだで結べるよう支援すること。

大型量販店が進出する際、地域の商店街をまもる等の、社会的責任を果たさせる仕組みを構築すること。

大型量販店の開設に対し、所有地など公有地の大型商業施設への売却・貸付は行わないこと。

小売商業調整特別措置法にもとづく中小小売商団体からの申請に対し、中小小売商の営業を守る立場から

調査、調整、勧告などの対応を行うこと。

(3) 「新・元気を出せ！商店街事業」の拡充

「新・元気を出せ！商店街事業」の予算を大幅に増額し、対象事業・適用範囲をひろげるとともに、希望するすべての商店街が利用できるようにすること。

観光産業と連携した商店街支援、複数回利用や補助率の引き上げ、年度をまたいでの利用など、商店街の要望にこたえて改善・拡充すること。

財政力の弱い商店街の経費負担の軽減を図ること。

(4) 商店街の環境対策、街路灯への支援の拡充

省エネ化、地球温暖化対策に取り組む商店街を支援する「環境対応型商店街活性化事業」は、商店街の負担を軽減するなど拡充すること。

商店街の街路灯の支柱の改修をふくむLED化に対する補助率を引き上げること。街路灯の電気代および維持経費に対する助成を行うこと。

商店街が維持・管理できなくなった街路灯については、都として対策を講じること。

(5) 商店街活性化への支援の拡充

商店街の事務所確保、専従事務局員の配置等への財政支援を行うこと。商店街事務所の固定資産税を軽減するとともに、家賃補助を実施すること。

商店街が取り組む祭り、消防団活動、清掃活動などに助成を行うこと。

商店街による集客のための駐車場・駐輪場確保への財政支援、所有地の提供・貸与などの支援を行うこと。

(6) 空き店舗対策、個店に対する支援の拡充

空き店舗対策事業を、共同店舗、集客施設などへ対象をひろげるなど拡充・強化すること。

区市、商店街から要望の強い「個店支援事業」を実施すること。

(7) 区市町村への支援の拡充

区市町村が実施する商店街振興事業に対し、包括補助を実施するなど財政支援を拡充すること。

区市町村が実施する空き店舗対策に対し、財政支援を実施すること。

区市町村と連携し、商店街、小売店に中小企業診断士等の専門職員が訪問する無料の商店街診断事業や、身近な場所での相談窓口開設などを実施すること。

(8) フランチャイズ産業の健全化の推進

フランチャイズ産業の実態調査を行うとともに、専門相談窓口を設置し、ガイドラインを策定するなど、加盟店の保護対策を実施すること。

フランチャイズ産業の健全化のための産業政策をつくること。

商店街にある各加盟店にたいして、商店会への加盟を促進すること。

深夜営業を行っているコンビニ店などについては、地球温暖化防止の観点から、全店一律の深夜・24時間営業を見直すよう、本部に働きかけること。

コンビニ店で行っている公共料金収納代行について、加盟店でのトラブルの実態、改善要望などを調査し、加盟店への過大な犠牲を解決すること。

30 中小建設業への支援の強化

(1) 中小建設業振興の総合対策の推進

建設業を産業政策の柱として位置づけた「振興プラン」を策定し、総合的な振興支援対策を推進すること。
今日の経済危機の建設業への影響について緊急に実態調査を実施するとともに、中小建設業の仕事確保と経営安定のための緊急対策を実施すること。
産業労働局に建設業振興課を設置すること。

(2) 中小建設業者の仕事創出の強化

住宅リフォーム助成を、都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
都営住宅・公社住宅、福祉施設建設など、生活密着型公共事業を大幅に拡大すること。

(3) 都発注の公共事業の改善

公共事業など公契約において、公正な労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を基本原則とする公契約条例を制定すること。

低価格入札による労賃や労働環境等への影響について実態調査を行い、低価格入札の現状を抜本的に改善すること。

増加している入札不参加、不調の原因となっている、行き過ぎたコスト削減、建設資材高騰を反映しない価格算定をあらため、適正な発注価格とすること。また、設計変更にあたっては適正な価格を保証すること。

「総合評価制度」の運用にあっては、企業規模や受注実績だけでなく、防災、環境、地球温暖化防止、雇用確保、法令遵守、消防、交通安全、地域社会への貢献などを、総合的に評価すること。中小企業について、公平・公正な審査を行うこと。

分離・分割発注等の徹底により、公共事業の中小建設業者への発注率を高めること。小規模修繕、改修など中小建設業者への直接発注を行うこと。

悪質業者や代理人、中間ブローカーの参入を規制するとともに、下請け金未払いを起している元請け企業情報は都の各局で共有し、下請けいじめ、請負代金や労働者の賃金の不払いなどを一掃すること。

、指名参加申請をしていない業者にも、都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事の受注の機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。

公共工事において、元請け業者に建設業退職金共済制度を徹底するため、労働者の手元に証紙が届いたことを確認するための報告を義務づけること。

(4) 下請け業者への支援の充実

悪質な下請けいじめ、請負代金・賃金未払いなどの防止・救済対策を強化し、相談体制を整備すること。

建設労働者に適正な賃金が支払われるよう、元請け責任を果たさせること。

採算割れの下請け単価の押しつけなどを行わないよう、元請けへの指導を強化すること。

(5)建設労働者、中小零細建設業者の福祉の充実

建設国保への補助金は、医療費増嵩分もふくめて現行水準を維持すること。

中小零細建設業者のために、東京都として雇用保険的な独自の対策を実施すること。

3.1 業種別支援の充実

(1)印刷・出版・文化産業への支援の強化

適正単価にもとづく予定価格を設定し、印刷・製本を物品買入契約扱いから製造請負扱いとすること。

倒産、廃業から労働者、業者、取引業者の救済制度を確立すること。

印刷産業の商取引慣行の改善、適正単価の確立にむけ、都として実態調査をおこなうこと。

印刷・出版・映像文化産業の振興計画を作成すること。

(2)地場産業、伝統産業への支援の強化

地場産業、伝統産業製品を、世界や全国に発信するために、販路拡大などと連携した「ブランド指定」事業をすすめること。

地場・伝統産業対策は、従来の業種団体支援に加え、区市町村の自主的計画・事業の支援を積極的に行い、販路拡大、技術支援、後継者対策など業者の生き残りに直接役立つものとする。

都庁舎をはじめ公共施設を活用し、地場・伝統産業製品の展示や販売支援を拡充すること。主要駅やデパートなどでのアンテナショップの開設など、製品の普及、宣伝と販売を支援すること。

(3)アニメ産業の振興策の強化

総合的で体系的なアニメ産業振興プランをつくり、著作権の保護など、都としてルールづくりをすすめること。

アニメ産業労働者の実態調査をおこない、相談体制を充実させること。

(4)皮革関連産業の振興対策、家内労働者への支援の充実

皮革製品の東京ブランド認証制度をつくり、販路拡大をすすめること。

皮革技術センター台東支所は、中小企業振興公社、産業貿易センター、職業能力開発センター台東分校などとの機能的連携をいっそう充実、強化すること。

製靴産業に働く人や工房を開いている人たちが技術支援を受けられる能力向上訓練等支援を強化すること。

靴づくり職人をめざす若者のために、低家賃の工房、共同工房、工場アパート、常設の展示場の確保などを支援すること。スキルアップのための専門家の派遣制度、ドイツやイタリアで実施されているシューフィッター制度の普及などを図ること。

「家内労働傷病共済制度」や「健康診断事業」などの諸施策を拡充・継続し、家内労働者の健康と生活を守る。

失業、仕事減少などにより生活困窮に追い込まれる従業者に対する緊急生活融資を創設すること。倒産等による仕事の打ち切り、ひま場救済のために、休業補償制度を確立すること。

家内労働者のための融資限度額を拡大するため、労働金庫への預託原資を増額すること。

(5) 観光産業振興策の充実

江戸文化、下町文化、多摩・島しょの自然など、東京ならではの観光資源の保全・開拓を図ること。地元で努力している取り組みに対する支援を行うこと。

低廉な料金の宿泊施設、都内共通観光パスなど、魅力ある観光対策を講じること。

3 2 農林水産業への支援の強化

(1) TPP反対の行動の推進

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加方針の撤回を国につよく求めるとともに、都として参加反対の行動を起こすこと。

(2) 再生可能エネルギー導入への支援

再生可能エネルギーの導入にむけた設備投資を行う農林漁業者に対し、財政支援を実施すること。都内の中小企業と連携して、再生可能エネルギーの開発・普及をすすめること。

(3) 都市農業の振興対策の強化

「都市農業振興条例」を制定し、予算を増額して総合的な振興策を推進・強化すること。

巨大消費地である首都東京における食の安全確保、地産地消、環境保全など、都市農業の多面的機能を重視し、東京の基幹産業と位置づけた「都市農業振興プラン」をつくること。

都として農産物の価格保障、農家の所得補償制度をつくること。

地代補助をふくめ共同直売所運営を支援するとともに、野菜等の価格保障対策を抜本的に強化すること。

就農支援事業、後継者育成対策、農業経営支援を強化すること。農業後継者を確保するために就農援助金を一定期間支給すること。また、定年で帰農する人への経済的支援を行うこと。

農業団体や生産者グループなどが都民に農産物の販売を行うイベントに助成すること。

「ふれあい援農ボランティア推進事業」や「ファームヘルパー」の農家への支援を拡充すること。市民農園や体験農園など就農体験希望にこたえる施策を拡充すること。

「苗木生産供給事業」を拡充し、生け垣助成などを実施すること。

輸入野菜の増大や石油価格の高騰、災害、獣害による農業経営への損失などに対して、農業経営の安定を図り、農業生産力を維持するために必要な資金を円滑に確保する支援事業を拡充または創設すること。

都内産農産物の流通ネットワークへの支援を行うこと。

「東京都農作物生産状況調査」は、調査項目、集計方法、調査員の配置など、調査制度の統一を図ること。

(4) 都市農地の保全、拡充

生産緑地の追加指定を推進し、農業用施設用地や屋敷林の宅地並課税を改めること。

都市農地の相続税の軽減を、国に求めること。

農林業が果している環境保全などへの貢献を評価し、環境貢献減税を導入すること。

生産緑地の買取り申請に対し、区市町村が買い取る場合に財政支援を行うこと。

遊休農地や、遊休農地状態にある土地について、農地・緑地として活用する場合に、財政支援をすること。

(5) 畜産業、養鶏業への支援の強化

家畜流通の円滑化への支援を行うこと。畜産農家の販路拡大を支援すること。

畜産廃棄物、都市食品残滓物や剪定枝材などのコンポスト利用などについて、放射能測定を詳細に行い、環境にやさしい農業の推進及び土づくり対策を継続できるようにすること。

畜産農家の経営を圧迫している肥飼料の高騰、乳価の下落に対し、価格保障を行うなど畜産業支援を強化すること。放射能影響被害による損害への補償を、東電と国に求めること。

八王子食肉共同組合を継続できるようにすること。

鳥インフルエンザ対策などの防疫対策を強化すること。対策を実施する農家への財政支援を行うこと。

家畜保健衛生所の検査機器、検査体制などを拡充し、機能強化を図ること。

(6) 農水産物の安全安心、地産地消の推進

食の安全安心を図るため、都内産の農水産物の放射能検査を強化すること。放射能汚染の風評被害に対する補償を、東電と国に求めること。

学校、病院などの公共施設での地産地消、新鮮で安全な農水産物の利用拡大を推進すること。直売・産直事業など都内の農産物の販路の拡大を支援し、都として都内産農水産物の需要拡大対策をすすめること。

(7) 試験研究機関の拡充

農業、畜産、林業、水産の各試験場について直営に戻し、拡充すること。

農畜水産物の輸入拡大にともなう海外からの感染症の侵入・発生について、都の試験研究機関と関係者が連携して防疫体制をつくり、未然防止対策を強化すること。

(8) 林業振興、森林の保全対策の強化

CO₂削減、地球温暖化防止、木質バイオマスなどエネルギー供給等に森林がはたす役割の重要性にふさわしく、林業が産業として成り立つよう、林業の振興と森林保全対策を強化すること。

間伐材、花粉症対策で伐採したスギ、ヒノキなどを利用した木質チップ・ペレットの生産と普及を支援すること。木質ペレットのストーブ、ボイラーなどの購入費助成を実施すること。

多摩産材流通のしくみづくり、公共施設、商店街、民間施設での活用、製品開発を促進するとともに、供給体制を整備すること。林業就業者を確保し、定着できるよう支援すること。

多摩産材を活用した住宅建設、リフォームなどに助成すること。

急峻な山林地域での作業を可能にする生産工具の開発を、都内の中小企業と連携してすすめること。

林道整備を、地元関係者の合意を得て積極的にすすめること

治山施設（落石防護施設）の安全総点検と、改修補強を実施すること。

伐採跡地のシカ害影響調査を実施すること。

(9) 水産業振興策の強化

価格保障、所得補償、漁船の燃料の価格安定を基本に、水産業振興策を強化すること。

水産業振興のため、河川、内湾、島しょの水産資源の調査・研究をすすめ、都市型養殖業の充実、内湾生態系の保全と回復を図ること。

島しょをはじめとした東京産水産物の流通促進を図ること。他県船などの不法な漁獲の規制を強化するこ

と。

魚類等の防疫対策を実施すること。

羽田沖の新漁場をいっそう拡充し、航路に支障のない水域に浅場、干潟、漁礁など、魚貝藻草類の生育環境を確保すること。

奥多摩湖・多摩川に繁殖しているブラックバス、および奥多摩湖のアオコ対策をすすめること。

国連海洋法条約にもとづく資源管理体制の確立とともに、水産試験場を拡充すること。小笠原諸島など東京都の200カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。

30人学級実現、どの子ども大切にしている教育のために

3.3 教育費の負担軽減の推進

(1) 高校教育費の無償化の推進

国に対し、高校授業料無償化を継続するとともに、特定扶養控除見直しにより負担増となる家庭のないようにすること、私立高校等の授業料無償化に踏み出すことを求めること。

私立高校等に通う生徒に対する都の授業料補助を拡充し、少なくとも低所得者世帯の高校生は、授業料に加え入学金・施設費などもあわせて無償となるようにすること。他の階層も公私格差をなくす立場で補助を充実すること。

都立高校の授業料は、全員不徴収とすること。その他の私費負担の軽減を図ること。

(2) 奨学金制度の拡充

高校生むけの給付制奨学金制度を創設し、教科書代や学用品費、通学費、修学旅行費などをまかなえる金額を支給すること。

育英資金の貸付単価を増額し、併給禁止の緩和、第二保証人制度の廃止、予約枠の拡大など制度の拡充を行うこと。

大学生、専門学校生に対し無利子の奨学金を希望者全員に貸与するよう、国に求めること。都独自に大学生への無利子の奨学金制度をつくること。

(3) 義務教育無償の原則の実現

小中学校の就学援助が拡充できるよう、区市町村に財政的支援を行うこと。

小中学校の給食費を引き下げられるよう、区市町村に給食食材費等への支援を行うこと。

小中学校の教育で使うものに対する公費負担を増やし、都として私費負担の軽減を図ること。

(4) 私立学校の教育費負担の軽減

各私立学校での授業料減免制度については、実施する学校を増やし、対象児童・生徒も拡大できるよう補

助率を上げること。

東日本大震災の被災児童・生徒や被災児童・生徒受け入れ校への、授業料減免などの補助制度を継続・拡充すること。

私立小中学校の授業料等の補助制度を新設すること。

(5) 幼稚園の教育費負担の軽減

私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額するとともに、上の子が小学4年生以上でも、下の子には第2子単価を適用すること。

私立幼稚園の入園料補助を新設すること。

国の制度変更にとまなう私立幼稚園等就園奨励特別補助を、国が制度改善するまで継続すること。

34 30人学級実現、小中学校の教育条件の充実

(1) 30人学級・少人数学級の実施

小中学校の30人学級を計画的に実施すること。都として少人数学級の対象学年の拡大と学級規模の縮小を図ること。

国の動向にかかわらず、少なくとも来年度から小学校2年生の35人学級を実施し、早期に、35人学級を全学年にひろげること。

区市町村が、独自に少人数学級を実施する場合は、少人数指導加配教員の弾力的活用による実施を認めること。

学級編制基準の弾力的運用（学級維持制度）を継続し、拡充すること。

40人をこえる学級については、年度途中であっても学級編制替えを認めること。また編制替えが困難な場合、副担任を配置すること。

(2) 学習環境の改善

区市町村立学校の耐震診断・補強助成をI s値0.3以上の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。

小中学校の普通教室のクーラー設置への財政支援の期間を延長するとともに、国の補助採択がされない場合は、都の補助率かさ上げをおこない、区市町村の費用負担を軽減すること。

区市町村立学校の校舎の老朽校舎の改築・改修、教室増築への補助制度を創設すること。

(3) 「破壊的教育改革」の中止、競争教育の是正

石原知事の「破壊的教育改革」と、それを推進するための「教育再生・東京円卓会議」は中止すること。都独自の悉皆学力調査の実施と公表は行わないこと。

少人数指導やチーム・ティーチングTTの加配は全校配置とすること。指導方法は、習熟度別だけでなく各学校の判断にまかせること。

(4) 教職員の長時間過密労働の解消と専門性の尊重

教員の長時間過密労働を改善し、1時間の授業に1時間の準備を実質的に実現できるよう、都独自の配置など教員を大幅に増員やすこと。

教員の持ち時数を縮減すること。中学校では持ち時数の多くなる教科、複数学年の授業を担当する教科については特に配慮すること。事務手続きの簡素化をすすめ、事務負担を軽減すること。

主幹制度、主任制度は廃止すること。

副校長の事務補助を配置するなど事務負担を軽減し、副校長が教育者として力を発揮できるようにすること。

(5) ゆきとどいた教育のための教職員の増員と待遇改善

期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。

初任者複数配置校には、正規教員などの加配を行うこと。

小学校の15、16学級校の専科教員定数は、2007年度の基準に戻すこと。2004年度に削減した小(14学級校)、中(15、16、17学級校)、夜間中学(日本語学級設置校)の教員定数の配置基準を元に戻すこと。

安心して学び生活できる学校にするため事務、用務、警備などの学校職員を増員すること。

事務職員の欠員をただちに解消すること。途中退職、病気休職などには、正規職員による代替制度を確立すること。

教育委員会が採用事務を行うこともふくめ、効率的な講師・産休代替採用システムを確立し、学校現場の負担を軽減すること。

講師の勤務時間に、給食指導や学級活動など教科以外の時間や、打ち合わせなどの時間もふくめること。

学校現場におけるパワーハラスメント防止にかかわる指針、要綱などを定め、ガイドブックを作成するとともに、第三者機関による相談窓口を設置すること。

セクシャルハラスメントの実態を調査し、対策を講じること。

教職員の勤務実態、在職死などを調査し、総合的な健康管理対策を講じるとともに、メンタルヘルスと職場復帰に向けての支援、定期検診、婦人科検診の充実を図ること。

育児休暇の所得保障、介護休暇の期間の延長、所得保障、代替保障などを実施、改善すること。

労働安全衛生法にもとづく労働安全衛生委員会の設置など、健康管理体制の整備、産業医の配置などに努めること。また各学校に休憩室を整備すること。

(6) 学校図書館の充実

小中学校の図書室に専任の司書の配置や人件費補助を行うこと。

蔵書充実に支援すること。

(7) 食育・学校給食の充実

栄養職員の欠員はただちに補充すること。

栄養教諭の任用を拡大し、食育を直接指導するリーダーとして計画的に全校配置すること。

認定講習は、教員免許を持たない栄養士にも十分な講習とし、希望者全員が受講できるようにすること。

その費用は都で負担すること。

地産地消、都内食材の積極的な活用ができるよう、情報提供と財政支援を行うこと。

多摩地域の中学校給食実施に財政支援を行うこと。

(8) 部活動の充実

部活動の充実のための指導体制がとれるよう支援すること。
外部指導員の部活動指導者講習会への参加を促進すること。

35 都立高校の教育条件の充実

(1) 希望するすべての子どもたちの高校進学保障

全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。

計画策定と具体化にあたっては、生徒や都民のニーズを調査し、受け入れ数の確保だけでなく、通学距離や経済的な条件なども考慮した内容とすること。

生徒増にあわせて、既設校の学級増でなく学校新增設で定員を増やすこと。

学区制撤廃や単独選抜、普通科への推薦制度、自己PRカード、絶対評価の使用などの入学者選抜制度を、都民参加で再検討すること。

30人学級を基本とする学級規模の縮小計画を策定・実施すること。定時制は20人学級とすること。

(2) 教職員の専門性の尊重と増員、待遇改善

教科主任や指導教諭の導入など、教員のいっそうの階層化は行わないこと。

都教委による生活指導統一基準の作成は行わず、各学校の教育的な自主性を発揮できるようにすること。

行政による学校支配につながる「学校経営支援センター」を廃止し、削減した学校事務職員定数は元に戻すこと

用務員の定数削減、民間委託を中止し正規職員を配置すること。

講師配置による国基準の切り崩しをやめ、教職員定数配置基準を改善し教員を増配置すること。

講師の報酬単価を引き上げ、授業準備や打ち合わせなどの時間も勤務時間にふくめること。

中途退学対応の少人数展開実施校や帰国生徒受け入れ校、障害をもつ生徒が在籍する学校などへの教員の加配を実施、充実すること。

養護教諭は全校に配置し、生徒数801人以上の学校や、必要な学校には複数配置すること。養護教諭や司書の病気休暇や勤務軽減には、同一職種による代替制度を確立すること。

各学校に男女別の休養室を設置すること。

(3) 学校図書館の充実

学校図書館の司書は、正規職員を配置すること。全定併置校や昼夜間定時制には2名の配置とし、民間委託はやめること。

司書の新規採用を行うこと。

学校図書館の図書購入費を抜本的に増額できるようにすること。

(4) 学校運営予算の増額

都立高校の「特色化」と予算の重点支援方式をやめ、どの学校にも必要な予算を配分すること。

部活動の予算は重点支援方式ではなく、どの学校にも必要な額を配分すること。

(5) 定時制高校の振興

夜間定時制2次募集で不合格者を出さないため、また昼夜間定時制やチャレンジスクールの入試の高倍率を解消するため、定時制高校の新設、学級増を行い、募集を増やすこと。地域的偏在を解消し、入学を希望する生徒全員を受け入れること。

三部制の教育のあり方を再検討し、二部制または全定併置に再編成すること。

生徒1人ひとりに手厚い援助を行えるよう、定時制生徒の暮らし、仕事、勉学条件などの実態調査を行うこと。

給食の「親子方式」や「デリバリー方式」はやめ、どの定時制高校の生徒にも質の高い給食を保障できるよう、自校方式に戻すこと。

栄養士は正規職員で配置すること。

給食費、教科書代、修学旅行費の補助制度を拡充し、生徒全員を対象にすること。

全国大会の宿泊費、旅費の助成拡大や外部指導員のための補助など、部活動への支援を拡充すること。

音楽鑑賞教室を復活し、各種行事の補助を増額すること。

(6) 職業高校の振興

産業教育設備の基準にあわせて、各校の施設、設備の更新を図ること。

「ものづくりコンテスト」など、生徒の諸行事への補助を拡充すること。

専攻科を、卒業後の接続教育機関として積極的に設置すること。就職など進路相談の専任職員を配置すること。

独自の入試説明会やPRイベントなど、産業教育のPRを強化すること。

(7) 就職支援の充実

就職希望者への企業説明会や就職ガイダンスなど、就職支援活動を抜本的に強化すること。

労働法などの労働者の権利を学ぶ時間を設けること。

ポケット労働法を配布し、働いている高校生の労働相談体制を確立すること。

中小企業の果たしている役割をPRし、中小企業への就職を支援すること。

(8) 学習環境の改善

老朽校舎の改築・補修を促進すること。

特別教室や準備室、会議室などの冷房化をすすめること。

エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化をすすめること。バリアフリー化の必要な生徒が在籍している学校にはただちに対応すること。

保健室に、相談スペースを設置できるだけの十分な面積を確保するとともに、化学物質過敏症対策を図ること。

防災備蓄物資の拡充を図ること。

天井や照明などの非構造物の耐震化をすすめること。

太陽光発電など再生可能エネルギーの導入目標を引き上げ、設置を拡大すること。電球のLED化を促進すること。

36 相談体制・日本語教育など、きめ細かい教育支援の充実

(1) 相談体制の充実

スクールカウンセラーは小学校、高校への全校配置を急ぐこと。また中学校も含め相談日数を増やすこと。小中高等学校に、スクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。

小中高等学校の養護教諭の複数配置をすすめること。特に第7次定数改善計画の国基準（小851人、中高801人以上）を満たしている学校は、ただちに複数配置とすること。

東京都教育相談センターの相談は、教育、心理、医療、スクールソーシャルワーカーなど専門職の正規職員を増やすとともに、多摩地域での相談を充実するなど、身近に相談できる体制を拡充・強化すること。教育相談センターは、他の機関との統合計画をやめること。

(2) 不登校・学校に行けない子どもたちへの支援

学校に行けない子どもたちへの学習の機会を保障し、学校の出席扱いとして認定している施設に対して助成すること。

不登校の親の会や、親たちが運営する子どもの居場所に助成を行うなど、親の願いにこたえた取り組みを支援すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実

都立高校の在京外国人生徒対象の募集人員と募集校を増やすこと。その際、地域や専門性、難易度などのバランスを考慮すること。

小中学校の日本語学級の学級定員を改善するとともに、原則として全ての自治体の小中学校に設置すること。学齢超過でも、昼間の中学校での受け入れを柔軟に対応すること。

在京外国人生徒対象枠をもつ都立高校に、2名以上の専任教諭および通訳などを配置すること。

日本語指導が必要な生徒を受け入れている学校には、生徒の第1言語ができる講師を配置すること。

教育庁に、日本語指導が必要な児童・生徒の教育に関する総合的な対応ができる、専門の部署を設置すること。

日本語指導が必要な児童・生徒に関する実態を把握すること。

専門家による児童・生徒への日本語指導補助、保護者と教員間の通訳、教員の異文化理解をすすめること。

(4) 夜間中学の充実

夜間中学には、生徒の実態に合わせて教員を増配置すること。年度途中の入学者も考慮するなど実態にあった教員配置をすること。

全校に養護教諭を配置すること。

日本語学級は、2004年度に削減した定数を元に戻すこと。

自主夜間中学や義務教育未修了者の実態を調査し、必要とする区市に夜間中学を設置すること。

(5) 精神保健に関する知識の普及

小中学校で、精神保健、心の健康に関する学習を行うなど、正しい知識・情報の普及を図ること。

37 私学教育の振興にむけた支援の強化

(1) 私学助成の充実

私立学校経常費補助は標準的運営費の2分の1補助方式を堅持するとともに、補助率および補助額を拡充すること。

私立小学校経常費補助を底上げし、私立幼稚園経常費補助の人件費の算定基準をひきあげるなど、全国平均水準以上への増額を図ること。

私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、経常費補助の使途制限を特別支援学校の特性に合わせて緩和すること。

軽度発達障害を含め障害児が1名以上在籍している小、中、高等学校に補助を行うこと。

30人学級など、少人数学級のための特別補助を実施すること。

(2) 施設設備等への補助

私立学校・幼稚園の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ、早期に終了させること。工事の際の代替用地として、公有地を無償提供すること。

私立学校の老朽校舎の改築、改修および施設整備に関する補助を増額し、対象の拡大を行うこと。

私立学校教育振興資金融資利子補給の拡充を図ること。

備蓄物資購入など防災対策への支援を、継続・拡充すること。

太陽光発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡充し、幼稚園も対象にすること。私立学校施設の緑化推進や省エネ化などの補助を拡充すること。

(3) 教育水準の維持向上

私立学校教職員の雇用形態の実態調査を行い、年契約教職員の正規雇用化を誘導すること。

教員研修やICT教育、環境教育の推進などに助成を行うこと。

(4) 私立幼稚園等の振興

私立幼稚園教育振興事業費補助は、3分の1助成に増額すること。

3歳児や障害児のための補助を拡充し、発達段階に応じたきめ細かい教育をできるようにすること。

幼稚園の預かり保育推進事業の単価を増額し、補助を拡充すること。

類似幼稚園の事務費補助などの支援を強化すること。

(5) 私立専修学校の振興

私立専修学校教育振興費補助（高等課程対象）の補助対象経費を、私立高校と同様の扱いとし、増額すること。

私立専修学校（専門課程）への経常費補助を行うこと。

私立専修学校教育環境整備費補助を拡充し、職業観啓発や就労支援事業等に対する補助を新設すること。

東日本大震災の被災学生への授業料等減免事業を継続するとともに、学校の負担を軽減するよう都が財政支援を行うこと。被災学生だけでなく生活困窮の学生も対象とする制度を創設すること。

防災備蓄物資購入や太陽光発電など省エネ設備導入への補助を行うこと。

評価促進のための補助制度を拡充すること。

(6) 朝鮮学校に対する私立外国人学校教育運営費補助を行うこと。

すべての障害児にゆきとどいた教育の保障を

38 特別支援学校の教育条件の充実

(1) 特別支援学校の教育条件の充実

特別支援教育推進計画第3次実施計画は、保護者や関係者、都民の声を反映させ、抜本的に見直すこと。また、ただちに特別支援学校の教育条件整備を行うこと。

特別支援学校を大幅に新增設し、教室不足によるカーテン教室や間仕切り教室、特別教室の転用や、スクールバスの長時間乗車を解消すること。

肢体不自由特別支援学校（部門）の外部人材導入による自立活動担当教諭の削減をやめ、定数どおりに配置すること。外部人材導入校の拡大は行わないこと。

異なる障害種の併置化はやめること。大規模併置校の養護教諭や学校職員の配置を充実させること。保健室や職員室、特別教室、図書室などは共用せず、障害種ごとに確保すること。

重度重複学級を、子どもの実態に応じて増設すること。

病気療養中のすべての子どもに教育を保障できるように、病弱教育の充実を図ること。病弱特別支援学校は存続すること。病院内の分教室等に高等部を設置すること。

聴覚障害特別支援学校の分教室については、教育の継続性、連続性を大切にし、教育環境の整備を行うこと。また、城南分教室の小学部の募集を再開すること。小学部は、2年にわたり新入生が3名に満たない場合でも存続させ、地域の聴覚障害児の学習権を保障すること。

(2) 教職員の専門性の尊重と増員、待遇改善

特別支援教育コーディネーターは、センター的機能をもつすべての学校に専任で配置すること。

特別支援教育の専門性、特性をふまえ、異動のサイクルを長くし、一度勤めた視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校にも異動できるようにすること。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士など専門職を配置すること。自立活動担当者がこれらの資格を取得できるよう、研修条件を整えること。機能訓練士の削減をしないこと。

小学部単独校の教職員定数配当基準を改善する都独自の定数加算を行うこと。

訪問学級の教員は複数配置とすること。

視覚障害者、聴覚障害者の教諭を増員し、手話通訳者を確保すること。

教員の専門性を高めるための自主的な研修を保障し、充実を図ること。

(3) スクールバスの改善、増車

運行業者の選定は運行、介助の質を重視し、研修を充実すること。

障害者への理解度などを取り入れた総合評価制度で、入札を行うこと。

バス内での安全確保と同性介助のため、障害を理解し専門的対応のできる添乗員を、男性と女性の複数配置すること。

通学時間の短縮や車いすでの通学保障のため、スクールバスの増車や小型車両の導入を図ること。少なくとも1時間以上のコースについてはただちに短縮すること。義務教育でスクールバスのない八王子盲学校には、直ちにスクールバスを増車し通学時間の短縮を図ること。また通学に90分をこえる生徒のいる葛飾盲学校のスクールバスは直ちに改善すること。

知的障害特別支援学校高等部でも、子どもの実態に応じスクールバスの利用を認めること。

高等部単独校やろう学校でも、スクールバスや最寄り駅と学校間のシャトルバスを運行すること。

(4) 寄宿舍の充実

城北特別支援学校の寄宿舍をはじめ現在あるすべての寄宿舍を存続させること。江戸川、立川ろう学校の寄宿舍を再開すること。

寄宿舍の教育的理由や家庭事情による入舎を認め、通学困難の範囲を通学時間90分から60分にするなど、より多くの必要としている子どもが入舎できるようにすること。

寄宿舍指導員および看護師を実態に即して増配置すること。とりわけ八王子盲学校の寄宿舍は異なる障害への対応や土日の開舎に見合う指導員を増配置すること。久留米特別支援学校の看護師は定数6名に戻し、早急に配置すること。

寄宿舍廃止で通学に困難が生じる家庭に対し、困難解消に必要な手だてを講じること。

すべての寄宿舍において、施設設備の更新やインターネット環境の整備を図ること。

希望する学校や新設校に、寄宿舍を設置すること。

(5) 教育水準の向上

スクールカウンセラーを配置し、相談体制を充実すること。また、スクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。

すべての特別支援学校に図書室を設置し、蔵書を充実させること。

軽度の子どもを対象とする、知的障害特別支援学校高等部の学級編制基準については、1クラス8名の標準法の基準を維持すること。

知的障害特別支援学校に職業教育の専攻科を設置するなど、高校卒業後の教育を充実すること。

ICT機器の活用、および常に最新の機器への更新を図るなど、情報教育の充実を図ること。

視覚障害特別支援学校の専攻科に、電子カルテシステム設備を取り入れること。

(6) 適正な就学の保障と就学前教育の充実

障害の早期発見と0歳からの教育を充実させるため、視覚障害、聴覚障害特別支援学校の乳幼児期の教育を制度化し、教員配置等を充実すること。

視覚障害児や聴覚障害児の学校や教育の情報を得られる、リーフレット等を作成、配布すること。

特別支援学校の幼稚部の学級定員を、7名から5～6名に引き下げること。

病弱特別支援学校および病院入院児の就学前教育を、制度化すること。

子どもの障害、発達に応じて適正な就学をすすめるために、各学校に教育相談室を設置すること。

(7) 施設設備の改善

生徒増にともなう教室不足を解消するために、増改築を早急にすすめること。
全校を対象に、特別教室、体育館などの冷房化を行うこと。
学校施設の雨漏り対策や危険箇所の修繕を早急に行い、老朽化した施設設備の改修、更新、改築を行うこと。
段差解消や通路幅の確保、スロープの設置など、災害避難への改善を図ること。
狭くて利用しにくいトイレを改修し、洋式化すること。全校に洗浄機付き便座、シャワーを設けること。
エレベーターの増設を図り、安全を確保すること。
重度障害児でも宿泊できる生活訓練施設を、都内近郊に建設すること。

(8) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の強化

常勤看護師は、学校規模にあわせて増配置すること。
指導医による実技研修などを、充実すること。
校外宿泊行事等への引率教員定数基準を改善するとともに、医療ケアの対応ができる医療関係者の同行を実現し、保護者が付き添わなくてもいいようにすること。
寄宿舎にも緊急時に備えた医療・看護体制を確立すること。

(9) 学校給食の充実

民間委託された学校給食を直営に戻すことをふくめ、給食の安全と充実のため、栄養士、調理員の定期的な研修、施設整備の改修、業者の質を高める指導を行うこと。
肢体不自由特別支援学校（部門）や寄宿舎のある学校には、アレルギー対応食および形態別食等の安全のため、栄養士の複数配置を行うこと。

(10) 学校運営費の充実、保護者負担の軽減

就学奨励費の都独自分を復活すること。私費負担を軽減すること。
学校管理運営費等を、増額すること。
特別支援学校の修学旅行、校外学習などにもなうボランティアや保護者の付き添い等の費用については、全額公費負担とすること。

39 小中高等学校における特別支援教育の充実

(1) 小中学校の特別支援学級の充実

大規模学級を早急に解消するため、区市町村と協力し設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設を行い、必要な児童・生徒がすぐに入れるようにすること。
大規模学級の教育条件を改善するために、小学校の4学級以上は、学級数+2人の教員配置とすること。
時間講師は、児童の実態や指導上の集団編成を考慮して配置、増員すること。
年度途中に児童・生徒数が増えた場合、学級増と教員の配置を行うこと。通級学級では、年度当初から途

中の増加を見込んだ配置を行うこと。
教員配置のない「特別支援教室」の設置は行わないこと。

(2) 都立学校等における特別支援教育の充実

すべての都立高校の特別支援教育の充実を図ること。
心理の専門家による相談体制を、充実すること。
支援を必要とする生徒の多い学校に、特別支援教育を担当する教員を専任で配置すること。
都立高校に発達障害に対応した、特別支援学級（固定・通級）を設置すること。

(3) 区市町村の特別支援教育への支援の強化

特別支援教育コーディネーターを小中学校に加配で配置すること。少なくとも、特別支援教育コーディネーターにあてられる教員の持ち時数を軽減すること。
区市町村の特別支援教育推進のため、専門家や専門性を持ったサポート職員の配置や、人件費補助を行うこと。

40 放課後、卒後対策の充実を

(1) 放課後活動の充実

学齢期の障害児の放課後活動を保障するため、新体系に移行していない地域デイグループ事業、通所訓練事業に対する運営費補助を今後も継続するとともに、新規のグループも補助対象にすること。法内化への移行支援を継続すること。

小中学校で実施されている放課後子どもプラン等への障害児の受け入れを促進するため、人員配置などへの補助や人材の育成を行うこと。

特別支援学校内で、放課後活動や放課後子どもプラン事業を実施すること。

病弱児も対象とした社会教育を、身近な地域で充実すること。

(2) 卒後対策の充実

個々のニーズにあった進路先の確保、および週5日の通所先の確保などのため、財政支援を強めること。

就労・進学のための移行支援が十分できるよう、進路相談コーディネーターなどの配置と支援体制の確立をおこなうこと。

ジョブコーチ制度に、視覚障害者の長期的な歩行訓練を取り入れるなど、障害の特性にあった支援を拡充すること。

東京障害者職業能力開発校の実務作業コースを充実させるとともに、知的障害者、発達障害者、精神障害者の訓練ができるよう、拡充・増設すること。

障害者雇用について企業への理解・啓発を強化するなど、都庁全体での障害者就労対策を推進すること。

介護者制度の導入など、障害があっても安心して働けるよう職場環境の整備を働きかけること。

東京都や都教育委員会をはじめとする公的機関での、雇用および就業体験の受け入れを拡大すること。

都教育委員会の障害者の法定雇用率を達成すること。

社会教育、大学、青少年への支援を強化する

4.1 社会教育の充実

(1) 都立図書館の充実

資料購入費の大幅増額と書庫の増設を行い、資料収集を充実すること。1タイトル2点購入に戻すこと。
司書の新規採用を大幅に増やし、レファレンスを充実すること。
市町村の図書館との連携と支援を、いっそう強化すること。
区市町村立図書館を通じての協力貸出しについては、個人への貸し出しを行うこと。
図書館運営協議会の公募委員を復活すること。

(2) 新多摩図書館の整備

新多摩図書館の設計にあたり、少なくとも今後50年にわたり、都立図書館の資料収蔵スペースを確保するものとし、利用者の声を反映させること。

(3) 文化財等の保護

史跡、文化財、文化遺産の管理、保護予算及び、文化財や歴史・自然環境などの記録映画製作予算を大幅に増額し、郷土芸能や伝統工芸に対する助成金を増額するとともに、後継者育成にも適用すること。
文化財として保存すべき建造物について、再開発等により廃止、解体されないように対策を講じること。
埋蔵文化財保全のために保護費を増額すること。また、市町村に対する埋蔵文化財緊急発掘助成を拡充すること。

4.2 首都大学東京などの教育・研究条件の充実

(1) 教育・研究をささえる基盤的経費の十分な保障と条件整備

公立大学法人首都大学東京が設置・運営する首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校などへの運営費交付金を大幅に増額すること。
公立大学への国庫補助制度を確立するなど、財政支援を強めるよう国に要求すること。
教職員の任期制をやめること。教員がじっくりと教育・研究に打ち込める環境を確立するために、大学・学校による人事制度の改善・運用の自主性を保障すること。

(2) 学生・生徒に対する支援

公立大学法人首都大学東京が設置・運営する大学・学校が、学生・生徒の経済的負担軽減のために、入学

金や授業料等の引き下げ、減免制度や奨学金制度等の新設または拡充を行えるよう、財政支援を強化すること。

首都大学東京などの学生・生徒および卒業生が、在学中は学業と学校生活に集中することができ、卒業後は就職等の希望をかなえることができるよう、支援を強化すること。

(3) 大学の自治と民主主義を保障するルールの確立

都立の大学の法人化がもたらした現状と問題点を検証し、大学関係者の意見を尊重して、大学の自治と民主的運営を保障するルールを確立する方向で、公立大学法人制度の抜本的見直しを行うこと。

4 3 青少年施策の充実

(1) 青少年行政に対する基本姿勢の転換

治安対策や取り締まり中心の青少年行政から、青少年の健全な育成を支援するという青少年行政の本来のあり方に立ち戻ること。

青少年行政の所管局を、生活文化局に戻すこと。

(2) ひきこもり等への支援の充実

ひきこもり等の状態にある若者の自立と社会参加を支援する事業を、区市町村の施策への支援もふくめて拡充すること。

(3) 青少年の居場所づくりの推進

「東京都青少年センター」を新設し、青少年の健全育成と交流の場をつくること。

中学生・高校生むけ児童館の整備をはじめ、中高生の居場所づくりを推進すること。

フットサルコートやバスケットゴールなど、青年の要望の強い身近なスポーツ施設設備を整備すること。

冒険遊び場（プレイパーク）の整備をすすめること。プレイリーダーの配置、および養成や研修、研究交流会等への支援を行うこと。

区部と多摩のユ - スプラザは、P F I方式をやめて直営に戻し、拡充すること。

スポーツ・文化振興への支援を強化する

4 4 都民のスポーツ要望の実現

(1) オリンピック招致の中止

2020年オリンピック東京招致は中止し、招致関連予算は計上しないこと。

(2) スポーツの振興

スポーツ振興審議会の開催にあたっては、都民の意見を十分に反映させ、都民スポーツ振興への取り組みを強めること。

都民や自主的なスポーツ団体によるスポーツ活動、クラブの育成、大会開催などへの助成を行うこと。

「スポーツ祭東京2013」（国民体育大会、障害者スポーツ大会）およびリハーサル大会の開催にむけ、予算を拡充すること。区市町村の施設改修、競技運営経費等に対する財政支援の充実を図ること。

区市町村や団体が開催するスポーツ大会への補助を拡充すること。

(3) スポーツ施設の整備

辰巳国際水泳場をはじめ、老朽化した都立スポーツ施設の改修・改築予算を抜本的に増やし、利用者の意見を反映させて計画的にすすめること。

都民が広域的に利用できる都立スポーツ施設を増設すること。

都立スポーツ施設の利用時間を延長するとともに、利用料を引き下げること。利用料金制は中止すること。

アマチュアスポーツ団体の行う競技大会などへの減免措置を継続すること。

地域ごとのスポーツ施設・設備の整備を促進すること。区市町村のスポーツ施設整備に都が積極的役割を果たすとともに、市町村への支援を強化すること。

(4) 障害者スポーツの振興

都の「障害者スポーツ振興計画」を策定するにあたっては、様々な障害種の障害者の声を反映すること。

都の障害者総合スポーツセンター、多摩障害者スポーツセンターを拡充すること。

障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、施設整備、バリアフリー化、専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを推進すること。

「第41回関東ろうあ者体育大会」「第2回世界ろう者卓球選手権大会」をはじめ、障害者団体が東京で開催する競技大会への財政支援を行うこと。

障害者団体が取り組むスポーツ事業への助成を拡充すること。身体障害者団体が実施している海水浴などのスポーツ振興事業への補助を再開すること。

(5) イベント偏重のあり方等の見直し

イベントに偏重したスポーツ行政は行わないこと。

一般財団法人東京マラソン財団の大会・運営経費の内訳や契約情報を公開し、公平公正な運営を行うこと。

4 5 芸術文化の振興

(1) 芸術文化の振興

芸術文化関係者の創作活動を支援するとともに、すべての都民が芸術・文化を楽しみ創作できるようにする立場から、文化行政のあり方について都民参加で検討すること。

小中学生が、本格的なオーケストラや演劇等にふれる機会をもてるよう、芸術文化鑑賞教室等の事業を実施・拡充すること。

小中学校の音楽鑑賞教室を再スタートし、「体験型プログラム」を取り入れた音楽体験鑑賞教室を実施すること。

体験型芸術プログラムは2 3区内に加え、多摩地域を中心とする企画を実施すること。

都民芸術フェスティバルやフレッシュ名曲コンサートなどへの助成を拡充すること。シルバーエイジ芸術鑑賞補助事業を復活し、低所得勤労者への鑑賞費補助事業を実施すること。

都内のオーケストラや劇団等に対し、運営費助成や、公演等の場所の提供をはじめとした支援を行うこと。

東京オーケストラ事業協同組合加盟4団体に運営費補助を行うこと。

東京都交響楽団の運営費補助を増額すること。楽員、職員を増やし処遇を改善すること。

芸術文化を活用した被災地支援を継続・拡充すること。

(2) 都立文化施設の充実

東京都芸術劇場の改修にあたっては、利用者、利用団体の意見をくみ上げるとともにバリアフリー化を徹底すること。

写真美術館、現代美術館、江戸東京博物館、たてもの園の収蔵予算を増額すること。

都立文化施設は直営を基本とし、民営化や指定管理者制度にもとづく営利企業の参入を行わないこと。

都立文化施設の利用料金制を中止し、入場料、利用料を低廉なものにすること。高齢者の無料制度を復活させること。都民団体の会場使用については低料金とするなど、文化活動を支援すること。

4 6 男女平等と女性の地位向上・権利をまもる施策の推進

(1) 男女平等参画の促進

男女平等参画のための東京都行動計画には都民意見を反映させるとともに、数値目標を設定しその達成に努めること。

情報誌の発行や講座や、シンポジウムの開催など、男女平等参画の普及啓発事業を拡大・強化すること。

学校における男女平等教育を推進すること。

女性の自営業者の実態調査や父子家庭の実態調査を行うこと。

女性団体の自主活動や自主研究への支援を拡充すること。

性的マイノリティーなど少数者の権利を擁護すること。

夫婦同性や女性のための再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、国際的にも繰り返し改善勧告が出されている制度や仕組みについて、学習や意見交換を支援すること。

(2) 婦人相談員の待遇改善の推進

ウイメンズプラザの相談担当職員（婦人相談員）の処遇を改善し、5年で雇い止めにする制度は廃止すること。

(3) 労働の分野における男女平等の推進

女性の割合が高い、非正規労働者の均等待遇と労働条件の改善、正規化をすすめること。妊娠出産へ不利益の取り扱いの是正、仕事と育児や介護を両立できる働き方の見直しなどについて、意識変革と法令の周知のため、事業主などに積極的に働きかけ、指導を強化すること。

自営業の女性（家族従事者）の労働が正當に評価されるよう支援すること。

女性が多く働く保育所や学童保育、福祉職場をはじめとする自治体の職場で広がる非正規雇用の正規化と労働条件の改善をおこない、「官製ワーキングプア」をなくすこと。

セクシャルハラスメントを一掃するため、対策を強化すること。

(4) 社会的支援の促進

家族政策の充実、育児介護休業制度、および保育所や介護施設の整備など、男女平等参画を支える社会的支援を促進すること。ひとり親家庭の支援を重視すること。

女性が健康に生涯を送るため、妊娠、出産、不妊治療の負担軽減、性差を考慮した医療の充実、公平な年金制度の確立など、社会保障を拡充すること。

(5) 政策・方針決定への参画などの推進

都の審議会、行政委員会などへの女性の参加機会を増やし、女性の登用割合の目標値を達成すること。自

治会や町会などへの女性の参画について啓発を行うこと。

東京都および都の外郭団体、学校などで働く女性教職員の採用・配置・昇格は男女差別なく行い、女性の幹部・管理職への登用機会を増やすこと。

民間事業者に格差是正の目標設定、ポジティブアクションの実施などを、積極的に働きかけること。

(6) ドメスティックバイオレンス(DV)対策の拡充

改正DV防止法にもとづく「基本計画」の進捗状況や施策の実施について明らかにし、内容を拡充すること。数値目標の設定とその達成に努めること。

配偶者暴力相談支援センターの体制を強化し、コーディネート機能、専門相談、外国人の相談および支援体制の充実を図ること。東京都女性相談センターの土日の相談の実施すること。

区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備にかかわる広域連携を支援すること。

DV対応の一時保護所を大幅に増設するとともに、職員配置を増やすこと。民間シェルターに対する運営費補助の拡充などを行うこと。

DV被害者の都営住宅への優先入居の周知を図るとともに、DVや買春による被害者の生活再建と経済的自立を支援するための生活資金貸付制度を創設すること。

一時保護後、PTSD等からの回復と自立のための援助を行うステップハウスに対する運営費補助を行うこと。

DV被害者とその児童の一時保護後の生活再建に対する支援(ピアカウンセリング、自助グループホーム活動、就労準備講座など)を実施する民間団体への支援を行うこと。

47 消費者行政の充実

(1) 消費者センターの充実・強化

東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ、情報の収集と提供、調査、研究、学習、交流などの機能をいっそう充実させること。

消費生活相談員の専門性を正當に評価し、思い切った待遇改善を行うとともに、5年で雇い止めの制度は廃止すること。

東京都消費生活総合センターの平日の相談時間を延長し、日曜日も開設すること。

多摩消費生活センターの直接相談事業を再開すること。

巧妙、複雑化する悪徳商法による消費者被害に対応するため、相談員の増員、電話の増設を図ること。

(2) 区市町村との連携・支援

区市町村の消費者行政への支援を行い、地域格差を是正すること。

都と区市町村の消費者行政担当者および相談員の研修と人材育成、情報交流を充実すること。

地方消費者行政活性化基金で取組まれた事業を継続・推進できるよう、財政支援を行うこと。

地方消費者行政活性化基金を活用した、放射性物質の検査機器の整備をはじめ、消費者の食品等に対する安全・安心確保の取り組みについて、区市町村の希望が国の基金額を上回る場合、都独自に財政措置を上乗せすること。

(3) 被害救済、事業者指導の強化

消費者被害救済委員会の機能を強化し、被害救済、被害の未然防止・拡大防止を図ること。

警視庁の職員・OBだけでなく、事業者の指導のための職員を増員すること。また、区市町村と連携し、業者指導と規制を強化すること。

不当表示、景品表示、誇大広告を規制し、業界に対し正確でわかりやすい表示を行うよう、指導を強化するとともに、零細小売店などへの支援を行うこと。

(4) 多重債務問題の解決と悪質貸金業の被害根絶

多重債務問題に対する総合的な取り組みを拡充すること。

悪質貸金業者に対する指導、取締まりを強化するとともに、被害者相談窓口を拡充すること。

消費者金融に対し、過剰広告規制などの具体的指導を強めること。

(5) 食品の安全性の確保

食品の放射能汚染について検査・モニタリングを強化するとともに、広く都民に情報提供すること。情報の理解を促進する学習会、意見交換会などを支援すること。

放射能汚染や食中毒をはじめとした食品の安全性の調査・研究を系統的に行い、情報提供や必要な規制・指導を行うこと。食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、都民・事業者への情報発信・普及啓発の充実を図ること。

牛肉の全頭検査や研究、消費者への情報提供など、BSE対策をさらに強め、発生を未然に防ぐこと。

輸入食品、遺伝子組み替え食品などへの未許可の薬品、食品の混入について、検査・監視体制を強化するとともに、情報提供を行うこと。

遺伝子組み換え食物の自生・交雑状況調査を行うこと。遺伝子組み換え食物を使った食用油など、商品表示義務対処食品を拡大すること。

冷凍加工食品の原料原産地表示について、その実施状況を点検し政策評価を行うこと。

外食・中食産業事業者へ原材料の原産地表示の徹底を要請すること。加工食品の原料原産地表示についても、JAS法の範囲にとどまらず積極的な情報提供を行うよう、事業者に要請すること。

(6) 地産地消の推進と自給率向上

都民が都内産の農産物を購入できる仕組みをつくること。

消費者団体等が行っている、産直事業や有機農産物等共同購入事業を支援すること。

消費者ニーズに応える有機農産物の供給促進のため、青果店の共同仕入れなどへの支援を行うこと。また、生産者との契約栽培など有機農産物の供給拡大のために対策を講じること。

(7) 消費者啓発と消費者団体への支援強化

「東京都消費者月間」を全庁的に位置づけ、予算を大幅に拡充すること。区市町村が実施している消費者啓発の行事を支援すること。

消費者啓発に関する消費者団体との共同事業を継続すること。

消費者団体が自主的に行う情報提供、啓発事業、調査研究活動に対する支援を行うこと。

適格消費者団体との連絡調整や訴訟費用支援を行うこと。

(8) 消費者教育および情報提供の充実

学校で相談窓口の周知や予防的な消費者教育が推進されるよう、手だてを講じること。
情報の迅速な提供のため、町会や地域包括支援センターなど、消費者団体以外の団体とも連携を強化すること。

(9) 公衆浴場の確保と充実のために

公衆浴場の公共の役割を評価し、改築、改修など浴場更新のための建設費補助や原油高騰対策など、経営の継続と安定化の支援を継続し強化すること。

公衆浴場の震災対策を拡充すること。

燃料を都市ガスへ転換するための助成を拡充すること。

施設確保資金貸付、経営経費補助などの「確保浴場」対策の充実、一般公衆浴場への利子補給制度の拡充を行うこと。

生活保護世帯入浴券助成の枚数を拡充すること。対象を低所得世帯にも拡大すること。

敬老入浴などの福祉入浴事業や健康入浴事業を推進するため補助制度を創設すること。

公衆浴場の普及と親子のふれあい促進のため「都民無料入浴の日」をつくり、補助を行うこと。その他、「無料入浴デー」「半額入浴デー」などの取り組みを支援すること。

公衆浴場・銭湯を江戸・東京の庶民文化と位置づけて、観光施策等とも連携した支援を行うこと。

4 8 築地市場の豊洲移転中止・現在地再整備、卸売市場の充実

(1) 築地市場の豊洲移転中止、現在地再整備の推進

土壤汚染調査も対策もごまかし・欠陥があり、食の安全・安心が保障されない、豊洲新市場予定地への移転は中止し、築地現在地再整備をすすめること。

豊洲新市場予定地の土壤汚染対策工事にかかわる談合疑惑を徹底解明すること。

業者も合意できる、より良い築地現在地再整備案を、都の責任で一日も早くつくること。その際、都が一般会計もふくめ財政負担するとともに、大型量販店対応型整備などの過大な施設計画をおさえることで、適正な業者負担にすること。

築地市場の施設について、ただちに耐震診断、耐震補強、老朽化対策を行うこと。

築地市場が開場しているもとの、環状2号線道路の工事は行わないこと。

(2) 卸売市場の充実

せり取引原則の廃止など規制緩和路線を改めるとともに、大型量販店による先取り、転送をなくして、公平で公正なせり取引を促進すること。

東京都卸売市場整備計画策定にあたり、拠点市場化構想はやめること。関係する業者、住民との十分協議するとともに、市場、分場の一方的な統合・廃止、民営化を行わないこと。

仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行い、市場機能の維持・拡大を図ること。

卸売市場内の民間の施設、地方卸売市場について、耐震補強の促進を図るための援助を強めること。また、アスベスト対策も早急に実施すること。

生産者・青果業者などと連携して、有機農産物コーナーを拡充するなど、有機農産物の取り扱いを強化すること。

大田市場の水産部門の活性化にむけ、量販店と小売店等にそれぞれ荷が公正・公平にまわるようにすることと仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行い、市場機能の維持・拡大を図ること。

各市場に、料理教室ができる施設整備を行い、市場主催で都民が参加できる料理教室を企画したり、住民団体等が主催する料理教室に利用できるようにするなど、開かれた市場づくりをすすめること。

市場の廃棄物、駐車場など、関係業者が公平・公正な負担になるように改善すること。

警備員などの民間委託化は行わないこと。

生活基盤の整備をすすめる

4 9 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換

(1) 「居住の権利」を保障する住宅政策への転換

「居住の権利」を保障する立場にたち、都民が人間らしく住み続けられる住居の確保・整備を、都が責任をもってすすめること。住宅確保は自己責任という政策から転換を図ること。

住宅を社会的資本として位置づけて、都民の居住に関する生活環境基準（居住水準、居住費負担、住環境等）を定め、その実現を図ること。

所得に応じた適切な家賃・費用で入居できる、アフォーダブルな住宅提供にむけた施策を実施すること。住宅供給における公的主体の役割を強化し、新規公共住宅建設や低家賃の借り上げ住宅の提供、良質な民間住宅の供給の誘導などを行うこと。

都営住宅用地を「都市再生」などの開発に提供することをやめ、不足している都営住宅や、若年ファミリー世帯・勤労世帯むけ住宅の建設を基本にすること。

東京都住宅政策審議会に公共住宅居住者などを加え、都民との共同による政策づくりをすすめること。

住宅施策の専管部局として、住宅局を復活させること。

(2) ハウジングプア、低所得者への住宅保障の強化

都営住宅の総戸数抑制政策を改め、新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。

借り上げ公営住宅制度を活用し、UR住宅や民間賃貸住宅等を借り上げて、都営住宅として提供すること。

低所得者や、離職者・失業者、ネットカフェ難民、ホームレスなど住宅をなくした人のために、低家賃の住宅を確保・提供すること。都営住宅、公社一般賃貸住宅などの一時利用を認めるなど、一時的居住の場を確保すること。

低所得者、離職者等に対し、家賃助成、または都独自の住宅手当を創設すること。若者や、子育て世帯等への家賃助成を実施すること。

(3) 「団地再生」の推進

都営住宅、公社住宅、マンションなどの大規模団地の更新は、壊して建て替える方法だけではなく、既存の建物・住環境・住民によるコミュニティを大事にする「団地再生」を推進すること。

(4) 都営住宅の整備基準、入居資格等の改善

都営住宅の入居収入基準を、元の月収20万円に戻すこと。

家賃の全額免除制度を復活すること。特別免除制度は元に戻し、新たに原爆被爆者を減免の対象に加えること。

都営住宅の住戸の面積基準を、都市型誘導居住面積まで引き上げること。最低でも2部屋・食事室と寝室の分離が確保される2DKを基準にするなど設計パターンをふやし、同一面積であっても、生活スタイルにあわせた選択ができるようにすること。

1DK、2DKなど小規模住戸にかたよることなく、若年ファミリー世帯や3世代ファミリー世帯などが入居できるよう3DK、4DKなどを供給すること。型別供給制度を見直し、ソーシャルミックスへの配慮を行うとともに、高齢者むけ施設や保育所の設置をすすめること。

「使用承継」の基準を元に戻し、一親等まで承継を認めること。明け渡し誓約書の提出を求めないこと。また、現在の使用承継の例外許可条件のうち病弱者については、「主治医の診断書をふまえ、住環境の病状への影響状況に基づき、居住の継続が必要と判断される場合」を加えること。

若年単身者の入居資格を認め、「若者むけ都営住宅」を整備すること。同居親族要件を緩和すること。

(5) 都営住宅の管理・運営の改善

都営住宅管理は、公共性を重視する立場を堅持し、指定管理者への営利企業の指定は行わないこと。

長期の空き室を放置せず、速やかに公募にかけること。

期限付き入居制度は廃止すること。期限付き入居者の契約更新を認め、一方的な退去を強要しないこと。

申請手続きが困難な高齢者等には、自動的に減免が受けられるようにすること。収入調査にあたって同意書の提出を強制しないこと。

都営住宅の建て替え、大規模団地再生計画、住宅改善、ス・パ・リフォームなどは、住民の意向を十分尊重してすすめ、建て替え後も住み続けられるように家賃軽減措置を拡充すること。

建て替え計画は、少なくとも1年前に住民に説明し、計画の一方的なおしつけはしないこと。移転には十分な時間を保障するとともに、移転経費は廃棄物処理代金もふくめた実費を補償すること。

孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、高齢者の見守り支援を強化すること。巡回管理人を増員してきめ細やかな相談に応じられるようにするとともに、高齢化率の高い都営住宅にL S A（生活援助員）を配置すること。

計画修繕の完全実施、バリアフリー化、窓枠アルミサッシ化、給湯器や浴室の改善を促進し、畳取替えの公費負担など修繕負担区分を見直し、居住者負担を軽減すること。

すべての都営住宅にエレベーター設置を早期に完了させること。

(6) 住宅供給公社住宅の増設・拡充

東京都住宅供給公社による勤労世帯・低中所得者むけ住宅整備事業を拡大し、一般賃貸住宅の新規建設を復活すること。

一般賃貸住宅の家賃の設定は、「近傍同種」でなく「応能負担」を基本とした制度に改めるとともに、3年ごとの値上げをやめること。

低所得者、母子、障害者、高齢者への家賃減免を拡充するとともに、失業・疾病など収入激減者への家賃減免制度を確立すること。

「従前居住者制度」の拡充のため、一般賃貸の建て替えにあたって財政支援を行うこと。一般公募の期限付き入居制度はやめること。期限付き入居者に対して一方的な退去を強要せず、契約更新を認めること。再整備計画は居住者参加で見直すこと。また、建て替えにあたっては、計画を早期に提示し、居住者の合意と納得を前提とすること。

公社住宅の増築事業への助成をふやし、増築戸数を拡大すること、事業は住民の合意ですすめ高家賃化を防ぐこと。

既存公社住宅のバリアフリー化、浴槽などの取り替え、窓枠やドアのアルミサッシ化、駐車・駐輪場、集会所等の増設など住環境整備への助成や貸し付けを拡充すること。

公社住宅の耐震改修・補強工事を促進すること。地盤沈下等による被害を受けている住宅は、抜本的な改修を行うこと。

居住者から批判の多いコールセンター方式はやめ、人員も拡充して従来の窓口センターでの受け付けに戻すこと。

(7) 区市町村への支援の拡充

区市町村の住宅施策に対し、財政的・技術的支援を拡充強化すること。区市町村による公営住宅・公立住宅整備への支援を強化し、用地費助成を実施するとともに、所有地の提供を促進すること。

区市町村移管された都営住宅にエレベーターを設置する区市町村に対し、財政支援を行うこと。

(8) 分譲マンション対策の拡充

都が行っている都内マンション実態調査の内容を拡充し、修繕積立金の状況等をふくめた悉皆調査を実施すること。都として「マンション白書」を定期発行すること。

分譲マンションの大規模改修・改築や建て替え、劣化診断、バリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去等に対する助成をはじめとした財政的・技術的支援を拡充強化すること。

建築基準法で一定規模以上のマンションに義務づけられている建物や設備の定期報告制度に基づく「定期診断」に対して、公的補助を行うこと。

貯水槽の検査・清掃に助成するとともに、マンションの水道直結給水化への支援を拡充すること。

マンションの変電機を電力会社の負担で小型化し、電力会社が無償使用している変電室を他の目的に活用可能にするよう、事業者を求めること。危険な白ガス管の交換はガス会社が責任を持って早急に行うよう、事業者を求めること。

ゴミ置き場用の土地、管理室、集会場、機械室、管理組合法人の保有する固定資産について、その公共性にふさわしく固定資産税を減免すること。

マンション管理組合の育成支援事業を実施すること。

法律、技術、管理など総合的なマンション相談窓口を都として開設するとともに、区市の相談体制整備等への支援を強化すること。

(9) 民間賃貸住宅居住者への支援の拡充

所得税等の「家賃控除」を創設し、家賃減税を実施するよう国に求めること。

外国人、独身者、障害者、高齢者、1人親世帯などへの居住差別をなくし、だれもが安心して賃貸住宅を借りられるよう、公的な保証制度を確立すること。

あんしん賃貸支援事業にもとづいて、自治体が斡旋する家賃保証会社については、賃貸借人に著しく不利益で不当な条件が付せられることなどないよう調査し、悪質な業者については指導を強化するなど、不法行為の取り締り対策を講じること。

民間住宅建設融資斡旋制度は、融資限度額や融資単価を引き上げ、利率の引き下げ、償還期限の延長、公的金融機関との併用義務付けの見直し、無担保融資など利用者の利便と負担の軽減を図ること。

賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底と賃貸住宅トラブル防止ガイドラインの普及を図ること。また、悪質不動産業者の行う管理業務について、行政が指導・監督できるよう宅建業法の改正を国に求めること。

(10) 戸建て住宅への支援の拡充

住宅リフォーム助成を実施すること。

住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を実施すること。

耐震化、不燃化を行った住宅への固定資産税、都市計画税の全額減免および耐震改修費用の税額控除を継続すること。

5 0 都市交通・公共交通の整備、交通バリアフリーの推進

(1) 公共交通を中心とした交通政策の推進

公共交通を中心とした交通網の整備をすすめるため、総合的な交通政策を確立・推進すること。

道路渋滞解消、大気汚染の解消、CO₂削減のため、自動車の総量規制にふみだし、モーダルシフト、ロードプライシング、パークアンドライドなど、実効性ある交通需要マネジメント（TDM）を実施すること。バス専用レーンやバス優先信号帯の設置などの整備を促進すること。

ノンステップバスなど、乗り降りしやすいバスの導入を促進すること。だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業を再開し、回転式シートの普及を図ること。

BRT（幹線高速バス）やLRT（超低床の新世代路面電車）などの導入について、検討をすすめること。区部周辺部の環状方向、多摩南北方向、八王子・町田、多摩西部地域への公共交通の整備をすすめること。

(2) 駅・ホームの改善、鉄道の安全対策の推進

都内すべての駅への可動式ホーム柵（ホームドア）設置をすすめること。そのため、鉄道事業者に対し、推進計画の作成を求めるとともに、財政支援を行うこと。

内方線付き・JIS規格対応の点字ブロックや、音声・音響・光等により列車の接近を知らせる装置などの整備、ホーム上の安全を確保する人の配置をはじめ、ホームからの転落防止対策を、鉄道事業者と共同して推進すること。

都内全駅へのエレベーター、エスカレーターを設置をすすめること。だれもが利用しやすい駅・車両への改善をすすめること。

「開かずの踏切」の解消にむけた対策を強力に推進すること。踏切の安全対策を強化すること。

鉄道の高架化、複々線化、地下化への支援を強化し、地元負担の軽減を図ること。高架化や地下化は住民合意を尊重し、騒音など環境対策に万全をつくすとともに、駅前再開発などの押しつけをしないこと。

(3) 都営交通のサービス改善

都営交通の料金の引き下げをすすめること。児童・生徒の通学定期の割引を拡大すること。
都民の貴重な足である都バス運行路線の廃止、運行本数の削減をしないこと。交通不便地区などの都バス路線開設の要望に、積極的にこたえること。
都バスの民間委託はしないこと。運転手は都職員を正規採用とすること。
都バス停留所での接近表示、上屋・ベンチの整備を促進し、都民サービスの向上に努めること。
都バスのITカードの割引サービスを充実すること。
都営地下鉄の駅務の民間委託を中止するとともに、駅員の増員を行うこと。また、保線業務などについても直営を基本とすること。
大江戸線をはじめ都営地下鉄全路線・全駅のホーム柵の設置をすすめること。全駅にエレベーター、エスカレーターを設置し、バリアフリー対策を強化すること。
冷房化未整備駅を解消すること。清潔で使いやすいトイレへの改修をすすめること。
都営地下鉄の車両を増やすとともに、快適な車両の導入を図ること。
利用者の利便性向上にむけ、都営地下鉄と東京メトロのサービスの共通化・一体化をすすめること。都営地下鉄の初乗り料金をメトロなみに引き下げるとともに、東京メトロにシルバーパスを適用すること。

(4) コミュニティバスへの支援の拡充

試運行開始日から3年までという運行費補助の年限を撤廃し、現行の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」とは切り離して個別補助事業を立ち上げることもふくめ、初期経費だけでなく運行維持を支援する制度に拡充すること。少なくとも運行費補助の年限を、段階的に延長すること。
車両購入費補助について、「1路線当たり1回かぎり」「単年度での補助対象路線は1路線」「既存路線の車両増に対する補助は行わない」などの要件を緩和すること。
運行費、車両購入費、調査・検討費の補助基本額、および補助率を引き上げること。バス停の施設整備費も補助対象にすること。
既存バス停や鉄道駅から半径200m以上遠の地域を走行すること等の「交通空白地域」の要件を緩和し、23区のコミュニティバスも補助を受けることができるようにすること。
シルバーパスの適用が促進されるよう、運賃補償額算定方法の見直し等を行うこと。
都バスによるコミュニティバス事業を推進し、拡大すること。

(5) 自転車利用環境の整備

環境にやさしい自転車を、都市交通の重要な柱のひとつとして位置づけて、自転車の利用環境整備にむけた、総合的政策を確立すること。
自転車専用レーンや自転車道の整備を促進し、自転車走行にとっても歩行者にとっても安全・安心な環境整備を推進すること。
自転車を共同利用する、「都市型コミュニティサイクル(自転車シェアリング)の整備促進事業」を実施すること。
自転車通勤を支援する中小企業の駐輪場・更衣室などの環境整備に対し、財政支援を行うこと。
放置自転車対策、自転車利用促進のため、区市町村や民間事業者による駐輪場等の整備に対し、財政支援や所有地の無償提供などを行うこと。
自転車利用者がルールを学び、マナーを身につけるための教育、啓発を強化すること。

(6) 交通安全対策等の推進

信号機の設置を促進するとともに、設置にあたってはLED化をすすめること。歩車分離式信号を大幅に増設し、交差点での事故防止対策を強化すること。

高齢者の安全確保のために、青信号時間の延長や高齢者感应式信号機の整備をすすめること。

駐車監視員制度を抜本的に見直し、放置駐車車両の確認と標章の取り付けは、公務員の身分をもつ警察職員が行うこと。駐車監視員に対するノルマの強制はしないこと。

駐車違反取り締まりの緩和措置として、荷さばき場を増やすこと。その際には、地元商店街との合意を図ること。

駐車違反の取り締まりは、障害者・高齢者や、スクールバス、生協の宅配等については配慮すること。

地域福祉、在宅医療・看護・介護を推進するため、在宅医療、訪問看護、助産師、ヘルパー派遣、地域福祉団体等による配食サービスなどの車両に対し、「駐車禁止等除外標章」の適用を拡大すること。

身体障害者に対する「駐車禁止等除外標章」の適用対象を、さらに拡大すること。

5.1 防犯対策の推進

(1) 都民の安全・安心を確保するための警察の配置

都民の安全・安心を確保するため、交番を地域の必要性や要望を考慮して計画的に設置し、警察官の常駐化をすすめること。

警視庁の予算や人員配置を、警備・公安中心から、刑事・防犯活動中心に切り替え、交番やパトロールなど現場体制を抜本的に強化すること。

国会や各国大使館など首都警備にかかわる警察は国の責任でおこなわせ、確保した警察官は都民生活の安全・安心の確保に資するものとする。

(2) 犯罪被害者、青少年、子どもへの支援

犯罪被害者への支援を強化すること。

青少年が犯罪に巻き込まれる危険のある盛り場などでの生活指導の強化など、都として対策を強化すること。

犯罪から子どもたちを守るため、学校の防犯対策や登下校時の安全対策は、学校・地域・行政参加で促進すること。

都立学校への警備職員の配置など、学校の安全に万全を期すこと。区市町村立学校での警備員配置、防犯カメラ設置などに支援を行うこと。

(3) ギャンブルの社会的弊害の防止

ギャンブル依存症など社会的弊害の明らかな、カジノの導入は行わないこと。

違法カジノなどの取り締まりを強めるとともに、ギャンブル依存症などギャンブルの社会的弊害について、調査・研究を行うこと。

5.2 上水道・下水道の充実

(1) 上水道の充実

過大な水需要計画と事業計画を抜本的に見直し、水道料金の値下げをすすめること。

不要なハツ場ダム建設を中止するとともに、地元住民の生活再建への責任を果たすよう国に求めること。

都負担となる水源負担金の財政支出を行わないこと。

福祉施設や医療機関などの水道料金減免を拡充すること。

直結給水モデル事業を拡充し、小中学校やマンションでの直結給水の普及を推進すること。

都民サービスの低下をまねく業務の民間委託は見直すこと。TSSなど監理団体への工事、検査、営業所業務の委託拡大は行わないこと。

「おいしい東京の水」キャンペーンの過大な宣伝広告費を抑制すること。

「海外水ビジネス」への参入はやめること。

(2) 下水道の充実

過大な事業計画を見直し、下水道料金の値下げをすすめること。

雨水流出抑制対策として、雨水貯留管の敷設を拡大すること。

分流式下水道地域での排水管整備を推進すること。

豪雨時のマンホールからの溢水を防ぐため、ポンプ場を増設すること。

降雨時の時の下水道工事の安全確保と作業中断などのための諸経費を支払うこと。

老朽化した小規模管きよの再構築のため、補助交付対象にするよう国に求めること。

(3) 上下水道施設での再生可能エネルギー活用の促進

上下水道施設で、省電力化・省エネ化をすすめるとともに、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの活用を促進すること。

地球温暖化などの環境対策を強化する

5.3 地球温暖化、ヒートアイランド対策の推進

(1) 地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の強化

二酸化炭素の排出を自然界が吸収可能なレベルに抑制することを目標とすること。京都議定書にもとづく二酸化炭素排出抑制目標を早期に達成するとともに、1990年比で、2020年に30%以上削減、2050年に80%以上削減する目標を明確にして取り組むこと。

自動車のCO₂排出量削減、および海外航路をふくめた飛行機・船舶の二酸化炭素排出規制を、環境確保条

例にもりこむこと。火力発電所を二酸化炭素排出削減義務づけの対象にすること。

都民、中小企業・商店などに対する電気自動車などエコカー（低公害低燃費車）・次世代自動車の購入費助成を拡充するとともに、エコバイクの購入費助成を実施すること。電気自動車の充電施設・設備整備への支援を強化すること。

エコカー・次世代自動車のカーシェアリング（共同利用）事業、レンタル事業への財政支援を拡充・強化すること。都または都道路整備保全公社の事業としても実施すること。

家庭、マンション共用部分、中小企業・商店、学校などの電球・蛍光灯のLED化に対する助成を実施すること。

都庁をはじめ都有施設、都の関連施設の照明のLED化を促進すること。

地表熱の吸収に効果がある芝生の植栽を促進し、「駐車場の芝生化促進事業」を実施すること。また、学校、都営住宅やマンションなど共同住宅、福祉施設、オフィスビルの公開空地や屋上の芝生化、緑化への支援を行うこと。壁面緑化への支援を行うこと。

都心部における公園と緑、河川など「クールスポット」の保全・拡大をすすめること。河川の暗きよを還元し、水辺環境の回復と拡大を推進すること。

臨海部、都心部等のの巨大ビル建設を抑制し、「風の道」の保全・拡大を図ること。

森林再生や市街地における緑を保全・拡大するとともに、都立公園の整備を促進すること。

ヒートアイランド現象調査のために都が実施していた、区部120カ所の「メトロス測定」を復活させること。

(2) 区市町村が実施する環境政策への支援

区市町村が実施する環境政策に対する包括補助を継続・拡充すること。

(3) 環境アセスメント制度の拡充

複数の開発計画や人的影響などをふくめた「総合環境アセスメント制度」を実施すること。

「都市再生」関連の事業の特例扱いをやめ、「特定地域」における超高層建築物の対象を高さ100m以上、面積10ha以上に戻すこと。また、計画段階アセスの対象規模を10ha以上にすること。

環境アセスの対象規模については条例化するとともに、事業段階アセスの手続きは、旧条例に準ずること。評価項目に二酸化炭素排出量を加えること。

環境アセスメント技術指針の調査項目にPM2.5を加えること。

事業計画区間を短めに細分化した道路計画路線については、事業の一体性から、全体の環境アセスメントの対象にすること。

5.4 緑の保全・拡大、自然との共生の推進

(1) 緑や自然の破壊の規制、保護と回復の促進

東京の貴重な緑を守るための「緑地保全目標」を引き上げること。毎年度、緑地の調査を行い、計画的な保全と拡大をすすめること。

都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げて、整備を促進すること。都立公園を増やし、面積を拡大する

とともに、区市町村による公園整備への支援を強化すること。

市街地での特別緑地保全地区の拡大、里山保全の指定を促進し、公有化をすすめること。区市町村による買い取りを支援する「特別緑地保全地区促進事業」を拡充すること。

崖線以外の1/2未満の地域でも保全地域に指定するよう、面積要件の緩和と指定を推進すること。多摩川沿いの崖線樹林について、都による指定の拡大と公有化を図ること。

東京グリーンシップアクションを継続・拡充し、NPOや民間企業等と連携した緑の保全を強化すること。サポート・レンジャーの受講費に支援を行うとともに、自然保護に携わっているNPOや区市町村への支援を拡充すること。

緑や自然破壊への規制を強化し、稲城市南山開発は中止すること。

自然公園の特別地域などの指定を促進すること。また、自然公園内の開発行為の規制を強化すること。

多摩の植林の間伐、広葉樹への植え替えなど、植生の回復を促進すること。シカなどによる山林被害の拡大を防ぐこと。伊豆諸島でのカシノナガキクイムシの防除対策を実施すること。

相続などで売却、開発され失われつつある屋敷林、雑木林を保全すること。

(2) 都立霊園・葬儀所の整備

都立霊園に樹木葬の墓地を増やすとともに、霊園、葬儀所施設使用料の値上げはしないこと。多様なニーズにこたえ、安価な墓地の提供をすすめること。

(3) 希少動植物、生態系の保護対策の強化

アカガシラカラスバト、オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキ、エドハゼ、キンラン、ギンランなど、レッドデータブックに指定されている絶滅危惧種を保護種として指定し保護を図ること。

保護種の保全区域を定め、区域内での開発を規制するとともに、保全区域の公有化を促進すること。また、保全地域等の希少種、外来生物等の生息生育状況の調査を行うこと。

都内中小河川、干潟等の水生生物・魚類等の実態、および自然公園、都立公園における動物の実数を把握する調査を行い、保護対策を強化すること。

東京の郷土種に配慮した植栽（クヌギやコナラなど）の保全に向けた調査を行うこと。

(4) 都立動物園の整備

都立動物園の整備を推進し、動物とふれあう機会を拡大するとともに、種の保存、繁殖促進などの機能を拡充すること。

(5) 世界自然遺産・小笠原諸島の自然保護対策の強化

世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然保護を、強力にすすめること。外来種対策を強化すること。

(6) 環境科学センターの拡充

環境科学センターを都直営に戻すとともに、調査研究体制を拡充し、研究者の育成を強化すること。

(7) 温泉掘削の規制強化

都内での温泉掘削は総量規制の立場から抜本的に見直し、営利を目的とした掘削・利用は許可しないこと。

5 5 大気汚染などの公害対策、アスベスト対策の強化

(1) 大気汚染対策の強化

都の大気汚染健康障害者医療費助成を継続・拡充し、18歳以上の慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫の3疾患を助成対象にすること。国にたいし、大気汚染による健康被害者への抜本的な救済策を実施するよう求めること。

PM_{2.5}微小粒子の国基準にもとづいた測定を、すべての測定局で行うこと。一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局を増設すること。また、設置場所は実態を正確に表す場所になるよう点検し、移設すること。自動車の総量規制を実施すること。

事業所ごとの「排出総量削減計画」は、低公害車の導入の義務づけなど、実効性あるものとする。都内一定地域への乗り入れの禁止、生活道路への大型通過車両の進入禁止など実効ある対策を講じること。燃料電池車など低公害車の開発・普及を支援すること。

大気汚染の高濃度地区への脱硝装置の設置など局地対策を強化すること。

歩道、植樹帯、環境施設帯、防音施設など、道路構造の改善をすすめること。

高速道路、幹線道路沿道の住民の生活・健康などの総合的な調査は、対象・項目を大幅に拡大して、継続的に実施すること。

NO₂測定運動への補助を復活すること。

(2) 光化学スモッグ対策の強化

光化学スモッグ発生時の自動車乗り入れ規制などの対策を実施すること。

光化学スモッグの発生防止対策を確立すること。中小企業を支援してVOCの排出を抑え、光化学オキシダントの環境基準達成にむけて対策を講じること。

(3) ダイオキシン、環境ホルモンなど化学物質等の対策の強化

ダイオキシンの総合対策を強化し、塩化ビニールを製造段階から規制すること。

工場跡地、清掃工場周辺の大気、水質、土壌の調査および母子健康調査を実施し、ダイオキシンによる汚染実態を把握するとともに、区市町村に情報提供すること。区市町村が実施するダイオキシン類調査等に対する財政支援を行うこと。

フロン等の排出削減対策を実施すること。

災害時の化学物質対策を実施すること。災害時における高压ガスの保安および活用の検討を行うこと。

PCB廃棄物への識別表示を徹底すること。中小企業が保有する微量PCB絶縁油分析費用に対する補助を継続・拡充すること。

城南島などのスーパーエコタウンについては、処理施設での事故発生を防止し、環境保全のために必要な対策を講じること。

環境ホルモンなど非特定化学物質について、現状把握および人体や生態系におよぼす影響等の調査研究を推進すること。都民への情報公開を随時行うとともに、環境化学物質基本法制定を国に求めること。

有害性や健康被害が懸念されているナノ粒子について調査、研究を進めること。

(4) 土壤汚染対策の強化

工場閉鎖後についても土壤調査を訴求できることなど、土壤汚染対策法の抜本的改正を国に強く求めること。

工場等の廃止や土地の改変時における土壤汚染の調査は、第三者機関が行い、全面的に公開すること。調査メッシュの強化、地歴の遡及期限の延長など、汚染の見過ごしをなくするための措置を強化すること。

また、小規模事業所が行う報告、処理対策への援助を行うこと。

ダイオキシンや六価クロムなどの有害物質で汚染された土壤については、情報公開を行うとともに、恒久化処理による無害化をすすめること。

土壤汚染物質除去等に対する融資制度を創設するとともに、技術的支援の強化、および情報の共有化を図ること。

(5) 水質汚染防止対策の強化

地下水の広域的汚染調査を実施し、対策を講じること。零細な事業者に対する汚染除去費の財政支援を行うこと。

区市町村が実施する、河川・水路の浄化対策に対する財政支援を拡充すること。

東京湾および臨海部の水質浄化を促進し、富栄養化防止対策を強化すること。

隅田川など都内河川の水質浄化と水辺環境の回復をすすめること。

羽田空港D滑走路増設にともなう多摩川、海老取川の流況および環境変化の調査を実施すること。

中小河川の広域監視体制を復活し、自然と緑を生かし、湧水の保全などに努め、親水性を高めるとともに、水質改善をすすめること。

奥多摩湖などの水質浄化をすすめること。

利根川上流域の自治体と協力し、川上からの水質浄化をすすめること。

(6) 騒音・振動等の対策の強化

航空機騒音の実態を調査し、測定所の増設を図ること。また、環境基準をこえている地域のすみやかな防音対策を実施すること。

首都高速・一般幹線道路沿道の騒音・振動調査の際、住民の被害調査を実施し、抜本的対策を講じること。既設・在来線を含めた鉄道騒音、振動にかかわる環境基準を都として独自に設定し、事業者の実態と被害の調査を行わせるとともに、ノージョイント化など必要な改善対策を講じさせること。

電磁波による健康影響調査を行うこと。

公共施設、商業施設、大規模建築物、道路等における屋外照明や広告物などによる、「光害(ひかりがい)」の防止対策を推進すること。過度な照明やサーチライト等の使用を規制するガイドラインをつくること。

(7) アスベスト対策の強化

アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査を行うとともに、被曝者救済、アスベスト追跡調査など業界、企業に社会的責任を果たさせるよう国に求めること。

環境曝露、家族曝露、補償制度のない自営業者など被災者に対する補償制度を確立するよう国に求めること。都としても支援を行うこと。

解体工事にともなう吹きつけアスベストの飛散防止対策を強化すること。解体工事での届け出を徹底させること。

非飛散性(成型板)アスベストは、解体工事、保管・処理・処分のルートづくりと、中小企業のための保

管施設の確保など、都の支援を強めること。

学校、公共施設などにおける、アスベスト除去への補助制度を創設すること。

中皮腫などアスベスト被害による疾患の診断・治療の専門医の育成、および医療体制の充実をすすめること。アスベスト被害者の健康調査について都として助成制度を設けること。

再生砕石製造業ではスレート等の搬入防止を推進し、施設での大気測定を周知徹底すること。

5 6 省資源・リサイクル、廃棄物対策の強化

(1) 廃棄物の発生抑制、減量対策等の強化

製造段階での発生抑制など、企業の責任を明確にした減量対策を促進すること。環境管理計画ISO14001シリーズ認証取得を推進し、製造段階からの廃棄物の削減をすすめること。その際、中小企業に対し、取得支援を行うこと。

東京都廃棄物処理計画にもとづき、区市町村が各年度の目標を達成できるよう十分な支援を行うこと。

企業による減量・リサイクルを推進するために、東京都が訪問、調査、指導の徹底など積極的な役割を果たすこと。

市町村の廃棄物処理施設への助成を継続・拡充すること。

「都市再生」などの大型開発を見直すことで、建設残土・廃棄物の発生を抑制すること。

(2) 産業廃棄物の企業責任による処理の推進

9都府県で連携し、産業廃棄物対策を強化すること。都としても「産廃Gメン」の拡充、不法投棄、野焼きの監視と規制の体制を強化すること。

建設廃棄物（建設廃材、建設泥土）の減量を促進するとともに、リサイクル施設整備や仕組みづくりを促進すること。

注射針以外の在宅医療廃棄物について、注射針と同様、医療機関や薬局等で収集・処理する体制を構築し、財政支援を実施すること。

一定規模以上の開発計画については、条例で定められた廃棄物処理施設確保の事前協議制度をさらに強化すること。

(3) リサイクル・再資源化の推進

家電回収における指定取引所の拡大を製造業者の責任で行うなど、小売店や消費者の負担を軽減すること。

区市町村と連携し、事業系ごみの多種分別収集を促進するとともに、福祉施設等の負担を軽減すること。

中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための支援を強化すること。

再資源化活動強化の要である、資源物の再生利用の促進など「出口対策」を抜本的に強化すること。

コンポスト化の取り組みを拡大するために、都立施設への設備の設置、区市町村が実施する助成制度への財政支援を行うこと。商店街や大規模店舗などへの設備の設置をすすめること。

(4) ペット火葬場・ペット霊園のあり方検討

まちづくりや動物愛護行政もふまえて、ペット火葬場・ペット霊園の設置・規制のあり方について、検討

を行うこと。

(5) 大規模処分場の見直し

最終処分場の減容と延命をすすめるとともに、新海面処分場など大規模処分場方式を根本的に見直すこと。

都民が主人公の都市づくり、行財政運営に転換する

57 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換

(1) 「成長管理」型の都市計画、都市づくりへの転換

巨大道路や超高層ビル優先の都市づくりを改め、都市としての成長をコントロールする「成長管理」型の都市計画、都市づくりへの転換をすすめること。

都市計画・開発計画は、人口減少や超高齢社会が到来しつつある現状にみあうものに抜本的に見直すこと。道路、橋梁、公共施設をはじめとした都市インフラ整備は、右肩上がりの経済成長を前提にした巨大大事業を抑制し、維持・更新を重点にすること。

人口・産業・環境・財政などの総合的な都市アセスメントを実施し、環境との調和を図り、財政負担を抑制する「持続可能な都市づくり」に転換すること。

都市計画・開発計画への都民参加と情報公開を促進すること。

(2) 暮らしやすく、美しいまちづくりの推進

徒歩圏で日常生活が完結する、「コンパクトなまちづくり」の整備を推進すること。

まちの景観をまもる対策を強化し、景観をこわす超高層ビルをはじめとした大型建造物の建設を抑制する対策を講じること。

東京都選定歴史的建造物および景観上重要な歴史的建造物指定の制度を拡充し、財政措置を行うこと。

(3) 生活道路の整備促進、3環状道路など巨大道路計画の見直し

オリンピック招致を口実にした、1兆1億円の外郭環状道路の着工および「その2」道路計画は中止すること。東名高速道路以南の計画化をしないこと。

首都高速道路中央環状品川線の建設は中止すること。

高尾山の自然を破壊する、圏央道高尾山トンネル工事および神奈川県側への延伸は中止すること。

晴海線、多摩新宿線など不要不急の高速道路、都市計画道路新規建設は凍結すること。

交通渋滞と環境悪化をもたらす首都高速道路晴海線の晴海仮出入口建設、環状2号線湾岸部延伸の中止など、臨海副都心のアクセス道路は抜本的に見直すこと。

「第2次すいすいプラン」や、排気ガスが滞留する交差点の改良をすすめること。整備にあたっては、関

係住民の合意と納得を前提とすること。渋滞交差点の解消のための新たな交差点改良計画をたて、予算を確保すること。

生活道路の整備を促進すること。自動車優先ではなく、歩行者の安全・安心に配慮した「歩行者にやさしいみち・まちづくり」を推進すること。

道路の安全性向上のため、道路舗装の補修サイクルを短縮すること。

多摩地域をはじめとした、歩道の整備を促進すること。

(4) 所有地など公共用地の都民ための活用

貴重な所有地を大企業やマンション業者などにむやみに売却せず、福祉施設整備や防災公園、ヒートアイランド対策など都民要求にもとづいて活用すること。

所有地の利用計画は、地域住民の納得と合意をえられるものにする。

市町村による公共用地取得に対する財源措置を拡充すること。

羽田空港移転跡地は、地元区および都民参加で利用計画を策定すること。

(5) アジア・ヘッドクォーター構想の中止

新たな巨大都市インフラ整備を推進し、海外企業をよびこむための特区をつくり、減税などいたれりつくせりの便宜を図る、「アジア・ヘッドクォーター（司令塔）」構想は、中止すること。

外国企業をはじめとした開発事業者への税の軽減、再開発事業の規制緩和、再開発事業組合に対する税制上の支援などは実施しないこと。

(6) 巨大ビル優先の「都市再生」事業の見直し

「都市再生緊急整備地域」の指定を解除し、都民参加で土地利用計画を再検討すること。「都市再生特別地区」制度は廃止すること。

臨海副都心、環状2号線新橋・虎ノ門地区、北新宿、大橋地区など都施行の大型開発を中止すること。

「都市再生」のための「先行まちづくりプロジェクト」、センターコア内の「地区計画原則化」「特例容積率制度」など大企業・ゼネコンによる大規模開発を支援する誘導策や規制緩和を中止すること。

超高層マンションの建設を見直し、抑制すること。居住する子ども、妊婦、高齢者等の健康・心理・生活、大震災等の防災対策、建て替え・更新の課題などの調査を行うこと。

58 過大な港湾整備、臨海開発の見直し

(1) 過大な港湾整備の見直し・耐震改修などの促進

「京浜港の総合的な計画」にもとづく大深度バースなどの巨大港湾施設建設、および臨港道路南北線をはじめとした過大な投資はやめること。

横浜、川崎などの港と連携し、機能分担・機能の適正化をすすめること。

大企業に対し、大型バースの占用使用料、港湾環境整備負担金、入港料、大型船舶への係船料などの適正な負担を求めること。

日の出ふ頭や晴海ふ頭などの老朽施設の更新、耐震改修を早急にすすめること。

放置シャーシー問題などを解決するために、シャーシー駐車場やコンテナ置き場を東京都が責任をもって設置すること。また、既存の駐車料金を引き下げること。

港湾公共施設のアスベスト除去をすすめること。民間施設については、その促進のために支援すること。

(2) 中小港湾業者の振興、港湾関係労働者の福祉厚生の充実

都民生活の充実や中小企業の振興につながる東京港の物流機能の拡充を図ること。

港湾振興策は中小港運業の振興、港湾労働者の雇用の創出と厚生施設を充実すること。

中小港湾業者に対し、収益還元方式にもとづき埋立地貸付使用料の減額、水際加算金の軽減、長期・低利の融資を行うとともに、貸付地の権利金の分割納入を認めること。

24時間フル稼働に対応する「東京港港湾労働会館」の建設をはじめ、港湾関係労働者のための住宅や宿泊所、休憩所や医療施設など福利厚生施設の整備を促進すること。

(3) 臨海副都心地域は、未利用地の売却を中止し、緑と環境など都民合意で新たな活用策をつくること。

59 都民施策優先の行財政運営への転換

(1) オリンピック招致、不要不急の大型開発や税金の無駄づかいをやめ、都民施策を拡充する

オリンピック招致は中止し、福祉・防災都市づくり、放射能汚染対策、被災地・被災者支援などに総力をあげること。

4千億円のオリンピック準備基金などの基金を計画的に活用し、都民施策拡充のために使うこと。

人口減少や超高齢社会が到来しつつあるもとの、右肩上がりの経済成長を前提とした巨大開発への投資は抜本的に見直すこと。

オリンピック招致を口実にした外郭環状道路の着工や、晴海線、多摩新宿線など不要不急の高速道路新規建設、巨大港湾施設等の建設は凍結すること。

生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実とともに、中小業者の仕事確保、雇用拡大につながるようにすること。

都債の発行を抑制し、低利借り換えをさらに促進するなど、借金返済の負担を軽減すること。

都が負担する必要のない国直轄事業負担金などの支出をやめること。

知事の豪華海外出張など、税金の無駄づかいに徹底的にメスを入れること。知事および都幹部の出張は条例に基づいた支出とすること。

不況に苦しむ都民に痛みをしいる、公共料金や利用料・使用料の値上げはしないこと。公営企業にたいし、税で負担・補てんすべき費用は、一般会計からの繰り入れをきちんと行うこと。

(2) 2012年度の都区財政調整について、特別区の要望にこたえた需要算定を行うこと。

(3) 都民施策を拡充するための歳入確保対策

法人事業税の超過不均一課税を1.2倍の制限税率限度額まで引き上げることをはじめ、都としてできう

る大企業課税を行い、巨額の内部留保をためこんでいる大企業に応分の負担を求めること。

法人事業税の外形標準部分の拡大をすすめること。

駅ナカビジネスに対する課税を、強化すること。

N T T、東京電力等の道路占用料を引き上げること。

在日米軍に対する自動車税や個人住民税など地方税の非課税措置をやめること。

(4) 税財政制度について、国に対し以下の事項を要望すること

復興財源を口実にした消費税増税は行わないこと。食料品の消費税は非課税にすること。

法人税減税を中止し、大企業優遇税制を抜本的に見直すこと。法人事業税の暫定措置を中止すること。

膨大な昼間人口にともなう行政需要等に見合う地方交付税などの財政措置を、東京都に対して実施すること。また、地方自治体への税源移譲をすすめること。

首都高速道路の固定資産税への課税を認めること。

(5) 「構造改革」路線からの転換

「行財政改革実行プログラム」等にもとづいて切り下げた福祉などの都民施策を元に戻し、拡充すること。

都民のための都立施設の廃止・民間移譲はやめ、必要な施設の新築、増設、改築等をすすめること。

市場原理・経済効率最優先で、公共サービスを後退させる地方独立行政法人化、P F I制度や指定管理者制度の導入、民間委託はやめること。

銀行の利益のために都有地を提供する土地信託の契約延長はやめ、貴重な都有地は都民のために使うこと。

(6) 都民サービスのための都職員体制の強化

総定数抑制・公務員削減の方針をやめ、福祉、医療、教育をはじめ、都民サービス拡充のために必要な正規職員を増やすこと。

団塊の世代の大量退職期をむかえているもとの、専門職や技術職の仕事の専門性が継承できるよう、計画的に採用・育成すること。

所得を増やし消費をあたためる経済政策が求められているもとの、都職員の給与の引き下げはやめること。

都職員の残業時間を減らすこと。残業代の不払い、サービス残業を根絶すること。

管理職ポストの見直しを行い、縮小すること。知事、副知事、局長級の退職金制度の見直しをすること。

都の非正規職員の給与、社会保険加入などの待遇を抜本的に改善し、正規職員への採用をすすめること。

臨時職員の給与を時給1000円以上に引き上げ、交通費は給与と別に実費支給すること。専務的非常勤職員の5年での雇い止めをやめること。

(7) 公契約条例の制定、公契約改革の推進

公契約法を早急に制定するよう、国に求めること。

都として公契約条例を制定し、公契約にかかわる労働者の賃金を時給1000円以上にすることや、公共事業における中小業者の育成、品質確保などの都と事業者の責務を明確に定めること。

中小業者、下請け業者に痛みをおしつける低入札をなくす対策を講じること。

談合による不公正な入札・契約を一掃するため、指名停止期間の大幅延長、談合業者の排除など防止対策を抜本的に強化すること。

(8) 監理団体等の改革の推進

都の監理団体および報告団体、開発型第3セクターなど、外郭団体の組織と運営は、透明性を高めるとともに、公益性・効率性の立場から抜本的に見直すこと。

(9) 都民参加、情報公開、民主的行政の推進

重要な政策決定過程で都民の声が直接反映できるようにするために、住民投票制度を導入すること。

事業の計画・実施過程において住民参加による「協議機関」を設けるなど、都民意見、都民合意形成のシステムをつくること。

行政の監視、不正の摘発など権限を持った「行政監視員(オンブズマン)制度」を新設すること。

都のすべての行政委員会、懇談会などの選任にあたっては、公募委員を加えるなど都民参加を徹底し、原則公開をつらぬくこと。

都監理団体の情報公開をすすめるとともに、監理団体に指定されていない第3セクターや新銀行東京も情報公開の対象に加えること。

同和行政を完全に終結させるとともに、「人権プラザ」は、地域産業従事者や地域住民の交流の場として改善し、同和問題啓発事業の拠点とさせないこと。

都の情報公開の開示手数料を引き下げるとともに、コピー代の徴収をやめること。

多摩・島しょの振興をすすめる

60 多摩格差の解消

(1) 多摩の振興を都政の柱にすえ、くらし、福祉、教育、産業など総合的に位置づける「多摩振興プラン」を市町村と協同して策定すること。

(2) 市町村の財政基盤の強化

市町村総合交付金を大幅に増額するとともに、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。「新たな多摩格差」解消にむけた財政措置を強めること。

区市町村振興基金を増額し、貸付利子の減免、低利貸付の対象の拡大を図り、借換制度の条件緩和を図ること。

市町村国民健康保険の健全化と保険料(税)の引き下げのため、財政支援を抜本的に拡充すること。

(3) 地方分権に対する支援の充実

市町村が行うことが困難な都民施策について、東京都が施策を直接実施したり、補完・代行するなど、重層的に都民サービスの向上を図ること。

地方分権推進にあたっては、市町村に超過負担が生じないよう、権限にみあった税財源の移譲などの措置を講じること。

(4) 防災対策の充実

震災時におけるライフラインとしての飲料水を確保するため、水道管の耐震化の整備を早急に推進すること。

多摩地域の丘陵地の造成対策、および急傾斜地など崩壊危険力所の対策を促進すること。

都が管理する中小河川の水害防止のため、雨水浸透施設の整備、雨水浸透ますの補助金の拡充、堤防整備など、都市型水害対策を抜本的に強化すること。また気象データの市町村への情報提供などの措置を講じること。

消防署の1市1署配備と支所・出張所の増設体制を確立し、建設用地を都費により取得すること。

地域に対応した高規格救急車の導入と救急体制の充実を図ること。多摩西部地域等で搬送距離が長い地域には、特別な配慮を行うこと。

消防団や自主防災組織が使用する施設等に対する財政措置を充実すること。

(5) 子育て支援策の充実

子育て推進交付金総額の増額や子ども家庭支援区市町村包括補助事業における補助率の引き上げなど、支援策を拡充すること。

多摩地域における二次医療圏ごとのNICU・周産期医療整備計画をつくり、体制強化を推進すること。

八王子市内に都立・公立の小児病院を整備するなど、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。

小児科医師が対応可能な二次救急医療体制のいっそうの拡充を図ること。

児童相談所の職員の増員と機能の拡充を図ること。また児童相談所を増設すること。

子ども家庭支援センター事業にたいする補助制度を拡充し、市町村の超過負担が生じないよう見直しを図ること。

乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成の所得制限を撤廃または緩和するとともに、補助率を引き上げること。義務教育就学児医療費助成の外来一部負担をなくすこと。

公費による妊婦健康診査事業を継続・拡充すること。

私立幼稚園児保護者負担軽減事業費補助を拡充し、所得階層区分の上限を設けず全世帯を補助対象にすること。入園料および幼稚園類似施設も補助対象にするとともに、均等割額、園児割額単価を増額すること。

(6) 保健、医療、衛生の充実

公立病院運営事業補助制度、および施設整備事業に対する補助制度を拡充すること。

救急医療に対する現行の補助制度に加え、東京ルールに参画するための医師確保など二次救急医療に関する新たな補助制度を新設すること。また、東京ルールの地域内調整医師確保料の単価を大幅に引き上げること。

市町村が実施するがん健診事業に対する財政支援を実施すること。また、乳がん・子宮頸がん検診については、市町村によっては検診可能な医療機関がさがられているため、都内の検診機関いずれでも受信可能とするなど改善すること。

「医療保健政策区市町村包括補助事業」については、補助基準額および総上限ポイント数の引き上げなど拡充すること。

都の保健所を増設・拡充すること。市移管された保健所への継続的な支援を行うこと。また、市町村の地域保健体制整備に対する財政措置を拡充すること。

多摩地域に回復期リハビリテーション病棟を併設したりリハビリテーション病院を整備すること。

(7) 高齢者福祉の充実

後期高齢者医療制度の保険料の負担軽減、値上げ抑制のため財政安定化基金を活用するとともに、市町村および広域連合への財政支援を強めること。

地域福祉区市町村包括補助事業については、補助基準額の増額、補助率引き上げなど拡充すること。成年後見あんしん生活創造事業の補助基準額を増額すること。

市町村の老人保健福祉計画の実効性を確保するため、補助率の引き上げなどの財政支援を行うこと。

シルバーパスの利用区域について、隣接県バス路線への拡大を行なうこと。多摩モノレールでシルバーパス、障害者無料パスが使えるようにすること。障害者に対し、シルバーパスと同じく民営交通パスを交付すること。

配食サービスについて、地域の実情に応じて積極的な取組みが可能となるよう配食サービス事業の充実を図ること。

帰来先のない住所不定者等の養護老人ホームへの入所措置経費にたいし、施設所在地の保険者の負担が重くならないよう都独自の補助制度を創設すること。

(8) 介護保険制度の改善

保険料の負担軽減、値上げ抑制のため財政安定化基金を活用するとともに、市町村への財政支援を強めること。

生計困難者にたいする介護サービス利用者負担軽減措置事業は、所得基準等の要件緩和、対象者の拡大など拡充すること。市町村が行っている低所得者の保険料・利用料減免を都として支援すること。

特別養護老人ホームなど介護施設、介護・医療・見守りなどのサービス付き高齢者住宅の整備を促進すること。

(9) 障害者福祉の充実

地域でデイグループ事業および心身障害者（児）通所訓練事業にたいする運営費補助を継続すること。

コミュニケーション支援、移動支援など、市町村が実施する地域生活支援事業にたいする財政措置を拡充すること。

障害者施設、グループホーム等の整備、運営にたいする支援を拡充すること。

発達障害者支援センター、盲ろう者支援の拠点、聴覚障害者情報提供施設、難病相談・支援の拠点等を多摩地域に設置すること。

都立心身障害者福祉センター、口腔保健センター、福祉機器総合センター等を多摩地域に整備すること。

市町村立障害者福祉センター、保健センターの建設費、用地費への補助を拡充し、運営費補助を創設すること。

(10) 教育・文化・スポーツの充実

市町村立学校の耐震診断補助助成をⅠs値0.3以上の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また、老朽校舎の改築、改修、増築への補助制度を創設すること。

多摩地域の小中学校の普通教室のクーラー設置に対する財政支援の期間を延長するとともに、国の補助採択がされない場合は、都の補助率がさ上げを行い、市町村の費用負担を軽減すること。

小中学校の30人学級を計画的に実施すること。来年度から小学校2年生の35人学級を実施することは

もちろん、早期に、35人学級を小中学校の全学年にひろげること。
学級編成基準の弾力的運用（学級維持制度）を継続し、拡充すること。
多摩教育センターの教育相談事業を充実させること。
特別支援教育推進のための専門家、教職員の配置と人件費補助および施設整備の補助を行うこと。
就学相談、機能回復訓練、教職員の研修などの機能を備えた心身障害児教育センターを多摩地域に整備すること。
都立の社会教育施設(美術館、自然史博物館、文化会館など)を多摩地域に整備すること。
「スポーツ祭東京2013」およびリハーサル大会の開催にむけ、市町村の施設改修、競技運営費等に対する財政支援の充実を図ること。

(11) 消費者支援の充実

消費者被害救済と消費生活相談事業の充実を図るため、市町村に対する財政支援を拡充強化すること。
東京都多摩消費者センターの窓口再開など相談体制を拡充するとともに、検査機器を備えるなど検査体制の充実を図ること。

(12) 雇用就業支援の充実

国と都が実施してきた緊急雇用対策事業を継続・拡充すること。緊急雇用対策区市町村補助金を復活すること。
新規学卒者の支援をはじめ、市町村が実施する雇用就業支援事業に対するきめ細かい財政支援を実施すること。
労働相談情報センターの増設、機能の拡充を推進すること。
勤労者福利厚生施策の充実を図ること。中小企業勤労者互助団体等にたいする事業費補助制度を都として再開するなど支援すること。

(13) 多摩地域の産業振興対策の充実

多摩地域の新たな商工業振興プランを策定し、支援を強化すること。
多摩テクノプラザの運営費予算を増額し、機能を拡充するとともに、産学公連携による技術・製品開発の支援など多摩地域の製造業振興への支援を強化すること。また多摩地域に複数のランチを設置すること。
多摩テクノプラザで、工業製品の放射線量を測定すること
都の創業支援融資枠を拡大し、市町村が独自に実施する創業支援事業に助成を行うこと。
多摩地域の地場産業振興をすすめ、「東京ブランド」「多摩ブランド」を立ち上げること。
商店街支援事業は、事業費を一時的に全額商店街が立て替えなければならないため利用困難な商店街が多く、また法人化されていない商店街においては代表者個人が一時借り入れをしなければならない場合もあるため、補助事業実施については市町村が代理施行し、都へ補助申請を行う手法も可能となるようにすること。
大型店や駅ナカ商業施設などによる地域商業への影響を調査すること。新たな超広域ショッピングセンターの出店から地域経済を守るための条例を制定すること。
買い物弱者対策について、実態調査結果にもとづき、モデル事業を早期に実施すること。事業を早期に立ち上げること。

(14) 多摩地域の農業・林業振興対策の充実

食糧自給率を高める立場から、東京の農業を「基幹産業」として位置づけ、「都市農業振興条例」を策定

するなど、農業支援を抜本的に強化すること。

農地の土壌の放射能検査を実施するとともに、農産物への影響を継続して調査すること。

生産緑地の追加指定の促進や宅地並み課税の見直しなど、営農が継続できるようなシステムを確立すること。市町村への指導・援助を積極的に行うこと。

農業関係の試験場は直営に戻し、研究所機能を拡充すること。また各施設の充実をすすめること。

遊休農地について、関係者の協力を得て農地、緑地を中心とした活用計画をたてること。

各市町村と協力して、後継者の確保のため農地の斡旋、研修期間の生活援助など特別な手立てを講じること。林業従事者育成に早急に取り組むこと。

多摩産材の活用を促進するため、安定した供給体制を確立し、公共施設や個人住宅への需要を拡大するための仕組みを整備すること。産出コスト削減を、都内中小企業、関係業者と連携してすすめること。剪定枝、間伐材を利用したリサイクル資源推進事業への財政支援を行うこと。

獣害の防除実施計画の策定及び、市町村が行う防除対策への支援を早急に講じること。また「はこわな」購入費を補助対象とすること。

(15) 多摩地域の緑と自然の保全対策の充実

多摩地域に残されている谷戸・湧水・雑木林などが一体となり、多様な生物が棲息できる自然環境の保全対策を強化すること。

自然保護条例の改正で削除した市街地の保全を復活すること。里山など保全地域指定をすすめ、多摩地域に残された緑地を保全すること。

開発の対象にされている都立自然公園を緑地保全地区に指定し、公有化をすすめること。

良好な都市環境の形成、保全を図るため、生産緑地地区の買い取りの申し出が生じたときは、すみやかに財政措置をすること。

緑地保全基金を設置し、多摩地域の緑地を保全すること。

崖線以外の1/3未満の地域でも、保全地域に指定できるよう、面積要件の緩和と指定を推進すること。

アカガシラカラスバト、オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなど絶滅が危惧される希少動物を保護し、生息地域を守ること。

奥多摩湖の水質保全対策を強化すること。

残堀川、野川、空堀川、黒目川等、都が管理する一級河川の清流の復活や水量の確保等を推進すること。

(16) 環境、ゴミ減量対策の充実

市町村が行う地球温暖化対策への財政的支援を強化すること。推進にあたっては、周辺自治体の住民合意を前提とすること。

太陽光・太陽熱をはじめとした再生可能エネルギー、燃料電池等の普及、建物や照明機器の高効率化やLED化をはじめとした省エネルギー対策、公共施設の屋上緑化・壁面緑化などをすすめる市町村や事業者に対する財政支援を実施・拡充すること。

多摩地域の一般環境大気測定局19カ所すべてで化学スモッグの測定ができるようにすることをはじめ、大気汚染対策を拡充強化すること。

市町村の公共施設や民間住宅のアスベスト除去への必要な財政措置を講じること。

生ゴミ資源化処理施設等の運営にたいする補助制度を創設すること。

容器包装物のストックヤードの整備、選別・圧縮施設などの施設整備費、用地費の補助を拡充すること。

自然と森林を破壊する採石跡地への残土もちこみを認めないこと。

産廃Gメンを増配置し、多摩山間部、河川などでの不法投棄などを取り締まること。休日対策を実施すること。

(17) 公共交通の整備

交通不便地域の解消をはじめ、遅れている多摩地域の公共交通の充実を図ること。市町村が実施している、コミュニティバス、ワゴンタクシー等に対して助成を行うこと。コミュニティバス運行費補助は、補助期間の延長・撤廃など拡充すること。

シルバーバスを、多摩モノレール、および隣接県バス路線に適用すること。

多摩都市モノレールに対する地元自治体負担を軽減すること。沿線学生の通学費の負担軽減のため、学割定期券、学割運賃を実施できるよう支援すること。

京王線・小田急線の複々線化など、鉄道輸送力の増強、混雑緩和を図ること。

「開かずの踏切」対策を急ぐこと。連続立体交差化事業を住民合意で促進するとともに、沿線市の財政負担を軽減すること。

(18) 流域下水道の改善

流域下水道の市町村の建設負担金を軽減し、維持管理負担金のとりすぎ分を返還すること。また、建設負担金のための起債の利子を補給する制度を新設すること。

地方債利子補給制度の創設、維持管理費に対する補助の新設や町村の公共下水道の整備にたいする特別の財政措置など、公共下水道事業への補助を改善・拡充すること。

(19) 住民本位のまちづくりの推進

都心一極集中と多摩格差を拡大する「都市再生」をやめること。圏央道、外郭環状道路などの幹線道路計画を見直し、業務核都市・拠点整備などの大型開発、ミニ都市再生事業を押しつけないこと。

稲城・南山開発を中止し、住民本位のまちづくりをすすめること。

交通量が急増している多摩地域での歩道整備など交通安全対策を充実し、信号機の設置予算をふやし、要望に応えられるようにすること。

第二次交差点すいすいプランの早期整備をはかり、次期計画を策定すること。

(20) 多摩ニュータウンのまちづくり

少子・高齢化をふまえた、多摩ニュータウンの将来像を策定すること。

ニュータウン事業に係る都の窓口について、専管組織として継続設置すること。

「多摩ニュータウンに於ける住宅の建設と地元市の行財政に関する要綱」にもとづく地元市への多摩ニュータウン関連公益施設整備費・償還費補助金の補助率の大幅な引き上げを行うこと。

高齢者、障害者、ファミリー世帯が安心して子育てできる住宅供給の視点で、少ない家賃負担で住めるような住宅の整備をすすめること。

老朽化した都営住宅の建てかえや地元優先入居枠の拡大、高齢者の下層階への住み替え促進など、多様化への対応をすすめること。

多摩ニュータウンでの特別養護老人ホーム、シルバーハウジング、ケア付住宅などの建設を促進すること。近隣センターや商業・業務施設の活性化事業について、抜本的な対策の調査・研究と財政的な支援などを行うこと。

6 1 島しょ振興、三宅島復興支援の推進

(1) 島しょ振興の財源確保

島しょ振興公社にたいする貸付金を増額すること。市町村総合交付金については、島しょの特殊性にもとづき配分を増額すること。また、八丈町への交付額は、同規模自治体の大島町と同額に引き上げること。簡易水道整備補助の補助率の引き上げ、補助枠の拡大を図ること。

観光産業振興を含む「地域力創造推進計画」にたいする都の補助制度の拡充、低利の融資制度を創設すること。特産品の開発・研究にたいし援助を拡充すること。

(2) 地震・津波・噴火をはじめとした防災対策の充実

東海地震防災対策強化地域および東南海・南海地震防災対策推進地域の指定にともなう防災対策に対する財政支援を行うこと。

防災行政無線施設、備蓄倉庫および飲料貯水槽など防災対策の強化をはじめ、島しょ地域の安全・安心にかかわる財政支援を強化すること。

すべての島に地震計、震度計をきめ細かく配置するなど、地震・津波の予知・観測体制を抜本的に強化すること。また、津波情報伝達の自動化を図ること。

防災行政無線の維持管理及び個別受信機設置への都独自の補助を確立するなど、大規模災害時の島しょ地域における情報通信手段の確保対策を強化すること。

群発地震をはじめ、島しょ地域の地震の研究を進め、対策を協議する機関を設置すること。

機器の充実や専門の人員の配置などを図り、火山活動の常時監視体制を構築すること。

島しょ地域に集中豪雨防災対策用レーダー雨量計を設置すること。

(3) 島しょ地域における土壌、海水、海底土、農林水産物等の放射能測定を強化し、必要な除染を推進すること。

(4) 生活環境整備の促進

島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え、一般食品、特産品、石油・ガソリン等、補助対象品目を拡大すること。また、全国の離島の中でも割高なガソリン価格については、実効ある値下げ対策を行うこと。

本土および島間コムーター、ヘリ・コムーター定期航路の充実・整備を図るとともに、島民割引制度を国に働きかけ、都独自に助成を行うこと。また、航路の欠損額への補助についての国の全国一律単価方式については、人件費、離島の距離を考慮するなど、見直しを求めること。

国の離島航路補助の拡充を求めるとともに、都として、島しょ海路・空路を「都道」として位置づけ、船賃・航空運賃の値下げに向けた実効ある支援策を具体化すること。

島しょ地域におけるバスの生活路線運行費補助を創設すること。

八丈町営バス事業の赤字解消のために財政補助等の支援を行うこと。また、車を持たない島民の足の確保のために、福祉バス、デマンドバス、乗合タクシーなどの施策導入のため、ノウハウをふくめた支援をすること。

ダンボール、古紙、家電リサイクル、廃タイヤ等の島外搬出にともなう海上運賃に対する都独自の補助制

度を確立すること。とくに、地デジ移行によるアナログテレビの島外搬出にともなう海上運賃補助に対しては、緊急に対策を講じること。

地上デジタル放送受信不可能となる自治体・住民にたいして、情報格差解消を国へ働きかけるとともに、都としても財政支援を行うこと。また、観光地にとって欠かせない携帯電話の不通地域を解消すること。島しょ地域の管理型最終処分場整備事業等については、自然環境への影響の防止対策を強化するとともに、財政援助を行うこと。

大島町が現在焼却している古紙・段ボールなどを資源化するため、本土への海上運賃補助制度を創設すること。

現在工事が進行中の八丈島の処分場については、水道水源への汚染がないように最大限の注意を払うこと。大島町波浮港に小型船舶地が整備されたために失われた「三ツ磯海水浴場」を南部地区に整備すること。

(5) 港湾・空港・道路などの整備促進

伊豆諸島に就航している老朽化した大型貨客船の後継船建造の助成を国に求め、長崎県のように無償で供与すること。

各港湾・空港及び待合室における障害者・高齢者バリアフリーを実施すること。

ジェットフォイルの安定就航のために、港内外の整備を行うこと。

高速ジェット船の就航率を引き上げるためにも大島町元町港の整備を急ぐこと。大島町「砂の浜」の海岸保全事業は、住民の納得と合意のもとに行うこと。

利島村の防波堤岸壁の建設を促進すること。

新島村の若郷漁港、海岸保全事業のなかで、風に乗って集落に海水雨が降ったり、大波が陸地に押し寄せ家屋まで浸水するケースも出ており、対策をとること。

新島羽伏浦港を、悪天候でも港湾の静穏域を確保し漁船を安心して係留できるよう整備すること。新島村若郷漁港に設置されたジェットフォイル用の専用棧橋を早急に接岸すること。

八丈町の神湊から永郷を結ぶ都道について、擁壁で大発生しているヤスデ対策を行うこと。また、永郷地域に残っている未整備部分を早期に整備すること。

羽田～八丈間の航空路線について、直通4便を確保すること。

八丈町の八重根交通広場一帯に、船客待合所や公衆便所等の再整備にあわせてダイバー用シャワー設置や、防風、防潮林、石垣について、住民の要望を取り入れた対策をとること。

式根島野伏港湾内の防波対策は、住民合意のもとで進めること。

御蔵島港の整備を促進すること。

(6) 介護・医療体制の確保と福祉の充実

新型インフルエンザ配布枠を優先的に確保すること。新型インフルエンザ予防接種費用無償化のための助成など、町村の取り組みを支援すること。当面の予防対策として、手洗い洗剤や消毒液を、公共施設はもちろん、宿泊施設や各家庭に無償配布するための助成など、町村の取り組みを支援すること。

公立病院・診療所運営費補助、施設整備補助の増額、医療機械器具購入への補助を行うこと。医師給与費補助の引き上げと看護師等医療・救急職員の給与費への補助を行うこと。

必要な医師・看護師・保健師の確保、緊急医療対策や巡回医療制度(眼科、耳鼻科、皮膚科、重度障害児・者など)特殊疾病専門医師の派遣、各種検診、健康診断の充実・強化、救急医療事業にたいする補助制度の確立を図ること。定期・臨時予防接種費補助基準額の引き上げと同時に、予防接種医師の派遣を充実すること。

町立八丈病院で白内障の手術ができるように、都として支援すること。
専門医による健康管理巡回定期検診を充実させ、引きつづき実施すること。
救急ヘリコプター用の医師の緊急同乗派遣体制を確立すること。
心身障害者、高齢者、児童福祉等、島しょ地域における巡回相談を充実させること。
都立広尾病院は都立直営を堅持して拡充し、病院の宿泊施設を増設するとともに、利用しやすくすること。
地元町村での申し込み、都立病院以外の医療機関に通院する患者や家族の利用など、運用の弾力化を図ること。
都立病院利用者の宿泊施設「ひろお」を拡充すること。
一年間に多数回、島外病院に検診等で通院する島民への航空運賃助成をすること。
島外で長期入院している寝たきり患者がたらいまわしにならないよう、受け入れ施設のない島の現状を踏まえた対策を講じること。受け入れ施設の斡旋についても努力すること。
人工透析治療について、すでに導入している町村医療機関への専門医の派遣、新たな導入に向けた町村への支援、導入できない村で島外治療を受けている患者への生活支援などの具体化をはかること。高齢化している透析患者の送迎への補助を行うこと。
物価が都内とくらべても高い状況をふまえ、生活保護費を少なくとも都内並みに増額できるよう措置を行うこと。
式根島に多機能型の介護老人福祉施設を設置できるよう、支援すること。
高校卒業までの医療費無料化を実施できるよう、島しょの町村に対し財政支援を行うこと。

(7) 教育条件の整備・充実

小学校の複式学級を解消すること。
小規模中学校でも1教科1担任制を完全に確立すること。
高校への教職員の増配置を図ること。少人数授業の増加にともなう教室不足の解消をはじめ、施設の改善を図ること。
部活動の遠征に対する助成を拡充・強化し、都内遠征にあたって低料金で利用できる宿泊施設を確保すること。
島しょの実情に即した特別支援学級の設置を認めるとともに、特別支援学級の教員配置の充実を図ること。
特別支援教育のためのサポート教員や、施設整備への補助を行うこと。
特別支援学校分教室を設置し、重い障害のある児童生徒への特別支援教育の充実を図ること。
八王子特別支援学校などに就学している障害児の帰省費は、小中学部生だけでなく、高等部生にも支給すること。
島しょの教育の向上のため、島で働く教職員が長期的に安心して教育に専念できるよう、給与や手当の支給等での待遇を改善すること。教員免許の更新にかかる交通費・宿泊費などの負担をなくすこと。

(8) 農林業振興対策の充実

島しょ地域の特産物の販路を広げるため、都の広報やテレビでの紹介を強化すること。都施設での活用・販売などを促進すること。
試験・研究機関をいっそう充実させるとともに、花き振興のための「花の品種改良増殖研究施設」を設置し援助すること。
花きなどの生産・運搬に必要なビニール・パイプ、段ボールなどの船舶貨物運賃に対し補助すること。
山村・離島振興施設整備事業（ストロングハウス等）の更なる推進をはかること。

農・漁業などの近代化資金は、金利を引き下げるとともに、低金利資金への借り換えを容易にすること。
森林および樺林等の害虫駆除の助成措置をとること。カシノナガキクイムシの防除対策を実施すること。
また、野生の猿、鹿、ヤギ、リス、キジなどによる被害対策を強化すること。
災害用の備蓄木炭を増やすとともに、木炭の新規用途を開拓し、林業の振興を図るようにすること。とくに備長炭の需要増に対応するために、ウバメガシの植林をして樹種転換をはかり、原木確保の助成を行うこと。
利島村のモノラックの敷設整備に助成措置を講じること。
大島町の「樺林業再生」を図るため、優良品種の増殖など、都の試験研究機関の研究指導体制を強化すること。

(9) 水産業振興対策の充実

小笠原諸島など東京都の200カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。そのための資源調査や漁業経営、技術開発などへの支援を抜本的に強化すること。
漁業経営を守るために、経営改善資金、漁船建造資金、不漁対策資金などの利子補給を行う沖合漁業育成対策事業を継続すること。また、漁業共済制度の掛け金の補助を行うこと。
島しょ水産振興にとって欠かせない島しょ農林水産総合センター八丈島事業所の職員の増員と、全面改修をすること。
燃料の高騰で深刻な経営難に陥っている漁業者に対して、燃料費の助成を行うこと。
栽培漁業センターの充実をはかり、養殖場、稚貝・稚魚の放流、も場の回復等、栽培・管理型漁業の育成へ助成を強化すること。
投石事業、大型漁礁、人工漁礁、伊勢エビ漁礁、トコブシ漁礁の増殖造成事業など、漁場整備を促進すること。また浮き漁礁設置の事業化をはかること。
巻き網式試験操業の実態調査を、都として行うこと。他県船によるキンメ漁などの夜間操業を規制すること。
また、密漁の取り締りを強化すること。
島しょの農漁業生産物の販路拡大に効果のあるCAS冷凍法（農漁業生産物の細胞を壊さず冷凍する）の導入に対する補助制度を創設すること。

(10) 観光産業対策の充実

観光振興のために行う主要催事に大幅な助成を行うこと。また、島のイベントを広く都民に周知するために、都の広報、テレビ、ラジオなどでの宣伝をいっそう強化すること。
観光用標識、遊歩道、休憩所、公衆便所、駐車場、山小屋など自然公園の整備に関する財政援助を強化すること。都が実施する公園や歩道、トイレの整備は、観光地にふさわしい内容となるよう十分検討すること。
宿泊施設等の改修への補助制度を確立すること。
観光シーズンオフにおける集客対策事業にたいする専門的指導及び財政支援を行うこと。

(11) 小笠原諸島の振興対策の充実

世界自然遺産登録をうけ、希少植物、希少鳥類などの保護をはじめとした自然環境保護対策を強化し、都として財政措置を行うこと。
小笠原への交通アクセスについては、地元村および住民と十分協議して進めること。
農業待機者に農地として都営地を開放するとともに、国有地の開放を働きかけること。また、私有地買い

上げなど都有地の拡大をはかり、農地として使えるよう農道、農業用水の整備を急ぐこと。
父島の野生のヤギ駆除対策を抜本的に強化すること。野生のヤギを素材とした新しい畜産業の開発に援助すること。
営農運転資金を拡充すること。新規就農・漁業者の就農、漁業支援金など事業立ち上がり特別助成を講じること。漁船の大型化、改造のための資金貸付の拡充を行うこと。
特産の農産物、果樹、観葉植物、水産物などの研究開発機関を拡充し、その成果を普及すること。また、農業改良普及員等を配置し、農業者への援助が十分できるようにすること。
人口の確保や産業の振興のために、都営住宅の建設・建て替えを促進し、高齢者向け住宅を建設すること。父島の診療所の建て替えにあたり、村がすすめようとしている介護療養型医療施設建設を支援すること。島内で出産できる体制を確保すること。
生活物資輸送費補助については、住宅建設資材をふくめ対象品目を拡大すること。
産業廃棄物の不法投棄の取り締りなど対策を急ぐこと。

(12) 「島しょ会館」の改築・建て替えに対し、都として必要な支援を行うこと。

(13) 三宅島の復興への支援の充実

きびしい条件のもとで復興事業にあたる三宅村の要請に積極的にこたえるとともに、財政支援を引き続き行うこと。また、国に対していっそうの支援を求めること。
中長期の「三宅島産業復興計画」を住民参加で策定し、次世代を担う島民が展望をもって再建にあたるよう強力に支援すること。
自然環境に悪影響を及ぼすバイクフェスタは中止すること。

(14) 三宅村民の生活と営業再建への支援の充実

島内経済が回復するまで、国と協力し、高齢者の公的就労を実施すること。
住宅再建支援については、被害や被害者の生活実態をふまえ、高濃度地区全面解除までは延長すること。また、限度額を引き上げること。住宅再建のための10年間据え置き、長期返済の無利子貸付を行うこと。
復興支援は、島民、商工・観光・農漁業関係者の意見・要望を尊重してすすめること。
特別養護老人ホームは、高齢者が介護サービスをきちんと受けられるよう、サービス体制の確立や保険料・利用料の減免など、都として対策を講じること。
脱硫装置の設置を、高感受性者に限定せず、希望者全員を対象を拡大し、公的負担で設置すること。
三池港、錆ヶ浜港の船客待合所のさらなる整備を行うこと。
高濃度地区居住者など住宅が使用できない島民の住宅ローンの返済の延期、利払いなどの負担軽減を金融機関に働きかけるとともに、都として支援を行うこと。
小規模商工業者など自営業者の事業再開のための助成を行うこと。
火山ガスに強い農産物の研究・開発をすすめること。火山ガスによる著しい被害を受けた場合、救済措置を講じること。
伊ヶ谷港の安定就航のための棧橋延長を継続すること。定期航路船が常時就航できるよう、バス発着場に潮が上がらないようにすること。
200海里漁業や栽培漁業など、長期的展望をもったあらたな漁業の開拓のため、都の試験研究機関をはじめ支援体制を確立すること。
火山岩が海中に入り、トコブシ、天草、魚類等に打撃的影響を与えており、実効ある支援策を具体化する

こと。

島民がかかえている債務の償還期限の延長、利子補給の継続など関係機関にはたらきかけること。帰島後の営業再開のための新規融資の希望に応え、今後も無担保無保証人融資を都として実施すること。

津波や大きな台風など緊急時に備え、大久保の浜の避難道路の確保・整備を急ぐこと。

(15) 帰島を断念した島民への支援の充実

高濃度地区が解除されない限り、引き続き島民が孤立しないよう、経済的・社会的支援を行うこと。

都営住宅に入居している島民が集まって生活できるよう、希望する人は転居を認めること。

非核・平和の東京を実現する

6 2 米軍基地のない非核・平和の東京の実現

(1) 米軍基地の全面返還

全国の自治体と連携し、日本をアメリカの戦争に加担させる「在日米軍再編」方針の撤回を求めること。横田基地への航空自衛隊航空総司令部の移転、日米共同統合運用調整所の設置による日米軍事一体化を中止するよう、国に働きかけること。

横田基地の固定化につながる「軍民共用」計画は撤回し、すべての米軍基地の全面返還を求めること。横田基地の管制空域を全面的に返還させること。

基地跡地の平和利用計画を住民参加でつくること。そのため米軍基地関連自治体、学識経験者、住民代表等を含む協議機関を設置すること。都として住民要求調査にとりくむこと。

赤坂プレスセンターの使用中止、米軍に不法占拠されている都立青山公園敷地の即時返還を実現すること。多摩サービス補助施設などについても返還を求めること。

(2) 基地の危険と騒音から都民の生命、生活、環境を守る

米軍機事故や、米兵およびその家族等による交通事故、犯罪などの根絶に向けて、実効ある対策を求めること。

米軍艦載機離発着訓練(NLP)は、即時全面禁止させること。横田基地の超法規的な低空飛行をやめさせること。

横田および厚木基地周辺の防音工事対象地域の縮小をやめさせ、対策を拡充させること。

基地周辺の土地利用制限を定めた「クリアゾーン」「APZゾーン」について、横田基地の具体的方針を明らかにさせ、当該地域内の住宅、医療・福祉・教育施設、集会施設、公共施設、商業地区等の配置の実態を把握すること。この件について国にも協力を求めること。

地对空誘導弾パトリオット3ミサイルの米軍基地および自衛隊基地、公園などへの配備・展開に反対すること。

劣化ウランなどの放射性物質を搭載した米軍機による横田基地使用の実態を掌握するとともに、放射性物質搭載米軍機には横田基地使用を禁止するよう米軍に強く求めること。

横須賀港への原子力空母の配備に反対すること。米軍横須賀基地の原子力空母母港化にともなう、しゅんせつ土の東京都の経済水域内への投棄を中止させること。

自衛隊立川駐屯地のヘリコプター等が、国と立川市との協定に定められた高度、ルート、時間帯などを遵守するようにさせること。市街地上空でホバリングなどの訓練を実施させないこと。

(3) 防災訓練の政治的・軍事的利用を許さない

東京都の防災訓練に米軍参加の要請をしないこと。

(4) 非核・平和の東京を

核も基地もない平和な東京にするために「東京非核・平和都市宣言」を行うこと。さらに、東京湾関係自治体にも呼びかけて「非核・平和東京湾宣言」を行うこと。

平和への願いを発信する「東京都平和祈念館」(仮称)をすみやかに建設すること。

都の「平和の日」の企画を「都民平和アピール」の趣旨にもとづき充実させること。

都の空襲関係担当部署の連携を強化するとともに、総合的な窓口を設置すること。空襲犠牲者名簿搭載への呼びかけを強化するとともに、名簿は原則公開にすること。

都内在住被爆者の実態調査を行うこと。第五福竜丸展示館の資料・解説の充実を図ること。

硫黄島の遺骨収集を促進すること。小笠原村に硫黄島連絡所・宿泊所の建設をすすめるなど、旧島民・遺族・遺骨収集団などの硫黄島への往来を積極的に支援すること。

(5) 被爆者援護の充実

高齢被爆者を対象にした相談事業の水準が保たれるよう、被爆者健康指導事業委託費を増額し、削減前の1997年度の水準に戻すこと。

被爆者一般健康診断を拡充し、腹部超音波、骨粗しょう症、肝炎ウイルス、歯科、HDLコレステロール、中性脂肪、尿素窒素、総タンパク、クレアチニン、ヘマトクリット、血小板など検査項目を増やすこと。

被爆者がん検診を拡充し、前立腺がんPSA、血清ペプシノゲン、CEAなど腫瘍マーカーの検査を追加すること。胃がん検診を、レントゲンか内視鏡かを選択できるようにすること。

被爆者二世の医療費助成は、脳出血、心筋梗塞発作時の緊急治療や、各種がんの確定診断が出るまでの高額な医療費などについて、発症時までさかのぼって助成を行うこと。また、医療証の更新期限を廃止すること。

国に対し、被爆二世医療費助成制度の創設を働きかけること。

被爆二世の健康診断を拡充し、検査項目を増やすこと。

都内被爆者などの被爆体験を都として収集し、都庁、都立図書館・文化施設、公立小中学校、大学等で保存・展示するなど有効活用すること。都として被爆証言DVDを作成し、保存、貸し出しを行うこと。

被爆者団体が都庁で開催する原爆展開催に、財政支援を行うこと。

以上

2011年12月

発行 日本共産党東京都議会議員団

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都議会内
TEL 03(5320)7270 FAX 03(5388)1790
<http://www.jcptogidan.gr.jp/>

ご意見・ご要望をお寄せください。